

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
1	実施方針	4	I	1	(6)	②		要求水準書	要求水準書について、(案)の記載がありません。募集要項等公表時点で基本的に確定しているものであり、変更が行われることは想定されていないという理解でしょうか。	質問回答及び競争的対話を踏まえ、変更する場合があります。
2	実施方針	4	I	1	(6)	⑤		特定事業契約書(案)	事業者の加入が求められる保険は、特定事業契約書(案)に記載されるのでしょうか。	募集要項等として公表予定の特定事業契約等をご確認ください。
3	実施方針	4	I	1	(6)	⑤		募集要項等	特定事業契約書に記載される貴県が負うリスク負担についての内容(上限値等、具体的な金額規模も含む)は、募集要項が開示される3月のタイミングで(案)として開示されますでしょうか。具体的な内容がいつ頃開示されるかを確認したい主旨です。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	4	I	1	(6)			募集要項等	募集要項等の定義のうち、②要求水準書及び④基本協定書に(案)の記載がありませんが、当該資料については、競争的対話等の結果を受けて修正可能であるという理解でよろしいかご教示頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、競争的対話に際しての条件については、募集要項等をご確認ください。
5	実施方針	5	I	1	(7)	②		条例	再整備業務を進める上で、貴県の条例等に基づく許可手続きが必要となる可能性が生じた場合、担当部局への問い合わせは募集要項等公表後も可能かご教示頂けないでしょうか。	県が申請者となる河川法、特定多目的ダム法に係るもの及び募集要項等で制限しているものの以外の制限はありません。
6	実施方針	8	I	2	(1)	①	イ	小鹿第二発電所	運営権設定対象施設として「三朝調整池」が記載してありますが、三朝調整池を構成する対象施設およびその範囲をご教示ください。	事業に使用する設備全てが対象となります。詳細は競争的対話の中で調整するものとします。
7	実施方針	8	I	2	(1)	①	イ	小鹿第二発電所	運営権設定対象施設として「三朝調整池」が記載してありますが、河川法上の取り扱いはどうなっているのでしょうか。特に河川法で定めるダムに該当するのでしょうか。	河川法上のダムの扱いを受けておりません。
8	実施方針	8	I	2	(1)	①	イ	小鹿第二発電所	運営権設定対象施設として「三朝調整池」が記載してありますが、電気事業法上の取扱いはどうなっているのでしょうか。	電気事業法上では電気工作物として扱われております。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
9	実施方針	8	I	2	(1)	①	イ	小鹿第二発電所	運営権設定対象施設として「三朝調整池」が記載してありますが、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令でいうところの「ダム」に該当するのでしょうか。	ダムに該当します。
10	実施方針	8	I	2	(1)	①	-	運営権設定対象施設	中津ダム以外の放流警報設備は対象施設とされないのか。	茗荷谷ダムの放流警報設備も運営権設定対象施設となります。
11	実施方針	8	I	2	(1)	①		運営権設定対象施設	事業対象施設の現状の所有権をご教示頂けないでしょうか。全て鳥取県企業局が保有している、という理解でよろしいでしょうか。	運営権設定対象施設の所有権は全て県が保有しています。
12	実施方針	8	I	2	(1)	①		運営権設定対象施設	各運営権設定対象施設の構造物毎（ダム・水路・水車・発電機等）に、それぞれの設置・使用のために必要となる権限（土地利用権や設備使用权等）の確保方法の詳細（※）について、一部公表資料にも記載いただいておりますが、全体的・網羅的にご教示頂ければと存じます。※：①権利の種類（占有許可のような公法上の権利なのか、賃借権のような私法上の権利なのか）、②許可権者又は権利の設定者（契約の相手方）、③貴県と事業者のいずれが確保・維持の責任を負担する権限なのか、④当該権利の存続期間等	運営権設定対象施設の土地使用権原等については、県が所有権を有する土地、占有許可により使用している土地、及び、使用許可/賃貸借契約により使用している土地があります。県が所有権を有する土地以外の土地で、監督官庁等に対して必要となる手続きは県が行いますが、事業者は書類作成等の協力をしていただきます。占有許可権者、使用権限存続期間等については開示資料の「302. 土地使用権原資料」をご参照ください。
13	実施方針	8	I	2				本事業の事業内容	設立する特別目的会社の会社形態は株式会社に限られないという理解でよろしいでしょうか。	株式会社に限定します。
14	実施方針	8	I	2				本事業の事業内容	選定事業者が設立する特別目的会社について、最低資本金の定めがあればご教示ください。	最低資本金の定めはありません。
15	実施方針	8	I	2				本事業の事業内容	特別目的会社の形態は株式会社、合同会社等、何を想定されておりますでしょうか。特定の会社の形態があった場合はご教示いただけますでしょうか。	株式会社としてください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
16	実施方針	9	I	2	(1)	②		運営権設定対象施設 意外の関連施設等	「監視制御システム」の設計・施工にあたっては、(7)本事業の実施に当たって想定される根拠法令等のうち、③規格、規程等や⑤関係仕様書に準拠する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	(7)本事業の実施に当たって想定される根拠法令等のうち、関連するもの全てです。
17	実施方針	9	I	2	(1)	②		運営権設定対象施設 以外の関連施設等	対象施設以外の監視制御システムには、通信設備は含まれるのか。	運営権設定対象施設の運営維持に必要と判断されるならば、監視制御システムに含まれるものとしてご提案ください。
18	実施方針	9	I	2	(1)	②		運営権設定対象施設 以外の関連施設等	運営権設定対象施設以外の関連施設等については事業者負担で整備し、事業期間に渡り事業者の資産として計上されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	9	I	2	(1)	②		監視制御システム	監視制御システムですが現状のシステムから切り離し、事業者がシステム構築しますが、現システムの詳細及び切り離し手法等について教示の程、お願い申し上げます	現システムの詳細については、開示資料「601. 発電集中監視制御システム更新業務完成図集」のとおりです。切り離し方法については競争的対話において調整するものとします。
20	実施方針	9	I	2	(1)	②		監視制御システム	現状のシステム運用に関し、事業者へ訓練・教育頂けるのか。また、その際、期間は検討できるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	春米発電所の運営権設定後の受託期間(2022年3月末日までを予定)に、事業者職員の在席を求めた上での技術伝承を計画しています。
21	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	県が負担する再整備業務の費用は「再整備業務対象施設の整備に必要な調査・設計、更新工事等の一切の業務」に必要な費用であると理解しておりますが、再整備事業に必要な金融費用は対象となりますでしょうか。	合理性の認められる範囲ならば、応募者の提案で差し支えありません。
22	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	再整備業務はBTにて実施されますが、建設中の固定資産税は事業者側に課税されるのでしょうか。	課税されません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
23	実施方針	9	I	1	(2)	①	ア	再整備業務	「再整備業務に要する費用は、・・・運営権対価の一括金の一部と相殺する」とあり、再整備業務費用が運営権対価を構成すると理解しておりますが、一方で、再整備業務費用のコストオーバーリスクは事業者負担とされており、コストオーバーランにより再整備費用が運営権対価を上回った場合等、どのように調整することを想定されていらっしゃるのでしょうか。	コストオーバーランが事業者の責めに帰すべき事由による場合は、県は当該費用を負担しません。なお、その他事由による場合等、詳細は募集要項等において示します。
24	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	「再整備業務の費用は県が負担するものとする。ただし、再整備業務に要する費用は、本事業における公共施設等運営権に対する対価の一括金の一部と相殺する。」とあります。また、15頁のI章2節(10)②で「一括金については、最低提案価格以上の提案は求めず」とあります。再整備業務の費用は、事業者ごとに提案金額が異なると思われそうですが、県にご負担頂く金額も、事業者の提案金額に従って増減すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	再整備業務に要する費用は一括金との相殺とありますが、事業者の再整備費用には消費税額を含みますでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は募集要項等として公表予定の特定事業契約等をご確認ください。
26	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	再整備業務に要する費用には、再整備業務を行うに際し、事業者が負担する事業者の開業費用や各種金融費用は含まれますでしょうか。	事業者が負担する事業者の開業費用や各種金融費用のうち、合理性のある費用を再整備業務に要する費用とすることは可能です。
27	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	「(県が負担する)再整備業務に要する費用は、本事業における公共施設運営権に対する対価の一括金の一部と相殺する」とありますが、相殺される、すなわち資金の出入りのない費用が対象とする再整備の範囲は、小鹿第一・小鹿第二・日野川第一という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
28	実施方針	9	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	再整備業務対象施設の整備に必要な調査・設計、更新工事等の一切の業務は、県負担とし運営権対価の一括金と相殺するとありますが、これに係る業務費用は事業者で設定し、上限は特にないという認識でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
29	実施方針	913	II	22	(2)(4)	① ②	ア イ	再整備業務運営権設定対象施設	再整備事業業務対象施設にかかる再整備費用は、県が負担し、その費用の一部は運営権対価の一括金の一部と相殺するものとしています。また、運営権対価一括金は県が最低提案価格を設定し、それ以上の対案を求めないものとしています。再整備事業に係る費用見積は各応募者にて異なると考えられますが、同費用が運営権対価一括金最低価格を超えたとしても、同事業にかかる費用は県が負担するという理解でよろしいかご教示頂けないでしょうか。	募集要項等として公表予定の特定事業契約等をご確認ください。
30	実施方針	9, 10	I	2	(2)	①	ア	再整備業務	事業者が再整備業務を実施するために必要となる土地利用権は、県から設定されることとなりますでしょうか。またどのような方形式で設定されますでしょうか（賃借権、地上権、占用許可等）。	開示資料「03. 契約覚書協定関連」をご確認ください。
31	実施方針	10	I	2	(2)	②		任意事業	任意事業として、事業者若しくはコンソーシアム構成員が任意事業の範囲内とされる事業への「投融資」も任意事業に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	「任意事業の範囲内とされる事業」が任意事業に該当します。
32	実施方針	10	I	2	(2)	②		任意事業	任意事業として、特定卸供給に基づく小売電気事業者への売電を行う場合、当該小売電気事業者は事業者若しくはコンソーシアム構成員又はコンソーシアム構成員が別途新設した特別目的会社である必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	特定卸供給に基づく小売電気事業者への売電を行う場合であっても、必ずしも任意事業を実施する主体となる必要はありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
33	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	任意事業は、各種法令及び許認可の関係上、本件の入札までに事業性検討が終了しないことも想定されますが、そのような許認可事業を任意事業として提案することは問題御座いませんでしょうか。	提案審査で評価された任意事業については、実施いただくことが基本となります。
34	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	定義としての任意事業から外れますが、コンソーシアムの協力企業等と協力して、地域経済への貢献に寄与し得る事業等の提案を行うことは差し支え御座いませんでしょうか。	任意事業の定義は、実施方針で示したとおりです。
35	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	特定卸供給を貴県が想定されている場合、既に県内にて事業を展開している小売電気事業者に配慮し、当該事業者への売電は本項の適用除外とされることが望ましいものと考えます。	任意事業の内容に県としての想定はありません。
36	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	後発的にコンソーシアム構成員が事業を行う場合など、少しでも本件に関連する事業を始めるには、すべて「任意事業」として県の承諾を得る必要があるか。	個別の事業ごとに協議させてください。
37	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	「義務事業の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、義務事業に関連する範囲内で任意事業を行うことができる」とありますが、認められる任意事業の具体的範囲、内容については競争的対話での協議となるのでしょうか。	必ずしも競争的対話での協議を想定しているわけではありませんが、対話で協議することを否定するものでもありません。
38	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	義務事業に関連する範囲内とはどの程度の関連性を想定しているのでしょうか。例えば、小売電気事業やダム、発電設備を利用して行う事業に限定されるのでしょうか。また、SPCが売電事業を通じて獲得する利益の一部を還元して行う事業のようなものも「義務事業に関連する範囲内」とみなされるのでしょうか。	例示として列挙された事業については、いずれも関連性があるものと考えます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
39	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	任意事業を営む事業者とは別の特別目的会社は、事業者の100%子会社に限定されるか、経営上の合理的な理由があればJV形式等も認められるかご教示ください。	事業者の100%子会社には限定していません。また、「コンソーシアム構成員又はコンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社」としてください。	
40	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	事業者以外の者が任意事業を行う場合、当該任意事業の終了や不履行等があっても、特定事業契約の不履行や解除事由には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	事業者以外の者が行う任意事業についても特定事業契約における事業者の義務を構成します。任意事業の不履行により、事業者が特定事業契約に違反し、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと県が認めたときは、特定事業契約の解除事由に該当する場合があります。	
41	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	事業者以外の者が任意事業を行う場合には、県の承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	任意事業を行う場合は、いずれの場合においても、事業者が県に対して承諾を得ることが必要となります。	
42	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	第一次提案書に記載した任意事業の内容を第二次提案書で変更や追加することは認められるでしょうか。	募集要項等として公表予定の、様式及び記載要領をご確認ください。	
43	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	契約後実施する任意事業の追加もしくは中止は認められるでしょうか。	追加については、個別の事業ごとに協議させていただきます。 提案審査で評価された任意事業については、実施いただくことが基本となります。	
44	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	義務事業に関連する範囲内というのは、どのように定義されているでしょうか。例示を示していただけないでしょうか。	義務事業と全く関連性が認められないものを除き、義務事業に関連するものとして認めます。	
45	実施方針	10	I	2	(2)	②	任意事業	義務事業に関連する範囲内で任意の事業を自らの責任及び費用負担で行うことができる。とありますが、義務事業に関連する事業しか提案できないのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
46	実施方針	10	I	2	(2)	②		任意事業	任意事業の詳細を記載した書面を提示の上、貴県の承諾を得るものとするがありますが、承諾までのスケジュールをご教示いただけますでしょうか。	提案書に記載のあった任意事業については、合理的な時期までに書面の提出があれば、事業開始までにおいて承諾する想定です。
47	実施方針	10	I	2	(2)	②		任意事業	任意事業は、運営権存続期間中継続されることが望ましいものと考えますが、やむを得ない事情等により、任意事業が継続できない場合、貴県としてどのようなご対応となりますでしょうか。	提案審査で評価された任意事業については、そのとおりに実施いただくことが基本となります。
48	実施方針	10	I	2	(2)	②		任意事業	任意事業の定義として、義務事業に関連する範囲内等の規定がありますが、範囲が不明瞭である為、何らかの基準をお示しいただけませんか。	義務事業と全く関連性が認められないものを除き、義務事業に関連するものとして認めます。
49	実施方針	10	I	2	(2)	②		任意事業	事業者とは別途設立する特別目的会社にて任意事業を行うことができるとありますが、当該特別目的会社は、事業者の100%子会社であるとの理解でよろしいでしょうか。 仮に100%子会社ではなく、各コンソーシアム構成員が事業者でない特別目的会社を設立し任意事業を実施する場合は、当該特別目的会社が管理者である県の監督・管理外になることが想定され、当該特別目的会社の事業計画の変更や株主変更等、本コンセッション事業に影響を与え得る変更行為を把握し管理できない又はしにくくなるかと理解しています。提案の前提に大きな影響を与え得る事項と存じますので、ご教示頂けないでしょうか。	事業者の100%子会社には限定していません。「コンソーシアム構成員又はコンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社」としてください。 なお、任意事業に関する県の監督・管理については、募集要項等として公表される、特定事業契約書（案）、モニタリング基本計画書をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
50	実施方針	11	I	2	(3)	①		運営権	運営権設定対象施設は4発電所一括での総称である一方、本項では「運営権設定対象施設ごとに『それぞれ』設定」とあるが、春米と合わせて4本の運営権となるか。或いは、ア、イ項の通り、再整備業務対象施設と春米発電所の2本の運営権となるか。	小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所、日野川第一発電所のそれぞれに運営権を設定するため、「4本の運営権」となります。
51	実施方針	11	I	2	(3)	①		運営権の設定等	運営権の設定に係る鳥取県議会の議決は、運営権設定対象施設の全部について行われ、かつその議決のタイミングは特定事業契約の締結前という理解でよろしいでしょうか。なお、特定事業契約は全て同時に締結されるとの理解です。	ご理解のとおりです。
52	実施方針	11	I	2	(3)	①		運営権の設定等	運営権の設定登録に対して、細目など規程はあるのでしょうか。また設定後の変更は可能なのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	関連法令をご自身で確認ください。
53	実施方針	11	I	2	(3)	①	ア	再整備業務対象施設	県の確認を得て当該施設を県に引き渡すとありますが、ここでいう県の確認とは、要求水準を満たした設備が完成しているかを確認する作業のことであり、県議会での議決は当初1回のみで包括的に行われるという理解でよろしいかご教示頂けないでしょうか。事業者としては設備が完成し必要な確認が行われた後、速やかに事業を開始したいと考えております。	県議会での議決は、2020年6月の1回のみを想定しています。
54	実施方針	11	I	2	(3)	①	ア	再整備業務対象施設	再整備業務対象施設については、運営権の設定に係る鳥取県議会の議決は特定事業契約の締結前に行われた上、再整備業務を終えた時点で運営権設定書の交付が行われ、運営権が設定される、という順序になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
55	実施方針	11	I	2	(3)	②	ア	再整備業務完了の日	再整備業務対象施設は3発電所一括での総称である一方、本項では「運営権設定対象施設『ごとに』再整備業務完了の日を提案できる」とあるが、3発電所それぞれ完了の日が異なる設定は可能か。	再整備業務対象施設ごと、すなわち、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所それぞれで、異なる再整備業務期間の設定が可能です。
56	実施方針	11	I	2	(3)	②		運営権の効力発生及び存続期間	運営権は応募者の提案に基づく再整備業務完了の日の翌日において効力を生じるとありますが、工期が当初計画より遅延し再整備業務完了が提案した再整備業務完了の日より遅れた場合、運営権の効力発生日はどのようになりますでしょうか。	運営権対象施設の再整備が完了し県が所有権を取得していることが運営権設定及び運営権の効力発生の一つの要件となります。したがって、完工遅延時は当然に運営権設定も遅延しますが、その場合に事業者が負担する違約金等の詳細は募集要項において示します。
57	実施方針	11	I	2	(3)			事業方式	念のための確認となりますが、事業者はいわゆるBT方式と同様、再整備業務対象施設の流通税（不動産取得税、登録免許税）を負担せずに県に施設を譲渡するという理解で正しいでしょうか。	事業者側の税務は、応募者にて判断ください。
58	実施方針	11	I	2	(3)			事業方式	「再整備業務を実施の後、当該再整備業務対象施設の所有権を県に移転」との記載がありますが、貴県と事業者間での対象施設の移転は、発電施設の売買という取り扱いになるのでしょうか。	売買という取り扱いにはなりません。規定のとおり、「再整備業務を実施の後、当該再整備業務対象施設の所有権を県に移転」となります。
59	実施方針	11	I	2	(3)			事業方式	運営権の設定対象でない「関連施設」についても再整備業務を実施する前提の記載になっていますが、管理事務所や監視制御システムの所有権が一旦事業者に移転され、これを事業者が再整備する形になるのでしょうか。	募集要項等において示します。
60	実施方針	12	I	2	(3)	③		関連動産の譲渡	関連動産につき、事業者が譲り受けを望む場合には時価で売却頂けるとのことですが、当該時価に関する根拠等について、その算出方法をご教示頂けないでしょうか。	金額等の詳細については、募集要項等をご確認ください。
61	実施方針	12	I	2	(3)	③		関連動産の譲渡	譲渡の時価について、想定されている算定方法をご教示ください。	金額等の詳細については、募集要項等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
62	実施方針	12	I	2	(3)	③		関連動産の譲渡	募集要項等において示される譲渡可能な動産の詳細について、時価も提示いただける見込みとの理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
63	実施方針	12	I	2	(3)	③		関連動産の譲渡	募集要項等において示される譲渡可能な動産のうち、事業者の提案によりその全部または一部を譲り受け可能とする想定との理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
64	実施方針	12	I	2	(3)	③		関連動産の譲渡	時価算定方法についてお示してください。時価の決定時期と実際の譲渡時との金額の乖離のリスクについてはどのようにお考えでしょうか。	金額等の詳細については、募集要項等をご確認ください。
65	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間	運営権存続期間と、事業終了日が異なることになるが、その差の間の運営者は、県でしょうか、事業者でしょうか。	運営権存続期間が終了したのちの、施設の運営維持は、県が行います。
66	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間	尚書きの春米発電所に係る記載にて、貴県が運営維持業務を事業者から受託し行うとありますが、当該業務受託において受託手数料等は発生しますでしょうか。発生する場合、金額をご開示願います。	競争的対話において調整するものとします。
67	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間	春米発電所の事業者から県への運営維持業務の委託について、詳しくは競争的対話の中で協議とのことですが、委託期間中に当該業務によって生じる費用は県負担とすることも可能でしょうか。	県が受託をしている業務に係る対価については、事業者に負担いただきます。
68	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間	オプション延長がされない場合は、春米発電所を対象とした運営権が終了した後も、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所を対象とした運営権は、それぞれの再整備業務完了の翌日の20年後の前日まで存続する、ということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
69	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	春米発電所の事業者から県への運営維持業務の委託期間について、「2022年3月末日を予定」とありますが、競争的対話で協議の上、委託期間を柔軟に設定頂くことは可能でしょうか。	競争的対話において調整するものとします。
70	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	春米発電所の運営維持業務開始以降、2022年3月末日（予定）までの間、「県は事業者から運営維持業務を受託」とありますが、この間の運営維持業務に係る契約上の事業者側の一切の義務も県が負うことになるのでしょうか。また、この間の運営権対価の支払いの取扱についてご教示ください。	競争的対話において調整するものとします。
71	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	県による春米発電所の運営維持業務受託期間中に、運營業務者としての県帰責による事故が起こった場合、県による責任負担と理解していますが間違いございませんでしょうか。	県が事業者から受託している業務に起因して県帰責の事故が起きた場合はご理解のとおりです。
72	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	春米発電所の事業者から県への運営維持業務の委託期間について、2022年3月末日を予定とありますが、競争的対話の中で協議の上、委託期間延長について協議に応じてください。	競争的対話において調整するものとします。
73	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	事業者から貴県へ運営維持業務を委託する場合、委託料が発生するのでしょうか。発生する場合、想定する委託料をご提示ください。	委託料は発生します。詳細は競争的対話において調整するものとします。
74	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	県は、事業者から運営維持管理業務を受託し、件において当該業務を受託するとあるが、費用はどのように算定されるのでしょうか。大凡の費用がわかりましたら提示願います。	競争的対話において調整するものとします。
75	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	事業者が県に対し運営維持業務を委託するに当たって、契約形態、当該委託料の水準や支払方法等、どのように想定されていますでしょうか。	競争的対話において調整するものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
76	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	再整備業務完了日は、運営権設定対象設備を用いたFIT制度に基づく売電開始日の前日になるという理解でよろしいでしょうか。運営権の存続期間との関係で、20年の売電期間にわたって運営権が確保されることを確認させて頂ければと存じます。	ご理解のとおりです。
77	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	春米発電所については2020年7月15日から2022年3月末までの間、貴県が事業者より運営維持業務を受託し、再整備業務対象施設については貴県が事業者より運営維持業務を受託することなく、事業者が当該業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	春米発電所についてはご理解のとおりです。再整備業務対象施設について、事業者が実施する運営維持業務は、表中「運営維持業務開始の日」のとおり、「再整備業務完了の翌日」からとなります。
78	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	春米発電所について、2020年4月1日の発電開始から2020年7月15日までの期間は、どの主体が運営維持業務を実施しますでしょうか。	県が実施します。
79	実施方針	12	I	2	(4)		事業期間	運営権存続期間の終期が各発電所の最も遅い日となっていますが、他の発電所はFIT期間を終了している可能性があり、その場合には売電先の選定や価格交渉は事業者が実施するのでしょうか。	オプション延長の行使がない場合における、事業者が運営維持業務を実施すべき期間は、運営権設定対象施設ごとに設定されます。他方、事業期間については、運営権の存続期間の終期が発電所ごとで異なる場合は、そのうち最も遅い日までとしており、事業者が運営維持業務を実施すべき期間と一致はしておりません。 よって、事業期間中であるものの、FITが終了している発電所については、県にて運営維持を実施するため、売電先の選定や価格交渉は県が実施します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
80	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間	春米発電所は、「2020年4月1日より発電を開始する予定」のために、運営権の存続期間の終期が2040年3月31日となっていると思われるが、工事遅延等により運転開始が遅れた場合は、終期も後ろ倒しとなるか。	ご指摘の場合は、終期が2040年3月31日以降となる可能性があります。
81	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間	小鹿第一、小鹿第二、日野川第一発電所の再整備業務完了日は統一する必要があるのか。各発電所別で事業者の提案によることになるのか。	小鹿第一、小鹿第二、日野川第一発電所の再整備業務完了日は統一する必要はありません。
82	実施方針	12	I	2	(4)			事業期間 (運転維持業務)	春米発電所の運転維持業務開始以降、運営権設定対象施設の運営維持に必要な監視制御システムの整備に要する標準的な期間（2022年3月末日）までは、県に業務委託を行うこととなっていますが、業務委託料金はどの基準に則り決定されるのでしょうか。 業務委託料が高額な場合は、運営権対価に影響を与えるものと思料します。	業務範囲、期間、費用等の詳細については、競争的対話において調整するものとします。
83	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	オプション延長の運営権存続期間延長の申し入れについて、それぞれの発電所毎に運営権を設定し、協議を行うのでしょうか？あるいは4施設を一括しての運営権を示すものとお考えでしょうか？	運営権は独立して設定されるものですが、オプション延長の権限は4発電所一括でしか行使できません。したがって協議も同時期に行います。
84	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	事業期間の延長において、全ての発電所のFIT期間が終了していますが、FIT後の売電先・売電価格の交渉は貴県と事業者が協議しつつ行われるとの認識でよろしいでしょうか。	FIT後の売電先・売電価格は、基本的に事業者の判断と考えますが、売電市況を勘案して妥当な運営権対価が得られるものである必要があります。
85	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	延長に際し、運営権対価を貴県と協議することとなりますが、現時点にて当該運営権対価の決定方法や算出方法等にお考えがあればご教示いただけませんか。	その時点及び当面の売電市況、コスト環境を総合的に勘案して判断することを想定しています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
86	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	オプション延長後の15年間の事業期間の延長について、延長期間は、15年間固定でしょうか（15年未満の期間（例えば、10年等）の延長とすることは可能でしょうか。）。	15年間固定です。
87	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	事業期間延長の場合、春米発電所の運営権の存続期間の終期の2年前応当日までに、全対象発電所の延長を申し出る、とありますが、この場合、再整備対象設備（小鹿第一、第二、日野川）の延長前の運営維持業務完了期間は20年経過前に一旦終了となり、春米発電所に合わせてオプション延長期間に入るのでしょうか。それとも、個々の発電所の運営権の存続期間の終了後に、それぞれ延長期間が開始することになるのでしょうか。	個々の発電所の運営権の存続期間の終了後に、それぞれ延長期間が開始することになります。
88	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	「期間が延長された場合に支払われるべき公共施設等の運営権の対価等の条件」とはどのような考え方に基づく条件を想定されていますでしょうか。	ご指摘の条件とは、事業者が想定するオプション延長後の収支と、オプション延長前の収支実績とを比較し、運営権対価の額を含む、オプション延長後における収支の合理性を判断できた場合に満たされるものと想定しています。 その他条件については、募集要項等として公表予定の特定事業契約等をご確認ください。
89	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	「期間が延長された場合に支払われるべき公共施設等の運営権の対価等の条件について県との間で合意」とはどのようなプロセスを想定されていますでしょうか。	事業者が想定するオプション延長後の収支と、オプション延長前の収支実績とを比較し、運営権対価の額を含む、オプション延長後における収支の合理性を判断できた等の場合において、合意がなされるものと想定しています。その他条件については、募集要項等として公表予定の特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
90	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	現在のオプション延長の条件は「県との合意がなされたとき」という抽象的なものとなっておりますが、事業者が延長出来るかどうか不透明な点が残されております。それらについて、予め、競争的対話等の中で、より具体的に延長条件を合意することは可能でしょうか。	競争的対話における調整事項とする想定はありません。
91	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	事業期間のオプション延長に関しまして、県が否認する、または県側から事業期間の延長を申し出る、若しくは県側から延長を強制するケースはございますでしょうか。	募集要項等において示します。
92	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	試運転期間及び事業期間延長時（FITの適用がない期間）の収支を推定する上で、過去に企業局が中国電力と締結している売電契約の内容を開示をお願いいたします。	電力需給契約書は、中国電力株式会社と県との間で守秘義務を課しているため、開示は差し控させていただきます。
93	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	事業期間延長は、春米の運営権の存続期間の終期の2年前までに申し出ることとなっておりますが、FIT終了後の延長期間に関連するリスク（例：送電線への接続、売電価格）が2年前では完全に予測できないと思われ、2年前であっても事業期間延長を完全にコミットするのが困難な場合も想定されます。あくまで事業の延長の可否を約定するのは直前であり、「2年前」は事業期間延長の協議の申し入れを行う時期だという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。事業期間延長に係る申出時に、運営権対価の追加支払に関する提案をいただく等の調整が必要となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
94	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	事業者がオプション延長を申し出て期間が延長された場合、運営権対価等を支払うこととなっていますが、本運営権対価等はどのように決定されるかご教示頂けないでしょうか。	事業者が想定するオプション延長後の収支と、オプション延長前の収支実績とを比較し、運営権対価の額を含む、オプション延長後における収支の合理性を判断できた等の場合において、合意がなされるものと想定しています。 その他条件については、募集要項等において示します。
95	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間の延長	事業期間の延長は、事業者からの申し出に加え、支払われるべき運営権対価について県との合意が必要とのことですが、対価にかかる協議を行う期間としてはどの程度を想定されているかご教示頂けないでしょうか。また、結果として合意に至らなかった場合、当初の事業期間の満了をもって業務終了となるという理解でよろしいかご教示頂けないでしょうか。	協議の期間は、協議が整うまでを基本としますが、春米発電所の運営維持業務に係る引継期間を勘案し、当該業務期間が完了する1年前までを基本とします。 合意に至らなかった場合についてはご理解のとおりです。
96	実施方針	12	I	2	(4)	①		事業期間	事業期間の延長の可能性がありますが、事業者としては当該延長を考慮せずに、当初の20年間に投資回収・借入金返済等を行う計画を立て、運営権対価の算出を行うべきとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	実施方針	13	I	2	(4)	②	イ	事業者が所有する資産	事業者が所有する資産として想定してるものは何か。	運営維持業務の実施のために、所有・使用している什器備品を想定しています。
98	実施方針	13	I	2	(4)	②	イ	運営権設定対象施設	事業期間終了時において、県が引き続き必要と判断する資産については、残存簿価を基本として県が買取をすることは可能でしょうか。	可能とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
99	実施方針	13	I	2	(4)	②	イ	運営権設定対象施設	本事業の実施のために事業者が所有する資産について、全て事業者の責任および費用負担で処分とあるが、関連施設の取り扱い同様、県との協議の上で合意した額で買い取るといった対応は可能でしょうか。	可能とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
100	実施方針	13	I	2	(4)	②	ウ	運営権設定対象施設以外の関連施設等	運営権設定対象施設以外の関連施設等に関して、「事業期間終了日における残存簿価を基本として、事業者と合意した額で買い取るものとする」とありますが、オプション延長した場合の残存簿価の算定方法についてご教示ください（償却年数の前提がどのようになるのか）。	オプション延長後の事業期間終了時点における残存簿価額を基本とします。
101	実施方針	13	I	2	(4)	②	ウ	運営権設定対象施設以外の関連施設等	関連施設は事業期間終了時に県が買い取るという理解でよろしいでしょうか。その場合、春米発電所等は先行して運営維持業務が完了するため、県が春米発電所等を運営する際に監視制御システム等を使用できなくなります。その際の対応をどのようにお考えでしょうか。	例えば、春米発電所が先行して事業期間終了を迎えた場合、県の監視制御システムへ春米発電所を先行して接続変更し、県が、春米発電所の運営維持業務を開始する想定です。
102	実施方針	13	I	2	(4)	②	ウ	運営権対象施設以外の関連施設	「県は、事業者が自ら整備した関連施設において事業者との協議の上で県が引き取るとしたもの」とありますが、事業計画にも影響するため提案前の直接対話において買取りの是非についてご判断いただけないでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	関連施設等の詳細な内容については、応募者の提案によることとしているため、その詳細が明らかにならない限りにおいては、県として、買取の必要性を判断できません。
103	実施方針	13	I	2	(4)	②	ウ	運営権設定対象施設以外の関連施設等	「運営権設定対象施設以外の関連施設等」に任意事業に係る資産が含まれるという理解で正しいかご教示頂けないでしょうか。任意事業に係る資産価値の増加を伴う投資等については県等が認める場合に買取となると理解していますが、資産価値の増加に伴う投資ではなく、価値増加前の任意事業に係る資産の買取について言及がされていない為、確認させていただきます。	「運営権設定対象施設以外の関連施設等」に任意事業に係る資産は含まれません。その他詳細については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
104	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	「運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等」とは、要求水準を上回る施設・設備の更新・改良を指し、機能を維持するための修繕は該当しないとの理解で良いでしょうか。具体例をご教示下さい。	「運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等」とは、換言すると、運営権設定対象施設に対する投資等のうち、簿価額が増加するものをさします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
105	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	「資産価値の増加を伴う投資等のうち、事業期間終了時点で、未償却残高が存在するものについて、事業者は、県等に、未償却残高相当額の支払いを求めることができるものとする」とありますが、運営権対価算定の際、未償却残高相当額について、県から支払われることを前提にするのか/しないのかご教示下さい。	提案時の運営権対価を設定するに際し、応募者において、「資産価値の増加を伴う投資等のうち、事業期間終了時点で、未償却残高が存在する」投資等を見込む場合は、事業期間終了時点において、未償却残高相当額が県から支払われることを前提としていただいて構いません。
106	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	事業期間終了後の任意事業の引き受けに伴う対価に関して、「資産価値の増加を伴う投資等」と判断するにあたり、どのような方式で誰が価値算定を行うことを想定していますでしょうか。また、県からの支払い対価は時価となるのでしょうか。	任意事業に係る資産価値の増加を伴う投資等について、県等が事業期間終了後も当該投資等に係る資産を必要と認めた場合に限り、県等が引受けるものとしますが、その価格は、残存簿価額を基本とします。
107	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	「事業者が資産価値の増加を伴う投資等を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属し、」とありますが、事業者の会計上の整理はどうなるのでしょうか。	事業者の会計処理は、事業者にて判断ください。
108	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	未償却残高は、更新投資の経済的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営設定期間を上回る部分とするのが合理的と考えますが、経済的耐用年数は原則として税法上の法定耐用年数と考えてよろしいでしょうか、募集要項や実施契約等で何らかの基準が示されるかご教示ください。	事業者の税務処理は、事業者にて判断ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
109	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等について、県の了承を得て実施する場合、当該投資を行う際には、県側で未償却残高相当額の買取について債務負担行為による予算措置を行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。未償却残高相当額の支払の根拠となる予算措置がないままで投資を行うことは困難です。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
110	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	任意事業に係る資産の県による買取は、事業者自身が任意事業を行う場合に限られるのでしょうか。	事業者自身が任意事業を行う場合に限定はしません。
111	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	事業期間終了時点で、未償却残高が存在する場合、事業者は「県等」に、未償却残高の支払を求めることができますとありますが、「県等」とは、県以外に具体的にいかなるものを指すかご教示ください。	事業期間終了後において、施設の運営維持業務を実施する、事業者以外の民間事業者を想定しています。
112	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	事業期間終了時点で、未償却残高が存在する場合、事業者は県等に未償却残高の支払を求めることができますとありますが、施設所有権は県に帰属するところ、未償却残高は具体的にどのように算定されるのでしょうか。	運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等は、事業者の所有に改めます。その他詳細については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
113	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	通常の事業期間終了時には未償却残高はないものと考えておりますが、ここでいう未償却残高とはどのようなものをお考えでしょうか。	運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等は、事業者の所有に改めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
114	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	事業者は、県等に、未償却残高相当額の支払いを求めることができますが、このような不確実な表現ですと、事業計画策定上は支払が行われないものとせざるを得ず、実際に支払が行われた場合には多額の益金が発生する事態にもなりかねない為、事業の安定性の観点からは望ましいものとは言えません。支払が行われるか否かについて、条件等もう少し具体的な指針を示して頂けないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
115	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	運営権設定対象施設の資産価値の増加に伴う投資等のうち、事業期間終了時点で未償却残高が存在するものについて、事業者は県等に未償却残高相当額の支払いを求めることが出来るとされていますが、未償却残高は存在しないものの、適切に維持管理されており、資産として十分な価値があると考えられる資産は買取対象にならないという理解でよろしいかご教示頂けないでしょうか。 モニタリングや維持管理を適切に行い、取得時から性能等の劣化が著しく少ない又は限定的な資産の買取の可否について確認させて頂く主旨です。	運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等は、事業者の所有に改めます。その他詳細については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
116	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	県の下承を得るためには、どのような手続きが必要になるでしょうか。	資産価値の増加を伴う投資等として、事業者が実施しようとしている事項の詳細を県に情報提供いただく必要があります。その他詳細については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
117	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	修繕を含む運営開始後の新規投資分にかかる固定資産等の所有権は運営権者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。また当該固定資産等に係る減価償却の処理方法は、運営権者が任意に定められるとの理解でよろしいでしょうか。処理方法が定められている場合は、具体的にご教示ください。	運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等は、事業者の所有に改めます。その他詳細については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
118	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	「事業者が、事業期間中に県の下承を得て実施した運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等のうち、事業期間終了時点で、未償却残高が存在するものについて、事業者は、県等に、未償却残高相当額の支払いを求めることができるものとする。」とあります。未償却残高の算出方法は、県の側で償却した場合の未償却残高相当という理解でよろしいでしょうか。算出方法をご教示頂きたいお願い致します。	運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等は、事業者の所有に改めます。その他詳細については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
119	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	事業期間終了時点で、事業者は、貴県等に未償却残高相当額の支払いを求めることができるものとする、とありますが、あくまで“相当額”であって、金額は事業者と貴県等で協議するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業期間終了時の取扱い	事業期間中に貴県の下承を得て行う投資の他、貴県からのご要請により事業者が投資を行うこともご想定されていますでしょうか。	想定していません。
121	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業期間終了時の取扱い	事業期間中に行った、運営権設定対象施設の資産価値増加を伴う投資等については、未償却残高の他、もし当該投資を行うに際し必要となった借入金等に係る金融費用も合理的な範囲内でご負担いただけませんか。	未償却残高に限ります。ただし、当該投資を行うに際し必要となった借入金等に係る金融費用を、投資等の取得原価として算入することを妨げるものではありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
122	実施方針	13	I	2	(4)	②	エ	事業期間終了時の取扱い	任意事業に係る資産価値の増加を伴う投資等にて、貴県が必要性を認めた資産については、双方合意した場合、当該投資に係る金融費用等で支払未了分がある場合、ご検討いただけますでしょうか。	事業者及び県等双方が合意した場合に限ります。
123	実施方針	13	I	2	(4)	②	オ	業務の引継ぎ	本項において事業者から県への引継ぎが規定されているが、事業開始に際しての県から事業者への引継ぎの有無、引継ぎを実施する場合はその実施時期を示して頂きたい。	競争的対話において調整するものとします。
124	実施方針	13	I	2	(4)	②	オ	業務の継続及び引継	業務開始時の引継はどのように行うのでしょうか。	競争的対話において調整するものとします。
125	実施方針	13	I	2	(4)	②	オ	業務の継続及び引継	既存契約の承継に関して、契約によってはその内容や条件の変更等を契約当事者間で交渉することは可能でしょうか。	既存契約の承継後において交渉ください。
126	実施方針	13	I	2	(4)	②	オ	業務の継続及び引継	事業期間内に貴県等へ業務の引継を実施するとありますが、業務の引継内容については、特定事業契約等に明記されておりますでしょうか。	応募者の提案によることとします。詳細は募集要項等をご確認ください。
127	実施方針	13	I	2	(4)	②	オ	業務の継続及び引継	貴県への業務の引継は事業期間内に行うとありますが、実際の業務引継は事業期間終了の6ヶ月ほど前から行われますでしょうか。	業務の引き継ぎについては、応募者の提案によることとします。詳細は募集要項等をご確認ください。
128	実施方針	14	I	2	(5)			本事業における利用料金等	事業者の収入は電気供給の対価の他、任意事業を事業者が行った場合、当該収入等も本事業の収入との理解ですが、齟齬はございませんでしょうか。	任意事業を事業者が実施する場合においては、ご理解のとおりです。
129	実施方針	14	I	2	(5)			本事業における利用料金等	事業者がある一定の条件を付加し、FIT制度の新設区分単価以下の単価で供給する契約を締結することは可能でしょうか？	本事業はFITの新設単価を取得することを前提としており、新設区分単価以下での単価での契約を認めません。
130	実施方針	14	I	2	(5)			本事業における利用料金等	任意事業に収入が発生する場合、そちらの収入は全て事業者自らの収入とすることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
131	実施方針	14	I	2	(5)			本事業における利用料金等	電気事業法の参照条項がずれているものと思われますが、特定卸供給契約の締結に伴い得られる収入も自らの収入とすることができるという理解でよろしいでしょうか。	事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との間でFIT制度の新設区分の単価に上乗せした単価（いわゆるプレミアム）で供給する契約を締結した場合は、その上乗せ分を含む対価を自らの収入とすることが可能です。
132	実施方針	14	I	2	(5)			本事業における利用料金等	運営権の存続期間中に行った発電に対応する売電収入は、当該収入の支払日が運営権の存続期間後に訪れる場合であっても、事業者の収入として収受してよろしいでしょうか。売電収入が後払いになると、運営権設定期間中の売電収入の支払日が運営権の存続期間内に必ずしも収まらない可能性も想定しうるため、確認させて頂ければと存じます。	運営権存続期間内に発生した債権、債務が事業者の権利、義務であり、売電収入の取扱いについてはご理解のとおりです。
133	実施方針	14	I	2	(6)			本事業における費用負担	関連施設を除き、再整備業務の実施に要する費用は県が、とあるが、定義上、調査、設計費用についても県が負担するという位置づけで問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	実施方針	14	I	2	(6)			本事業における費用負担	再整備業務の実施に要する費用については県が支払債務を負担するとありますので、当該支払債務に対応した債務負担行為を特定事業契約締結時に措置されることをご確認ください。万一再整備業務段階で特定事業契約が解除された場合には、運営権対価の相殺ではなく、現実の支出が必要となるため、債務負担行為の設定は必須との理解です。	再整備完了時の引渡し時に予算に関する議決を得ればよいため、事業開始までにおいて債務負担を設定することは考えていません。
135	実施方針	14	I	2	(6)			本事業における費用負担	関連施設は再整備業務の対象に含まれているとの理解ですが、関連施設の再整備に要する費用については、県は負担しないという整理でしょうか。	関連施設の再整備に要する費用については、県は負担しません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
136	実施方針	14	I	2	(6)			本事業における費用負担	事業者は特定事業契約に特段の定めと、記載されておりますが特段の定めとは？どの様な事でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	募集要項等において示します。
137	実施方針	14	I	2	(7)	①		事業者が取得する主な権利・資産等	任意事業を行う上で、事業用地を借り受けて、任意事業用の施設や設備を設置することも想定されます。上記のような場合に備え、事業用地に使用権を設定し、必要に応じて事業者が当該使用権を取得できるようにしていただけないでしょうか。	任意事業を行う上で、事業用地を使用いただくことは可能です。
138	実施方針	14	I	2	(7)	③	ウ	地元漁業団体への補償	本項目は「義務」だと思われませんが、承継するべき義務があればあればその内容をご教示下さい。	運営維持に関して、地元漁業団体に関連する義務を事業者に承継することはありません。
139	実施方針	14	I	2	(7)	③	ウ	地元漁業団体への補償	再整備事業において濁水が流出した場合の補償も県が引き続き保持する権利としての「地元漁業団体への補償」に含まれますでしょうか。	再整備業務における第三者への被害補償は、県に帰責がある場合を除き、事業者のリスク負担です。
140	実施方針	14	I	2	(7)	③	ア	河川法関連	水利権は引き続き貴県が有するため、水利使用料の支払者は貴県という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	実施方針	14	I	2	(7)	③	ウ	その他	事業用地の借地権等及び漁業団体への補償等は、引き続き県が負担するとのことですが、恒常的に金銭的な負担が生じているか否かを含め、具体的な取り決め（金額、期間等）について内容をご教示頂けないでしょうか。	県で負担するものであり、その具体的な内容については現時点で教示の予定はありません。
142	実施方針	14	I	2	(8)			有資格者の選任・届出	事業者がダム管理主任技術者を配置すると思いますが、河川管理者は貴県であることから、貴県が配置するものではございませんでしょうか。考え方についてご教示願います。	県企業局はダム設置者であり、河川管理者ではありません。また、ダム管理主任技術者は、河川管理者に配置義務があるものではありません。本事業の事業目的に鑑み、事業者にて配置することを条件としています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
143	実施方針	14	I	2	(8)			有資格者の選任・届出	ダム管理主任技術者は河川管理者である貴県の指示の受信及び必要な措置を行うのみで、故意重過失を除きダム管理の責任を負うものではないと理解して差し支え御座いませんでしょうか。	県企業局はダム設置者であり、河川管理者ではありません。河川法におけるダムに関する監督処分の対象は、ダム設置者であり、ダム管理主任技術者ではないものと理解しています。詳細は、応募者で確認ください。
144	実施方針	14	I	2	(8)			有資格者の選任・届出	ダム管理主任技術者に係る責任の範囲に鑑み、事業者が河川管理者である貴県の指示や要求水準未達を除き、ダム運用に係る責任を負うべきものではないと理解して差支えございませんでしょうか。	ダム管理主任技術者は河川法上の責任を負うものであり、事業者は要求水準書（案）及び募集要項等で定める責任を負うものです。なお、県企業局はダム設置者であり、河川管理者ではありません。
145	実施方針	14, 15	I	2	(8)			有資格者の選任・届出	事業者は自身の費用と責任で電気主任技術者、ダム水路主任技術者及びダム管理主任技術者を配置する、と記載がありますが、事業者が企業によるコンソーシアムであった場合、有資格者は事業者の社員でなければならないのでしょうか。例えば、企業（スポンサー）所属の有資格者でもよろしいでしょうか。	法令等を遵守してください。県から指定する条件はありません。
146	実施方針	15	I	2	(8)			有資格者の選任・届出	電気主任技術者、ダム水路主任技術者及びダム管理主任技術者の選任に関する制約はございますでしょうか。例えば、特別目的会社より直接雇用ではなく、第三者からの委託・派遣・出向等により技術者を選任することは可能でしょうか。	法令等を遵守してください。県から指定する条件はありません。
147	実施方針	15	I	2	(9)			県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力	県との委託契約できないものと理解していますが、よろしいでしょうか。	事業者への県職員の派遣は、契約形態に関わらず行いません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
148	実施方針	15	I	2	(9)			県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力	「県は、事業者への職員派遣を行わない」とあります。一方、要求水準書（案）40頁VI章1節（2）①業務終了時の引継業務で「事業者は、各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに県に施設の運営維持業務の引き継ぎを開始し、事業終了後に施設の運転・安全に支障が無いよう引継を行うこと。」とあります。事業者は、各運営権設定対象施設（ダムや池ならびに発電所等）の再整備業務や運営維持業務を開始するにあたり、県から同様の引継を行って頂けると理解してよろしいでしょうか。	事業を開始するにあたっての引継ぎは行いません。
149	実施方針	15	I	2	(9)			県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力	県は、事業者へ職員の派遣を行わないということですが、OBを紹介してもらうことは可能でしょうか。	OBを紹介することはありません。
150	実施方針	15	I	2	(9)			県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力	事業者へ職員の派遣は行わないとの記載がありますが、業務遂行上の質疑応答あるいは、短期間のOJT等も認められないという認識でしょうか？	春米発電所の運営権設定後の受託期間(2022年3月末日を予定)に、事業者職員の在席を求めた上での技術伝承を計画しています。
151	実施方針	15	I	2	(9)			県の職員派遣の可否及び業務遂行に際しての協力	他のコンセッションのように、一定の引継ぎ期間を設け、その間は貴県職員を派遣いただくことは可能でしょうか。	職員の派遣は行いません。
152	実施方針	15	I	2	(10)			運営権対価	第二次審査資料において、第一次審査で提案した施策や運営権対価の変更は認められるのでしょうか。二次審査時においては、それに影響を与えるような情報が出れば、変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、様式集及び記載要領等をご確認ください。
153	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	貴県が短期的に必要なとする資金の額は、貴県が実施している春米発電所の再整備業務に要する金額相当額との認識でよろしいでしょうか。	募集要項をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
154	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	県が短期的に必要なとする資金の額は募集要項に示されるとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	提案書では発電所毎に再整備業務費と運営権対価（一括金＋分割金）を示す必要があるとの理解で正しいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、様式集及び記載要領等をご確認ください。
156	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	県が短期的に必要なとする資産の額とはどのような費用を想定しているのでしょうか。	募集要項をご確認ください。
157	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	対象施設毎に運営権設定時期が異なる場合、支払期限もそれぞれ設定されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	「県が短期的に必要なとする資金の額」とは、県が行う春米発電所の再整備に要する資金以外になにかお考えでしょうか。	募集要項をご確認ください。
159	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	「県が短期的に必要なとする資金の額」とありますが、想定水準をご教示ください。募集要項段階では具体的な金額として指定頂きたいと考えます。	募集要項をご確認ください。
160	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	「県による再整備業務対象施設に係る運営権の設定後、運営権対価の一括金と相殺する」とありますが、運営権の設定は再整備業務完了の翌日とされており、再整備期間中の出来高払いの費用の資金負担者が不明瞭と思われます。県として立替払い含めて再整備業務については一切資金負担をしないという理解でよいか、確認させていただきたいと思います。	ご理解のとおりです。
161	実施方針	15	I	2	(10)	①	ア	一括金	県が短期的に必要なとする資金の額を、春米発電所の運営権設定時に支払うと記載があることから、こちらの金額は春米発電所の再整備にかかった費用相当額と理解していますが、それ以外に含まれる項目がありましたらご教示頂けないでしょうか。	募集要項をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
162	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	「別途定める契約利息」とは具体的に何を想定されているのかご教示下さい。	募集要項をご確認ください。
163	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	毎年度一定額を支払うとありますが、春米発電所に始まり、適宜運営対象となる発電所が追加されるに伴い、当該一定額が増加するということになるのか、事業期間を通じて一律の金額が設定されることになるのかいずれになりますでしょうか。	募集要項をご確認ください。
164	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	分割金について、毎年度一定額その他、想定以上の利益が生じた場合、当該利益の一部を貴県に別途お支払するとの提案は問題ございませんでしょうか。かかる提案を行った場合、どのように評価されるのかご教示願います。	募集要項をご確認ください。
165	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	別途定める契約利息とはどのようなものでしょうか？	募集要項をご確認ください。
166	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	運営権設定対象施設の適切な維持管理等の為、年度により貴県にお支払する金額が変動するリスクが御座いますので、毎年度一定額ではない提案もお認めいただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
167	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	分割金は、事業期間で除した額を、事業期間に渡り、毎期支払うことになるのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細は募集要項をご確認ください。
168	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	「別途定める契約利息」は利息の金額ではなく「契約利率」として示されるとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	契約利息の利率はどの程度でしょうか。	募集要項をご確認ください。
170	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	契約利息の発生開始時期をご教示ください。具体的には、各発電所の運営開始時点から発生するか、全て実施契約締結日から発生するか等をご教示ください。	募集要項をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
171	実施方針	15	I	2	(10)	①	イ	分割金	分割金の支払条件について、 ①支払頻度（月毎、四半期毎、半年毎、年毎）、支払月について条件があればご教示ください。 ②各支払回において異なる金額を支払う（不均等払い）ことは許容されないとの理解でよろしいでしょうか。	①については、募集要項及び同時に公表予定の特定事業契約等をご確認ください。 ②についてはご理解のとおりです。
172	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	最低提案価格の算定根拠は示されますでしょうか？またこれに関する協議は可能でしょうか？	最低提案価格の算定根拠は示しません。また協議の予定もありません。
173	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	運営権対価について、4発電所合計ではなく、発電所毎に提案を求める理由は何でしょうか。	契約解除時の精算処理に各発電所ごとの運営権対価が必要なためです。
174	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	春米の運営維持業務を貴県へ委託する期間に、委託料が発生する場合、当該委託料合計額に相当する金額は、春米の最低提案価格から控除されるのでしょうか。	委託料については、競争的対話を踏まえ提示する想定であり、春米の最低提案価格から控除されるものではありません。
175	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	募集要項において提示予定の運営権対価の最低提案価格は、一括金、分割金とも運営権設定対象施設ごとに提示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	募集要項において提示予定の運営権対価の最低提案価格は、一括金、分割金とも算出根拠とともに提示されると理解してよろしいでしょうか。	最低提案価格の算定根拠は示しません。
177	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	定義上は、一括金に再整備業務費が含まれるが、一括金部分が評価されないとするならば、民間企業のノウハウ等による再整備業務費の削減分については、評価されないという理解で問題ないでしょうか。	再整備業務費の削減分を評価可能とする評価方法を採用します。詳細は募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
178	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	「一括金については、最低提案価格以上の提案は求めず」とあります。また、10頁のI章2節(2)①アで「再整備業務の費用は県が負担するものとする。ただし、再整備業務に要する費用は、本事業における公共施設等運営権に対する対価の一括金の一部と相殺する。」とあります。再整備業務の費用は、事業者ごとに提案金額が異なると思われませんが、県にご負担頂く金額も、事業者の提案金額に従って増減すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	前提となるEIRRは貴県にて何%と置かれておりますでしょうか。調達価格等算定委員会にて試算されている中小水力事業の利益水準はプロジェクトIRRで7%と目安が示されておりますので、その水準と乖離のないよう、EIRRの数値を置いていただければと存じます。	ご意見の一つとして参考とさせていただきます。
180	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	事業者がオプション延長をした場合で、オプション延長後の将来キャッシュフローも見越して運営権対価を高く提案することがないとは言えません。また、施設整備と運営については関心のある事業者が異なることも考えられます。そこで、延長オプション行使後の事業は新たなSPCを設立し、本運営権事業とコミングルしない仕組みとするなど、対応をご検討されてはいかがでしょうか。	オプション延長後の将来キャッシュフローも見越して運営権対価を高く提案することがないよう、提案を求める想定です。詳細は募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。
181	実施方針	15	I	2	(10)	②		運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方	一括金については最低提案価格での提案が指定されているが、実際に再整備費用がこれを下回った場合、差額の処理はどうなるのか。	特定事業契約で別途定めがある場合を除き、県は、事業者側のコストの積算結果に関わらず、特定事業契約において定めた再整備業務費を負担します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
182	実施方針	17	Ⅱ	1				募集及び選定方法	優先交渉権者の選定において、貴県内に本社を有する企業がコンソーシアム構成員又は協力企業であることが優先交渉権者選定に際し、加点項目等となる可能性は御座いますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。
183	実施方針	17	Ⅱ	2				募集及び選定方法	競争性の担保及び透明性・公平性の確保の観点より、地域経済の発展に資するとの観点について、もう少々明快な（具体的な）御説明をお願いできますと幸いです。	募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。
184	実施方針	17	Ⅱ	3				スケジュール	「第一次提案書の審査結果の通知」とありますが、一次審査では結果は公表されず、二次審査で結果が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	回答は差し控えさせていただきます。
185	実施方針	17	Ⅱ	3				募集及び選定スケジュール	第二次提案書の提出に際し、資金調達の蓋然性の検証のために金融機関からの融資証明書（所謂、コミットメントレター）の提出が必要とされる場合、行内審査に必要な主要条件の整理はなるべく審査前までに整理されるようお願いできればと存じます。	ご意見の一つとして参考とさせていただきます。
186	実施方針	17	Ⅱ	3				募集及び選定スケジュール	春米発電所の整備は事業者の選定手続きと並行して行われていますので、当該整備の進捗や状況によっては、事業の前提に変動が生じることが考えられます。春米発電所の整備や試運転等の状況については、随時適切に情報のアップデートがなされ、重要な前提の変更があった場合には、提案内容や契約の条件などに付いて協議の上変更もあり得るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	実施方針	18	Ⅱ	2	(4)	②	エ	事業者による資産価値の増加を伴う投資等	任意事業にかかる資産の引受けについて、県との協議を実施する想定時期について教示の程、お願い申し上げます。	応募者の提案とします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
188	実施方針	18	II	4	(1)			応募者の構成	単独の企業で参加する場合、企業本体での運営は認められるのでしょうか。それとも、100%出資のSPC設立が必須になりますでしょうか。	単独の企業で参加する場合、100%出資のSPC設立が必須です。
189	実施方針	18	II	4	(1)			応募者の構成	参加表明書において、応募グループを構成する企業以外の者、例えばアドバイザー会社等の明記は必要でしょうか。	募集要項等として公表予定の、様式集及び記載要領をご確認ください。
190	実施方針	18	II	4	(1)	①		応募者の構成	特別目的会社に出資しないチーム構成員（設計会社、工事会社など）はコンソーシアムに含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	実施方針	18	II	4	(1)	③		応募者の構成	コンソーシアム構成員の他、コンソーシアムには協力企業もいる可能性があります。当該協力企業は参加表明書には明記する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の議決権株式を保有せず、かつ、事業者から業務を受託又は請負う企業を、「協力企業」としているならば、ご理解のとおりです。
192	実施方針	18	II	4	(1)	④		応募者の構成	コンソーシアム構成員は議決権株式の全てを保有と御座いますが、代表企業が占めるべき議決権比率等は御座いますでしょうか。	ありません。
193	実施方針	18	II	4	(1)	④		議決権付株式	無議決権株式の保有に関する規定はないため、任意に割り当てできるとの理解で良いか。例えば、応募企業又はコンソーシアム構成員以外が保有できるか、また、応募企業又はコンソーシアム構成員は一切保有しないことでも良いか。	無議決権株式の保有は、任意に割り当てできません。
194	実施方針	18	II	4	(1)	④		応募者の構成	コンソーシアムの全ての構成企業がSPCの議決権付株式を保有する必要がある（構成企業とはSPCの議決権付株式保有企業を指す）のでしょうか。無議決権株式のみの所有企業は構成企業に含まれるのでしょうか。	コンソーシアムにより応募する場合は、コンソーシアム構成員が議決権付株式の全てを保有する必要があります。また、無議決権株式のみの所有企業は、コンソーシアム構成員には該当しません。
195	実施方針	18	II	4	(1)	④		応募者の構成	SPCの議決権付株式を保有せず、SPCから業務を受託する企業（協力企業）は、構成企業として参加表明書に記載する必要はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
196	実施方針	18	II	4	(1)	④		応募者の構成	匿名組合出資の形態を採用する場合、同組合の関係者（営業者、匿名組合出資者）のいずれかはコンソーシアムの構成員にならなければいけないのでしょうか。	コンソーシアム構成員は、議決権付株式を保有する企業のみが該当します。
197	実施方針	18	II	4	(1)	④		応募者の構成	出資をしない協力企業は、参加表明等を行う必要はあるのでしょうか。	事業者の議決権株式を保有せず、かつ、事業者から業務を受託又は請負う企業を、「協力企業」としているならば、参加表明等を行う必要はありません。
198	実施方針	18	II	4	(1)	④		応募者の構成	コンソーシアムの定義について「コンソーシアム構成員（以下「応募者」という。）は、本事業に係る特別目的会社の議決権の全てを保有するものとする。」とありますが、例えばコンソーシアムをA、B、C社で構成する場合にA社及びB社で特別目的会社の全ての議決権を有し、業務は実施するが出資は行わないようなC社が存在することも可能との理解でよろしいのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	コンソーシアム構成員は、議決権付株式を保有する企業のみが該当します。
199	実施方針	18	II	4	(1)	⑤		コンソーシアム構成員の変更	ただし書きに、「コンソーシアム構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合」とあるが、急遽地元企業がコンソーシアムへの参加を希望した場合なども「やむを得ない事情」と認識されるか。	例示のケースについては該当しません。
200	実施方針	18	II	4	(1)	⑤			「実施方針18頁II章4(1)⑤」において、「参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、やむを得ない事情とは具体的にどのようなものなのでしょうか。	やむを得ない事情に該当するか否かは、個別のケースごとに判断します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
201	実施方針	18	II	4	(1)	⑤		応募者の構成	やむを得ない事業とは、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。 また、二次選考より、構成員を追加することは可能でしょうか。	やむを得ない事情に該当するか否かは、個別のケースごとに判断します。 二次選考からの構成員の追加は認めません。
202	実施方針	18	II	4	(1)	⑤		応募者の構成	やむを得ない事情について、具体的に承認される事例等について、教示の程、お願い申し上げます。	やむを得ない事情に該当するか否かは、個別のケースごとに判断します。
203	実施方針	18	II	4	(1)	⑤		応募者の構成	応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更には、出資比率及び出資形態の変更も含まれるのかご教示ください。	定義を満たしている限りにおいては、変更には該当しません。ただし、第二次提案において、第一次提案の内容を変更する場合は、その変更理由を丁寧に説明いただく等の必要があります。詳細については、募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
204	実施方針	18	II	4	(1)	⑤		応募者の構成	参加表明書の提出以降、かつて応募者となっていなかった会社が、新規でコンソーシアムに迎え入れることは不可能と考えてよいか	参加表明書提出以降の応募者の変更は認めません。
205	実施方針	18	II	4	(1)	⑤		応募者の構成	県が変更を認めうる要件、想定しうるケースはどんな場合か	個別のケースごとに判断します。
206	実施方針	18	II	4	(1)	⑥		応募者の構成	第一次審査書類提出後の結果発表前に辞退した事業者は第二次審査にて他のコンソーシアム等に参加することは認められますでしょうか？	認めません。
207	実施方針	18	II	4	(1)	⑥		応募者の構成	第一次審査資料提出以降の通過しなかった又は辞退した応募者が、コンソーシアムの協力企業として参画することは問題御座いませんでしょうか。	「応募者」の定義に該当しない企業が、応募者の提案活動に参画することは可能です。
208	実施方針	18	II	4	(1)	⑦		応募者の構成	事業者決定後、別コンソーシアムに参画していた事業者が、出資を行わない協力企業として、本事業に参加することは可能でしょうか。	「応募者」の定義に該当しない企業が、応募者の提案活動に参画することは可能です。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
209	実施方針	19	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	⑦, ⑧には、特任教授のような鳥取大学の非常勤職員は該当しないと理解しておりますが、念のため確認させてください。	ご理解のとおり、該当しません。
210	実施方針	19	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	⑧について、「上記⑥及び⑦に定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。」とありますが、国立大学法人鳥取大学に属する者は全てアドバイザーとして起用できないという事でしょうか。 官民連携や、産学官連携が重視されるなかで、鳥取県で中心的な役割を果たしている最高学府たる鳥取大学を本件の事業側から全面的に排除してしまうのは、官民の双方にとってデメリットが大きいですと考えます。 ⑧の趣旨は、5(1)に記載の審査会委員に対して、特定の事業者が資本や人事面でのパワーを利用して公平性を棄損する事態の無いように規定するものと理解しております。つきましては、一般の企業のようなピラミッド組織ではない鳥取大学に限りましては、審査会委員を除き、同大学に属する者をアドバイザーとして起用することを認めて頂けないでしょうか。	鳥取大学に所属する者で、審査会委員本人又は審査委員の人事権を有する者以外については、アドバイザーとして起用することは可能です。
211	実施方針	19	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	「(審査会の)委員が属する企業又は当該企業資本若しくは人事等において、一定の関係を有するものでないこと」とありますが、貴県や鳥取大学の第三者委員会等で、応募者の職員が当該委員会の委員を務める場合は、一定の人事関係ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	実施方針	19	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	鳥取県や鳥取大学の第三者委員会等で、応募者の職員が委員を務める場合は、一定の人事関係ではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
213	実施方針	19	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	「（審査会の）委員が属する企業又は当該企業資本若しくは人事等において、一定の関係を有するものでないこと」とありますが、例えば鳥取県庁や鳥取大学が民間有識者等を招聘して第三者委員会等を設置する場合に、構成員企業の職員が当該委員会の委員を務める場合は、一定の人事関係ではないことを明確化いただきたいと存じます。	鳥取県又は鳥取大学が設置する委員会の委員をコンソーシアム構成員の職員が受嘱している場合は、「資本若しくは人事等において、一定の関係を有するもの」には該当しません。
214	実施方針	18	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	参加資格のうち、「① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。」の規定については、代表企業のみの規定としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
215	実施方針	18	II	4	(2)			応募者に共通の参加資格	法人格、従業員の構成、資本構成、資金金額等について県として望ましいと考える条件がございましたら、その内容をご教示下さい。	提案内容を踏まえ判断します。
216	実施方針	19	II	4	(2)	⑥		応募者に共通の参加資格	本事業に参画出来ない企業として、本事業のPFI手法検討調査及び導入可能性調査受託企業及び県のアドバイザー業務受託企業及び協力企業が記載されていますが、本事業運営権設定対象施設の設備耐震調査、診断業務、建替更新設計等業務受託企業及びその親会社・子会社については、問題ないとお考えでしょうか。	アドバイザー業務は現在進行中の業務のため、情報の公平性の観点から制限を課していますが、ご質問の調査は過去の結果であり、開示していることから問題ないと考えております。
217	実施方針	19	II	4	(2)	⑥		応募者に共通の参加資格	設備耐震調査、診断業務、建替更新設計等業務受託企業及びその親会社・子会社についても、参加を制限すべきではないでしょうか？	アドバイザー業務は現在進行中の業務のため、情報の公平性の観点から制限を課していますが、ご質問の調査は過去の結果であり、開示していることから問題ないと考えております。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
218	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	設備耐震調査、診断業務、建替更新設計等業務受託企業についても、参加を制限していただけるよう、検討願います	アドバイザー業務は現在進行中の業務のため、情報の公平性の観点から制限を課していますが、ご質問の調査は過去の結果であり、開示していることから問題ないと考えております。	
219	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	一般送配電事業者については系統接続等の当事者性があると考えますが、参加について制限はないのでしょうか。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていることを勘案し、中国電力の発電部門及び小売部門の本事業への参加については制限を課しません。	
220	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	発電施設の系統連系接続及び電力卸売り契約当事者である送配電事業者についても応募の競争性及び公平性の観点から、参加について制限が必要ではないのでしょうか？	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていることを勘案し、中国電力の発電部門及び小売部門の本事業への参加については制限を課しません。	
221	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	応募者としてではなく、本事業の一部業務を担い、かつ特別目的会社の議決権株式を有する予定のない企業が協力企業としてコンソーシアムに参画する場合、(2)応募者に共通の参加資格⑥又は⑦は適用されないと認識して差し支え御座いませんか？	事業者の議決権株式を保有せず、かつ、事業者から業務を受託又は請負う企業を、「協力企業」としているならば、ご理解のとおりです。	
222	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	県が発注した「県営発電施設PFI手法検討調査及び導入可能性調査業務」及び本事業アドバイザー業務の受託者及びその協力企業の記載がありますが、当該企業の関連会社が本公募に参加する場合、当該アドバイザー業務受託者が有する情報が応募者に流れる可能性が懸念されますが、公募の公平性をどのように担保される想定か具体的にご教示頂けませんでしょうか。	アドバイザー業務受託者、協力企業及び当該企業の親会社・子会社は、本事業の応募に制限がかけられるため、公募の公平性は担保されると考えております。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
223	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	本事業に参画出来ない企業として、本事業のPFI手法検討調査及び導入可能性調査受託企業及び県のアドバイザリー業務受託企業及び協力企業が記載されているが、本事業運営権設定対象施設の設備耐震調査、診断業務、建替更新設計等業務受託企業（要求水準書 p 16表-12、p 28記載表16、表17、p 33表-18、p 34表-19）及びその親会社・子会社についても、応募の競争性及び公平性の観点から、参加について制限されるのが適切と思料致します。	アドバイザー業務は現在進行中の業務のため、情報の公平性の観点から制限を課していますが、ご質問の調査は過去の結果であり、開示していることから問題ないと考えております。
224	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	本事業に参画出来ない企業として、本事業のPFI手法検討調査及び導入可能性調査受託企業及び県のアドバイザリー業務受託企業及び協力企業が記載されていますが、本事業運営権設定対象施設の設備耐震調査、診断業務、建替更新設計等業務受託企業及びその親会社・子会社についても、制限を検討頂きたく存じます。	アドバイザー業務は現在進行中の業務のため、情報の公平性の観点から制限を課していますが、ご質問の調査は過去の結果であり、開示していることから問題ないと考えております。
225	実施方針	19	II	4	(2)	⑥		県が発注した「県営発電施設PFI手法検討調査及び導入可能性調査業務」及び本事業アドバイザー業務の受託者及びその協力企業の関連会社（兄弟会社等）、並びに接続契約を締結予定の中国電力株式会社様及びその関連会社が公募に参加する場合、公募の公平性を担保する必要があると存じます。これら当該関係者が公募の公平性を阻害しない旨（情報遮断等）を約束し、違反した際には当該企業並びに応募者である関連会社が適切に処分される旨を記載した覚書等の契約を締結する想定はございますでしょうか。仮に想定が無い場合は、その理由をご教示頂けないでしょうか。	アドバイザー業務受託者及び協力企業は実施方針記載のとおり参加を制限しており、また制限の範囲は支配力の関係から親子までとしています。また一般送配電事業者についてはN0. 219の回答のとおりであり、参加の懸念がないことから覚書等の契約は必要ないと考えています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
226	実施方針	19	II	4	(2)	⑥	応募者に共通の参加資格	設備耐震調査、診断業務、建替更新設計等業務受託企業（要求水準書p16表-12、p28記載表16、表17、p33表-18、p34表-19）及びその親会社・子会社については、応募の競争性及び公平性の観点から、参加について制限されないのでしょうか。	アドバイザー業務は現在進行中の業務のため、情報の公平性の観点から制限を課していますが、ご質問の調査は過去の結果であり、開示していることから問題ないと考えております。
227	実施方針	19	II	4	(2)	⑦	応募者に共通の参加資格	審査委員が属する「鳥取大学」および「鳥取県」と人事交流を行っているが、以下の人事交流内容は応募者要件を妨げる事例に該当しないという理解でよいか。 (具体的な人事交流内容の記載がありました。)	(具体的な人事交流内容については) ご理解のとおりです。
228	実施方針	19	II	4	(2)	⑧	応募者に共通の参加資格	本事業の応募に関連するアドバイザーとは、本事業に関連する何らかの受委託契約・委任契約等を優先交渉権者の選定までに応募者と締結し、金銭含む債権債務関係が生じ得る存在と解釈してよろしいでしょうか。定義の明確化をお願い致します。	応募アドバイザーとは、「弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者として応募企業又は代表企業若しくはコンソーシアム構成員が選任した者」とします。
229	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	定格出力が1,000kW以上の発電設備の発電事業の運営維持業務の実績と記載されているが、電源種は水力に限らないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
230	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	1,000kW以上の運営維持業務の実績としての「発電事業」は、水力発電に限られるものでしょうか。あるいは、太陽光など他の発電事業の実績が認められるのでしょうか。	水力発電に限りません。
231	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	1,000kW以上の運営維持業務の実績としての「発電事業」は、応募者の100%出資会社の運営維持しているものは、応募者の実績として認められるのでしょうか。	応募者の100%出資会社の運営維持しているものは、応募者の実績として、認めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
232	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	1,000kW以上の運営維持業務の実績として認められるため、運営期間の長さは要件となりますでしょうか。	運営期間の長さは要件ではありません。
233	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	水力発電事業の実績という理解でよろしいでしょうか。	水力発電に限りません。
234	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	「定格出力が1,000kW以上の発電事業の運営維持業務の実績」について、同時に複数の発電所を合計1,000kW以上運営した実績は認めていただけますか。	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。
235	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	「定格出力が1,000kW以上の発電事業の運営維持業務の実績」について、他の事業者の発電所の運営維持業務の受託実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。	受託実績も認めます。
236	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	他の発電所の運営維持業務委託実績も認められるという理解でよろしいでしょうか？	水力発電に限りません。
237	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	定格出力1,000kW以上の発電設備の発電事業の運営維持業務の実績とは、下請・再委託等での実績でも要件を充足しますでしょうか。	充足しません。
238	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	定格出力1,000kW以上の発電設備の発電事業の運営維持業務は水力発電に限らず、その他の発電事業での実績でも要件充足するとの理解でよろしいでしょうか。	その他の発電事業での実績でも要件充足します。
239	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	地域を含む多様な企業の参画を促すために、複数の構成企業またはその子会社が定格出力の合計が1,000kW以上である場合も認めてください。	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。
240	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	地域を含む多様な企業の参画を促すために、他発電所の運営維持業務の受託実績も認められるという認識でよろしいでしょうか。	他発電所の運営維持業務の受託実績も認めます。
241	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	例えば、同時に複数の発電所を合計1,000kW以上運営した実績は認められますか？	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
242	実施方針	19	II	4	(3)			発電所運営実績	発電事業の運営維持業務の実績判定に際しては、水力発電のみが実績として認められるか。	水力発電に限りません。
243	実施方針	19	II	4	(3)			応募者に求められる要件	本事業が我が国で最初の水力コンセッション事業であり、地域企業を含む多様な企業の参画を促すためにも、「発電事業の運営維持業務の実績」について、構成企業またはその子会社による発電設備の定格出力の合計が1,000kW以上であることを参加要件として認めて頂きたいと存じます。	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。
244	実施方針	19	II	4	(3)			応募者に求められる要件	「発電事業の運営維持業務の実績」について、公営電気事業者等、他者の発電設備の運転業務、維持業務の受託実績を参加要件として認めて頂きたいと存じます。	受託実績も認めます。
245	実施方針	19	II	4	(3)			応募者に求められる要件	参加資格要件の確認書類として認められるものの内容をご教示下さい。	募集要項等において示します。
246	実施方針	19	II	4	(3)			運営維持業務の実績	「運営維持業務の実績」として想定されているのは、いわゆる「O&M業務」の受託実績も含まれるのでしょうか。それとも所有者として実際に責任をもって運営している実績を指すもののでしょうか。	受託実績も認めます。
247	実施方針	19	II	4	(3)			応募者に求められる要件	「定格出力が1,000kW以上の発電事業の運営維持業務の実績」について、複数の発電所の定格出力の合計が1,000kWとなる実績を認めてください。	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。
248	実施方針	19	II	4	(3)			応募者に求められる要件	自社の水力発電所の運営維持実績について、水力発電所の運営維持を目的に設立した100%出資子会社による実績を認めてください。	応募者の100%出資会社の運営維持しているものは、応募者の実績として、認めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
249	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	「定格出力が1,000kW以上の発電事業の運営維持業務の実績」について、自らが所有する発電所ではなく、他の事業者（公営電気事業者等）の発電所の運営維持業務の受託実績を認められるものと理解しております。間違いありませんか。	受託実績も認めます。	
250	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	水力発電の実績ではなくても問題ないという認識で良いでしょうか。 また、水力発電の実績がある場合は、より評価されるでしょうか。	実績は、水力発電に限りません。 評価については募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。	
251	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	地域を含む多様な企業の参画を促すために、構成企業またはその子会社が定格出力の合計が1,000kW以上である場合も認めて頂けないでしょうか。	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。	
252	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	地域を含む多様な企業の参画を促すために、他の事業者（公営電気事業者等）の発電所の運営維持業務の受託実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。	受託実績も認めます。	
253	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	発電事業の運営維持業務の実績は水力発電のみならず他の発電事業の実績で認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
254	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	同時に複数の発電所を合計1,000kW以上運営した実績は認められますでしょうか。	単一の発電所において1,000kW以上である必要があります。	
255	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要件	他事業者が保有するの発電所の運営維持業務委託実績も認められるという認識でよろしいでしょうか。	受託実績も認めます。	
256	実施方針	19	II	4	(3)		応募者に求められる要求	出力1,000kW以上の発電設備ということで、電源種別は問わないという理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
257	実施方針	20	II	5	(1)		鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会の設置	『審査会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする』とありますが、報道機関である弊社の記者が、ニュースで放送することを目的として委員の方にインタビューする行為は禁止事項から除外されると考えています。この考え方でよろしいでしょうか？ 本事業は日本初ということで注目度が高く、企業局のトップでいらっしゃる丸毛局長へのインタビューは不可欠となる可能性があります。	各民間事業者には、本事業の応募者となる、ならないという、選択の自由があります。応募者となる限り、募集条件については、他の応募者との公平性の観点から遵守いただく必要があります。従って、原文のとおり、審査会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とします。
258	実施方針	20	II	5	(2)	①	守秘義務対象資料の配布	2019年2月8日午後5時までに提出とありますが、別添の第二次被開示者への資料開示通知書においては、期限無しと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、期間終了日までにおいて、廃棄又は消去する必要があることについてはご確認ください。
259	実施方針	20	II	5	(2)	①	守秘義務対象資料の配布	守秘義務対象資料に関する質問・回答をできる機会は一次提案までに設けていただけののでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	実施方針	19	II	5	(3)	⑤	第一次審査の提出及び審査等	第一次提案書に金融機関からの融資確約書等は必要でしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領をご確認ください。
261	実施方針	19	II	5	(3)	⑤	第一次審査の提出及び審査等	第一次提案書に金融機関からの融資確約書がある場合、審査において加点になりますでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領をご確認ください。
262	実施方針	19	II	5	(3)	⑤	第一次審査の提出及び審査等	記載内容にて、県内企業関与の方針及び具体的な措置内容等の記載が御座いますが、当該項目において具体的な県内企業名を記載する必要性は御座いますでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領をご確認ください。
263	実施方針	19	II	5	(3)	⑤	第一次審査の提出及び審査等	掲載内容にて、県内の経済活性化のための方針及び措置内容と御座いますが、本事業他による県内経済活性化のための諸施策は落札者決定に際し、どのような評価基準にて評価されますでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
264	実施方針	19	II	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	県内事業者の関与度合いとは、事業者の発注比率等をベースに評価されるのでしょうか。関与度合いの考え方を御教示いただけますでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
265	実施方針	22	II	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	第一次審査では運営権対価の提案は評価しないとの理解で良いのでしょうか。また、第一次審査で提示した運営権対価は第二次審査には持ち越されないとの理解で良いのでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
266	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	イ	審査の着眼点	「審査の着眼点」の一つに「安全かつ確実な運営に必要な能力」が挙げられてますが、これは運営実務能力という観点だけでなく、他にも財務面での履行能力などが含まれていると理解で宜しかったのでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
267	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	イ	審査の着眼点	運営権対価の価格について言及されていませんが、第1次審査の段階ではその点は考慮されないのでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
268	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	オ	運営権対価確保に向けた事業の効率化	第一次提案書の主な記載内容に「運営権対価確保に向けた事業の効率化」とありますが、運営権対価のうち分割金額について、一次提案書に記載する必要がありますでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
269	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	カ	第一次審査の提出及び審査等	任意事業の内容について省略可と記載があるが、省略した場合は評価が下がるのでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
270	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	カ	第一次審査の提出及び審査等	第一次審査の主な記載内容において、任意事業の内容は省略可とありますが、任意事業を提案した場合は評価の対象となるとの理解で良いのでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
271	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	キ	第一次審査の提出及び審査等	類似事業の実績のうち、「発電事業運営」については、旧一般電気事業者等特定の企業が優位にならないようご配慮頂き、出力1,000kw以下の発電設備の運営実績や公営電気事業者の発電設備の運転・維持管理業務の受託実績、地域企業が参加する地域新電力事業の運営実績等も評価して頂きたいと存じます。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
272	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	キ	第一次審査の提出及び審査等	類似事業の実績のうち、「事業遂行」とは、関連会社やSPCでの実績も含めるのでしょうか。また、応募者におけるPFI事業の参画実績や認証資格に基づくインフラのアセットマネジメントシステムの取得、運用実績等は評価の対象となるのでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
273	実施方針	22	II	5	(3)	⑤	キ	第一次審査の提出及び審査等	事業運営と事業遂行と記載がありますが、どのような違いを想定されていますでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
274	実施方針	22	II	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	審査の着眼点として「エ 本事業遂行における県内事業者の関与度合い」が示されていますが、県内事業者の構成企業としての参加数や県内業者への発注額といった外形的な数値だけではなく、発電事業への参画実績、事業会社における役割及び地域経済活性化への貢献等内容に応じた審査・評価をお願いしたいと存じます。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
275	実施方針	22	II	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	第一次審査結果を応募者に通知する内容は、選定結果の通知だけでなく、順位や項目別の評価点等も合わせて通知されるのでしょうか。	第一次審査結果の通知書においては、選定結果のみ記載する予定です。
276	実施方針	22	II	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	第一次審査では、運営権対価の提示は求められないものと認識します。間違いありませんか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
277	実施方針	22	II	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	第一次審査で提示した運営権対価の多寡は第二次審査には影響しないとの理解でよろしいですか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
278	実施方針	22	Ⅱ	5	(3)	⑤		第一次審査の提出及び審査等	第一次提案書の様式や審査方法・配点等の詳細は募集要項等で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	実施方針	22	Ⅱ	5	(3)	⑤		エ 審査の着眼点	本事業遂行における県内事業者の関与度合いは具体的に、参加企業数、金額、役割、何で評価するのか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
280	実施方針	23	Ⅱ	5	(3)	⑧		第二次審査の提出及び審査等	第二次提案書の評価に、第一次提案書の評価点は一切加味されないと考えてよろしいでしょうか。	募集要項等として公表の予定の、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
281	実施方針	23	Ⅱ	5	(3)	⑩		募集手続の中止等	「競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止」とありますが、応募者が1社だけの場合は該当するのでしょうか。	該当する場合があります。
282	実施方針	23	Ⅱ	5	(4)	①		基本協定の締結	発電施設が4箇所と非常に多いことから、基本協定締結前であっても、譲渡対象資産の内容について開示いただくことは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
283	実施方針	24	Ⅱ	5	(4)	②		特別目的会社の設立等	設立する特別目的会社は株式会社ではなく、合同会社等でも問題ございませんでしょうか。	特別目的会社は、株式会社としてください。
284	実施方針	24	Ⅱ	5	(4)	②		特別目的会社の設立等	特別目的会社の会社形態等により、本社所在地に係る各種税金負担額が異なる可能性がございますが、当該納税金額は評価対象ではないとの理解で差し支えございませんでしょうか。	募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。
285	実施方針	24	Ⅱ	5	(4)	②		特別目的会社の設立等	特別目的会社の設立住所を運営権設定対象施設の住所とすることは可能でしょうか。	可能です。
286	実施方針	24	Ⅱ	5	(4)	②		特別目的会社の設立等	原則として株式会社の設立を予定していますが、事業者の自由な機関設計を担保し、事業者の参入意欲を高めるために、特別目的会社の法人格に関する制約を設けないでいただけないでしょうか。	特別目的会社は、株式会社としてください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
287	実施方針	24	Ⅱ	5	(4)	②		特別目的会社の設立等	特定事業契約締結前の設立が必須とされているが、特定事業契約の締結時期はいつを予定しているか。	実施方針Ⅱ-3をご確認ください。
288	実施方針	24	Ⅱ	6	(3)			その他	前項(1)において著作権は応募者に帰属するとありますが、著作権が応募者にあるのに関わらず県が情報公開により一部でも公開するというのは、県は応募者に対し、どのような権限があるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	著作権者が有する権利の一部を、一定の場合において、県が行使することを予め承諾してもらうという意図です。一定の場合の具体としては、提案書等は県が取得した公文書に該当するため、県情報公開条例に基づく県の義務として開示する場合があるという趣旨です。なお、同条例第9条第2項各号に該当する情報は公開しません。
289	実施方針	25	Ⅲ	1	(1)			水利権及びダム使用権	事業者は運営権を取得することによって、実質的に水利権及びダム使用権を所有するのと同等の権利（水力発電事業を行う上で必要な権利）を有するという理解で宜しいかご教示頂けませんでしょうか。	水利権及びダム使用権は、県が保持しますが、実質的な点ではご理解のとおりです。
290	実施方針	25	Ⅲ	1	(1)			水利権及びダム使用権	水利権及びダム使用権の所有は県となっていますが、同権利にかかる使用料が発生しているかご教示頂けないでしょうか。また、発生している場合は、その使用料の負担者は県であり、事業者は一切の支払責任は無いという理解で宜しいかご教示頂けませんでしょうか。	水利権及びダム使用権に係る使用料は発生していますが、これらを事業者が負担することはありません。
291	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)			系統連系の接続契約	再整備業務対象施設について、応募者は自らの費用と責任により中国電力株式会社様と接続契約を締結することになっており、一次審査通過者でないと中国電力株式会社様と協議することが出来ない事となっておりますが、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所の現在の最大出力以下の数値であれば接続契約を確実に締結できる事を現況で確認させて頂けませんでしょうか。	接続契約の申込者が、既接続契約申込者（事業承継を受けた場合も含む）である場合は、既存連系枠は確保されます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
292	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	「第一次審査通過者は、必要に応じて、接続相談、接続協議、接続契約の手続を、窓口である中国電力と協議することができる。」とあります。複数3者程度の第一次審査通過者が、提案内容の一部を窓口である中国電力に開示することとなりますが、情報管理体制等についてご教示頂けないでしょうか。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。	
293	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	第一次審査通過者は中国電力と協議することができるかとされているが、参加する場合、系統接続に関する協議の公平性担保の手法について開示をお願いします。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。	
294	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	「第一次審査通過者は、・・・窓口である中国電力と協議することができる。」について、公平性の観点から、相談・提案内容を中国電力に対して守秘できる中立的な方法を県から提示してください。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。	
295	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	春米発電所については、事業承継の届出により実施するがその他の3発電所についても同様に事業承継と同等の手続きがとれるのでしょうか。大規模改修工事の場合、新規発電所として系統接続を行うと現行の系統接続容量が担保されない恐れがあります。	接続契約の申込者が、既接続契約申込者（事業承継を受けた場合も含む）である場合は、既存連系枠は確保されます。	
296	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	中国電力と協議の必要がありますが、接続協議等において提案内容等に関わる事項が、中国電力の担当部署以外に情報が漏れる可能性があると考えております。公平公正な競争とするために、中国電力における具体的な情報管理の方策、体制について考慮をお願い致します。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
297	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	実施方針では中国電力株式会社と接続契約を締結することとありますが、中国電力が本事業に応募した場合、公平性原則及び透明性原則が確保できなくなると考えられますので、中国電力に対して何らかの制限を加えていただけないでしょうか。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていることを勘案し、中国電力の発電部門及び小売部門の本事業への参加については制限を課しません。	
298	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約 (公募の公平性)	再整備業務対象施設について、応募者は自らの費用と責任により中国電力株式会社様と接続契約を締結することになっており、一次審査通過者は中国電力株式会社様と協議することが出来るようになっていますが、同社が本コンセッションに応募者として参画される場合、公平性をどのように担保する想定かをご教示頂けないでしょうか（具体的な対策、措置等）。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。	
299	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	事業者は、春米発電所の事業承継を貴県から受けるとなっておりますが、貴県の事由による事業承継の手続き遅延は貴県がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
300	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	事業者は貴県の合意のもと、中国電力へ事業承継の届出を行い、事業承継に必要な手続きを行うとありますが、中国電力内の手続きが遅延した場合は、リスク負担者は貴県になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
301	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	実施方針では中国電力株式会社と接続契約を締結することとあります。一方で内閣府が定める「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」には、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。」とあります。このことから中国電力が本事業に応募した場合、公平性原則及び透明性原則が確保できなくなると考えられます。そこで、応募者に共通の参加資格として中国電力及びその関係会社でないことを追加していただけないでしょうか。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。
302	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	事業者の責任により送配電事業者との契約を締結する事に対し、送配電事業者である中国電力(株)又は中国電力(株)との資本関係にある企業は利益相反に抵触すると思われませんが、どのようなご見解でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。
303	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	公平性の観点から、相談・提案内容を中国電力に対して守秘できる中立的な方法をご提示ください。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。
304	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	中国電力が応募者である場合、競争上の公平性を欠く懸念がありますが、対応を検討いただけないでしょうか？	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。
305	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	中国電力が応募者であれば、中国電力と協議することは情報漏洩が懸念されますが、何らかご対応を検討いただけないでしょうか。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
306	実施方針	25	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	運営権対価算出及びリスク評価のために予想最大損失率のわかるPMLレポートをご開示ください。	開示可能なレポートはありません。
307	実施方針	25	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	適切なリスク評価のために事業対象施設（特に土木構造物）のPMLレポートを公表していただけないでしょうか？	開示可能なレポートはありません。
308	実施方針	25	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	近年の気候変動により豪雨等が頻発しているため、「通常乃至定期的に発生する気象条件」の内容について協議に応じてください。	詳細は募集要項等として公表予定の特定事業契約等で示しますが、個別具体的内容は競争的対話で確認してください。
309	実施方針	25	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	県による運営権設定対象施設の土木構造物を含むPMLレポートの取得・開示を希望いたします。	開示可能なレポートはありません。
310	実施方針	25	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	不可抗力リスクに対し、現在県が付保している保険がありましたら内容をご教示ください。	(公財)都道府県センター（災害共済部）の建物共済、機械損害共済に加入しています。
311	実施方針	25	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	本事業の運営権設定対象施設に関するPML等を応募者共通に開示する資料としてご提示いただけないでしょうか。	開示可能なレポートはありません。
312	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	本事業の公募スケジュールが当初計画より後ろ倒しとなったために、Fitの事業計画認定の申請から取得に費やせる時間が短くなっていると理解しております。事業者による瑕疵（書類の不備等）を除き、確実にFit認定を取得できるよう何らかの対策を貴県でご調整・ご検討頂けないでしょうか。仮にプロジェクトファイナンスを事業者が希望される場合、Fit認定が取得出来ないリスクを限りなくミティゲートして頂かないことには、ファイナンスが難しくなる可能性がございます。	電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）をふまえた公募スケジュールとしています。
313	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	FIT制度の変更認定申請による届出対応等により、FIT制度の適用に係る遅延が発生した場合、リスク負担（逸失利益を含む）者は貴県になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者のリスク負担を基本とします。詳細は特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
314	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	本事業の募集スケジュールが当初より3か月程度後ろ倒しになったことにより、FITの事業計画認定を取得できないリスクが高まっております。当該リスクを緩和するための対策を貴県の方で講じていただけないでしょうか。	電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）をふまえた公募スケジュールとしています。
315	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	事業者が自らの費用と責任によりFIT認定を取りに行く旨、記載されております。「権原交渉(土地権利書類確認含む)についても事業者の費用と責任で行う」との理解でよろしいでしょうか。	事業用地（関連施設及び任意事業に係るものを除く。）の使用権原は、県にて取得及び維持しますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
316	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	(No.1の理解が正しい場合)、時間的なことを考慮すると、一次通過直後から地権者と交渉開始することを、県は事業者に期待している、との理解でよろしいでしょうか。	事業用地（関連施設及び任意事業に係るものを除く。）の使用権原は、県にて取得及び維持しますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
317	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	(No.1の理解が正しい場合)、実施方針P15に「事業者は、各種申請・届出及び手続等において県の協力が必要な場合は、事前に県と協議するものとし、県は、これらの業務に可能な範囲で協力する」とありますが、権原交渉（土地権利書類確認含む）でご協力をいただけるのでしょうか。	事業用地（関連施設及び任意事業に係るものを除く。）の使用権原は、県にて取得及び維持しますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
318	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	(No1の理解が正しい場合)、リスク分担表のNo.3に「許認可の新設・変更に関わるもの(運営権設定対象施設の再整備業務・運営維持業務に影響を及ぼすもの)」とあり、県のリスク負担となっておりますが、権原交渉（土地権利書類確認含む）でご協力をいただけるのでしょうか。	事業用地（関連施設及び任意事業に係るものを除く。）の使用権原は、県にて取得及び維持しますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
319	実施方針	25	Ⅲ	1	(3)		FIT制度の申請	FIT申請に必要な設備改修履歴および過去の点検履歴につき、開示をお願いします。	開示資料「08.劣化診断・健全度調査関連」及び「502.作業ならびに事故内訳表」をご参照ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
320	実施方針	25	Ⅲ	1	(2)		系統連系の接続契約	「現行の水利権の最大使用水量を上限として、水力発電所の出力規模が決定される。」とありますが、現行の水利権の最大使用水量に満たない水量で出力規模を決定することも受容されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
321	実施方針	26	Ⅲ	1	(4)		売電先に対する制約	貴県として、県内企業等への特定卸供給を希望されておられますでしょうか。また、そうした場合の審査上の加点の有無についてご教示願います。	詳細は募集要項等として公表予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。	
322	実施方針	26	Ⅲ	1	(4)		売電先に対する制約	第一次審査通過者は中国電力と協議することができるかとされているが、参加する場合、系統接続に関する協議の公平性担保の手法について開示をお願いします。	一般送配電事業者は、電気事業法上において特別な存在であることからその独立性が要請され、発電部門及び小売部門との情報の遮蔽性もなされていると考えています。	
323	実施方針	26	Ⅲ	2			リスク分担の基本的な考え方	損害保険の算出のため、再整備業務対象外の施設について、再調達価格を県から開示してください。	一次審査通過者に対し、県の施設台帳等を示すこととします。応募者にて必要な補正等を行ってください。	
324	実施方針	26	Ⅲ	2			リスク分担の基本的な考え方	事業者が一定のリスクを負担し、それを超えるリスクについては県が負担することとしていただけないでしょうか。事業者は損害保険を付保することができない施設(再調達価格が不明な施設)があるため、適切なリスク分担をお願いします。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
325	実施方針	26	Ⅲ	2			リスク分担の基本的な考え方	対象施設に損害が生じた場合を想定して、損害保険の付保を考えております。しかし、保険の付保には対象施設の再調達価格が必要となります。そこで、事業者が再整備を行う施設以外の施設については再調達価格をご提示願えないでしょうか。	一次審査通過者に対し、県の施設台帳等を示すこととします。応募者にて必要な補正等を行ってください。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
326	実施方針	26	Ⅲ	2				リスク分担の基本的な考え方	万が一、対象施設の再調達価格が提示できない場合は、損害保険の付保が困難となります。したがって、そのような場合は事業者が負担するリスク水準を定め、それを超える損害は県が負担する等の対応をお願いします。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
327	実施方針	26	Ⅲ	2				リスク分担の基本的な考え方	対象施設に対して損害保険を適切に付保するためには、各施設の再調達価額が必要になります。再整備業務対象外の施設にかかる再調達価格をご提示ください。	一次審査通過者に対し、県の施設台帳等を示すこととします。応募者にて必要な補正等を行ってください。
328	実施方針	26	Ⅲ	2				リスク分担の基本的な考え方	再整備業務対象外の施設にかかる再調達価格の情報開示が難しい場合には、当該部分について適切に保険付保することが困難であると考えます。そこで、事業者が負担すべき水準を応募者に提示していただき、それを超過する損害は県が負担する等のリスク分担をご検討ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
329	実施方針	26	Ⅲ	2				リスク分担の基本的な考え方	運営維持業務の対象となる運営権設定対象施設のうち、県が整備した施設については再整備価格をご開示頂けますでしょうか。	一次審査通過者に対し、県の施設台帳等を示すこととします。応募者にて必要な補正等を行ってください。
330	実施方針	26	Ⅲ	2				リスク分担の基本的な考え方	官民の適切なリスク分担により事業の効果を増大させるために、事業者の負担すべきリスクを一定とし、超過する損害を県が負担する等のリスク分担をご検討いただけないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
331	実施方針	26	Ⅲ	2			リスク分担の基本的な考え方	<p>事業者が負担する不可抗力リスク及び施設瑕疵リスクが過度に大きくなり、SPCの事業収支が大幅に悪化する懸念があります。不可抗力リスクでは、貴県が負担するリスクは土木構造物に限定されており、また、復旧費用等の額が一定額以上の場合のみ、となっております。施設瑕疵リスクでは、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」という極めて限定的な場合のみ、貴県がリスク負担することとなっております。本事業において、発電所設備を長期安定的に稼働させるためには、SPCのキャッシュを安定化させる必要があります。そのためには、不可抗力リスク及び施設瑕疵リスクについて、事業者は保険によるリスク対応を講じる必要があります。しかし、現在のリスク分担のように、過度に事業者にリスクが寄せられている状況では、保険料が高額になり、SPCの事業収支が大幅に悪化します。これは、ひいては運営権対価の減額につながります。</p> <p>SPCの事業収支の改善及びそれに伴う運営権対価の最大化を可能とするため、不可抗力リスクについては、復旧費用負担となる対象設備の拡大及び事業者負担額の可能な限りの引き下げ、施設瑕疵リスクについては、貴県が費用負担する施設瑕疵ケースの拡大について、ご検討をお願いいたします。</p>	原文の考え方を基本とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
332	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	前文	不可抗力リスク	「県及び事業者のいずれの責にも帰すべからざる事象であって、(イ)地震・洪水・地滑りその他の自然災害、(ロ)豪雨・暴風その他の異常気象であって本事業における運営権設定対象施設周辺において通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象、又は(ハ)暴動等の敵対的行為その他の人為的災害が生じ、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じ、復旧費用や逸失利益等の条件が、特定事業契約等に定める範囲を超える場合には、県が一定の負担を行う。」とあります。通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象の定義をご教示頂けないでしょうか。	原文の考え方を基に詳細は特定事業契約等において示しますが、過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。また、不可抗力事由が生じた場合、県は事業者の逸失利益は負担しないものとします。
333	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「特定事業契約等に定める範囲」について、事業者が付保できる保険の限度額が同範囲となるようお願いします。	事業者が付保できる保険の限度額は応募者ごとに異なると考えられるため、同範囲とはしないものとします。リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
334	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	近年気候変動により豪雨等が頻発、被害が拡大しているため、「通常ないし定期的に発生する気象条件」の内容についても協議に応じて頂けるような内容を検討頂けますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
335	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象」はどういう基準でどういう手続きで判断されますか。	原文の考え方を基に詳細は特定事業契約等において示しますが、過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
336	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「特定事業契約等に定める範囲」については、事業者が付保する保険の限度額も勘案のうえご検討ください。たとえば保険でカバーする一定水準の限度額を超える損害は県負担とすることも検討願います。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
337	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	事業者が付保する保険の限度額が「特定事業契約等に定める範囲」と同じになるよう、お願いします。	事業者が付保できる保険の限度額は応募者ごとに異なると考えられるため、同範囲とはしないものとします。リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
338	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	発電所敷地外の崩落等により本事業対象施設が被害を受けた場合については、事業者のリスク外とし、関係各所との協議は県にて実施いただけますでしょうか？	ご指摘の事例は事業者リスク負担の範囲（特定事業契約等に定める範囲）と考えています。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
339	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	不可抗力の発生とそれに伴う損害は、事業の責めに帰すべき事由ではなく、事業者が原則としてリスク負担を行う主体ではなく貴県が主体ではございませんでしょうか。 また、この点、2018年10月公表のリスク分担表より変更されておりますが、変更の趣旨・経緯につきご教示願います。	リスク分担の詳細は、特定事業契約等をご確認ください。また、実施方針別紙のリスク分担表と事業概要書（案）【第0.1版 平成29年10月17日）のリスク分担表とでリスク負担の基本的な考え方は変更していません。
340	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	敷地外の土砂崩れ等により被害を受けた場合は事業者のリスク外とし、関係者との協議は県を窓口としていただくよう、検討願います	ご指摘の事例は事業者リスク負担の範囲（特定事業契約等に定める範囲）と考えています。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
341	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	不可抗力リスクについて、貴県が一定の負担を行うと御座いますが、不可抗力は予見できず、かつ一般的に保険適用外の事象であることに鑑み、事業者が一定の負担を行い、当該一定の負担を超過する負担は貴県にて御負担いただけませんか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
342	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象」について、特定事業契約において、降雨量等具体的な数字に基づき定義して頂けますでしょうか。また、事業期間中の気象変動推移に基づき、一定期間毎にその定義、契約内容について協議できる内容にして頂けますでしょうか。	原文の考え方を基に詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等において示しますが、過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。
343	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「特定事業契約等に定める範囲」について、事業者が付保可能な保険の限度額が同範囲となる等、上限の設定をご検討頂けますでしょうか。	事業者が付保できる保険の限度額は応募者ごとに異なると考えられるため、同範囲とはしないものとします。リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
344	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	地震・洪水及び豪雨・暴風その他の異常気象を原因とするものを除き、発電設備のある敷地以外の事故等により、本事業対象施設が被害を受けた場合については事業者のリスク外とし、当該土地等の所有者・管理者との協議は県が行い、事業者は当該被害によって生じる費用を負担しない形を検討頂けますでしょうか。	ご指摘の事例は事業者リスク負担の範囲（特定事業契約等に定める範囲）と考えています。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
345	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	茗荷谷ダム及び中津ダムについて、事業者が行う再整備の対象範囲である取水設備等発電事業に係わる施設、設備を除くダム本体施設の不可抗力や事業者の責によらない損害発生時の復旧は県のリスク負担、費用負担として頂けますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
346	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	これまでの空港コンセッション等では、エンジニアリングレポートを管理者が提供することで、応募者の入札コストを下げ、運営権対価の増加に寄与しています。本事業でも同様にエンジニアリングレポートのご提供を検討頂けますでしょうか。	県より開示できる資料は、募集要項等の公表までに開示します。また、必要に応じて、第一次通過者を行う競争的対話（現地見学会を含む）における応募者への調査機会の提供等について調整するものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
347	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「特定事業契約等に定める範囲」について、事業者が付保する保険の限度額が同範囲となるよう協議に応じてください。	事業者が付保できる保険の限度額は応募者ごとに異なると考えられるため、同範囲とはしないものとします。リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
348	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	発電設備のある敷地以外の崩落等により本事業対象施設が被害を受けた場合は事業者のリスク外とし、当該土地等の所有者・管理者との協議は県が行い、被害については県が補償することで、事業者は当該リスクを負わない形を検討願います。	ご指摘の事例は事業者リスク負担の範囲（特定事業契約等に定める範囲）と考えています。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
349	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	県が再整備する春米発電所については、降雨量等について数値化し、差異について協議できる契約をご検討ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
350	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	近年の気候変動により豪雨等が頻発しているため、「通常ないし定期的に発生する気象条件」については降雨量等にて数値化し、差異について協議できる契約を希望します。	原文の考え方を基に特定事業契約等において示しますが、過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えております。
351	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	本事業についてのエンジニアリングレポートをご提供ください。	県より開示できる資料は、募集要項等の公表までに開示します。また、必要に応じて、第一次通過者で行う競争的対話（現地見学会を含む）における応募者への調査機会の提供等について調整するものとします。
352	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	募集要項公表前に本事業の事業対象施設における予想最大損失額を開示してください。	県では開示可能な予想最大損失額の算定はしておりません。
353	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「特定事業契約等に定める範囲」について、事業者が付保可能な保険の限度額が同範囲となるよう、ご検討ください。	事業者が付保できる保険の限度額は応募者ごとに異なると考えられるため、同範囲とはしないものとします。リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
354	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象」について、具体的に降雨量等の数値を設定し、適切なリスク分担を検討頂けますでしょうか。	原文の考え方を基に詳細は特定事業契約等において示しますが、過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。また、不可抗力事由が生じた場合、県は事業者の逸失利益は負担しないものとします。
355	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	不可抗力事由による損害等については保険をかけるのが通常かと思いますが、本事業にて想定されている保険の内容について想定をご教示頂けますでしょうか。	保険の内容については、応募者の提案に委ねます。
356	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	不可抗力については、民間側でコントロールすることが困難ですので、貴県の負担としていただけませんか。	原文の考え方を基に詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等において示します。
357	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	事業者が付保できる保険の限度額と「特定事業契約等に定める範囲」を同じとしていただけるよう、ご検討ください。	事業者が付保できる保険の限度額は応募者ごとに異なると考えられるため、同範囲とはしないものとします。リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
358	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	「通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象」について、具体的な定義をお示しいただけますでしょうか。	原文の考え方を基に詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等において示しますが、過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。
359	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)		不可抗力リスク	記載されている不可抗力とは、現行設計基準を満足する設備を損傷させるような自然災害等でしょうか。例えば、再整備施設以外が被災した場合に、それが不可抗力によるものであったかの判断が難しいように思います。	原文の考え方を基に詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等において示しますが、過去に生起した気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
360	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)			不可抗力リスク	例えば、異常乾季が続き水量が激減したことで、事業者が売電収益を上げられなかった場合は、不可抗力リスク（通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象）として対処していただけるのでしょうか。	発電量変動リスクは事業者負担を基本とします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
361	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)			不可抗力リスク	逸失利益とは、休止期間中の売電収入など定義が決まっていたらご教示いただけませんか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。なお、不可抗力事由が生じた場合、県は事業者の逸失利益は負担しないものとします。
362	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)			不可抗力リスク	逸失利益も県により負担されますか。Yesの場合、負担割合をご教示いただけませんか。	不可抗力事由が生じた場合、県は事業者の逸失利益は負担しないものとします。
363	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)			不可抗力リスク	特定事業契約等に定める範囲を超える場合がありますが、責任の範囲をご教示いただけませんか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
364	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務段階	再整備業務段階における不可抗力による再整備目的物の復旧費用も県が負担することを検討ください。	事業者の費用負担を基本とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
365	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務段階	再整備業務段階において不可抗力事象が起きた場合、これによる再整備工事の遅延に係る増加費用の取り扱いについてご教示ください（不可抗力に起因する設計条件変更の場合は、県で負担することとなっている）	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
366	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務段階	「工事目的物等の損害発生時の復旧は、事業者の費用負担でこれを行うものとする。」とありますが、不可抗力の一貫として県の負担をお願いしたい。	事業者の費用負担を基本とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
367	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務にかかる費用については県が負担するというコンセプトと理解しているため、不可抗力発生時の追加コストについても、全体的に貴県側で負担頂く事はできないか。通常のプロジェクトファイナンスでは、不可抗力事由による損害等については、保険にてカバー（保険の免責がある部分につき、事業SPCにリザーブを積立）しており、本事業につきましても、民間の保険でカバー出来ない損害範囲が残る可能性や保険料が高額になり健全な事業運営が出来ない蓋然性が高くなる場合、何かしらの手当てをご検討頂きたくお願い致します。	事業者の費用負担を基本とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
368	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		貯水池内の地滑り等は、どのように取り扱われるのでしょうか。	貯水池内の地滑り等で、ダム堤体と洪水吐ゲートに損害が生じた場合は、県による費用負担を基本としますが、詳細は募集要項等をご確認ください。
369	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		工事目的物等の定義及び範囲をご教示いただけませんか。	再整備業務対象施設をいいますが、詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
370	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務として改修、補修される運営権設定対象施設はダムなど土木構造物すべてが工事目的物等との理解でよろしいでしょうか。	工事目的物等とは再整備業務対象施設をいいますが、詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
371	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務の増加費用について、「運営権対価との相殺を想定」とありますが、運営権対価の一括金の金額は当初確定し、増加前の再整備業務費用との相殺になるため、不可抗力に伴う増加費用分については、運営権対価の分割金との相殺を想定されている、ということでしょうか。事業者としては当該増加費用部分も一括での負担を条件としていただく必要があると考えます。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
372	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務段階	アについて、「設計条件変更（地盤の形質変更等）」の定義はどのようなものでしょうか。	原文のとおりを予定しています。
373	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①		再整備業務段階	イについて、不可抗力リスク顕在化等により、事業継続が困難となり、特定事業契約を解除する場合に、解除時までの出来高部分を貴県が買取るという理解でよいでしょうか。	出来形部分（出来高部分ではない。）の買取りについてはご理解のとおりです。
374	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①	ア	再整備業務段階	不可抗力に起因する設計条件変更に係る再整備業務の増加費用については、運営権対価との相殺にて支払う旨の記載がございますが、相殺対象となる運営権対価とは、分割金部分との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
375	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①	ア	不可抗力リスク 再整備業務段階	不可抗力に起因する設計条件変更に係る再整備業務の増加費用は県が負担し、運営権対価との相殺を想定とありますが、一括金との相殺となり、分割金が減少するとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
376	実施方針	26	Ⅲ	2	(1)	①	イ	再整備業務段階	再整備期間中、不可抗力事象により県が出来形を買い取る事となった場合、買取費用の算定はどう行うのでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
377	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	①	イ	不可抗力リスク	買取対象となる出来形には、出来形を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、会社経費、会計監査費用、保険費用、金融費用、弁護士費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	出来形を構築するうえで合理的に必要な費用であると県が認める範囲で含まれます。
378	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		不可抗力リスク 再整備業務段階	不可抗力により履行困難となった場合の措置として、運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長が挙げられています。運営権存続期間を延長されても、FIT期間が延長されることは考えられず、固定価格での売電期間を失うこととなります。運営権対価の減額変更も許容して頂きたいと考えます。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
379	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	「運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長」について、FIT期間を超えると想定収入が確保できないため、他の方法を検討願います。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
380	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	「不可抗力によって、事業者が本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、県は、特定事業契約上の義務を一時的に免責する場合がある。その場合、不可抗力により履行困難となった場合の措置として、損害が発生した運営権設定対象施設の運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長が必要であると合理的に判断される場合には当該変更を行うものとし、その変更内容については県と事業者の間で協議の上で決定するものとする。」とあります。運営権存続期間を延長又は運営権対価の支払期限を延長した場合にはFIT期間を超えてしまう可能性があり、そうした対応とする場合には、対価の調整等ご検討頂きたいとお願い致します。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
381	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	「不可抗力によって、事業者が本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、県は、特定事業契約上の義務を一時的に免責する場合がある。その場合、不可抗力により履行困難となった場合の措置として、損害が発生した運営権設定対象施設の運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長が必要であると合理的に判断される場合には当該変更を行うものとし、その変更内容については県と事業者の間で協議の上で決定するものとする。」とあります。一方、それらの延長では対応出来ないような状況においては、契約の解除と、運営権対価の一括金を残存期間に応じて按分した残高を返戻頂くことをご検討下さい。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
382	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階の不可抗力の取扱	復旧対象が土木構造物である場合は、特定事業契約に定めるところにより貴県が負担を行うと記載がありますが、「土木構造物」とはどこまでを含むかご教示ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
383	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階の不可抗力の取扱	復旧対象が土木構造物である場合は、特定事業契約に定めるところにより貴県が負担を行うと記載がありますが、土木構造物に限らず、不可抗力事由発生時については一定の範囲を超えた場合、ご負担頂く形で整理頂けないでしょうか。通常のプロジェクトファイナンスでは、不可抗力事由による損害等については、保険にてカバー(保険の免責がある部分につき、事業SPCにリザーブを積立)しており、本事業につきましても、民間の保険でカバー出来ない損害範囲が残る可能性や保険料が高額になり健全な事業運営が出来ない蓋然性が高くなる場合、何かしらの手当てをご検討頂きたくお願い致します。	土木構造物以外は、事業者の費用負担を基本とします。詳細は、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
384	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	運営権存続期間の延長によりFIT期間後も事業者による運営が継続した場合、収入がかわりませんので、運営権対価の見直しを行えるよう協議に応じていただきたいです。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差違がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
385	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	不可抗力の損害により事業が行えなくなった場合の措置として運営期間の延長を行うとありますが、運営権対価自体の変更を認めていただけないでしょうか。延長によってFIT期間を超えた場合、収入が減少する可能性があります。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差違がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
386	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	運営期間の延長を行うとありますが、延長していただいてもFIT期間がすぎれば、売電価格が下がり、収入が当初の予定よりも下がる恐れがあります。そこで、そのような場合は運営権対価の見直しをお願いできないでしょうか。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差違がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
387	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	運営維持業務段階で、「土木構造物復旧費用額等の条件が特定事業契約に定める範囲を超えるときは」とありますが、土木構造物保険の保険料コスト及び一般的な補償水準（支払限度額）等も勘案のうえ合理的な官民分担、負担条件を検討ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
388	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	運営維持業務段階で、「土木構造物復旧費用額等の条件が特定事業契約に定める範囲を超えるときは」とありますが、ダム、調整池のすべてにつき民間が復旧費用を負担することになるのでしょうか 再整備分のみが対象でしょうか	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
389	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	不可抗力事象が起こっている期間中に発生する運営維持関連の費用負担（発電しない間も最低限必要な運営に係る費用等）の取扱についてご教示ください。	運営維持業務に要する費用負担は事業者の負担となります。そのうえで、運営権存続期間の延長、運営権対価の支払期限の延長、運営権対価の減額等について協議します。	
390	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	運営維持業務段階において不可抗力事象が起こり、発電所が停止する場合、停止期間中の逸失利益について事業者は県に補償を求めることが出来るかご教示下さい。	不可抗力事由が生じた場合、県は事業者の逸失利益は負担しないものとします。	
391	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	「通常ないし定期的に発生する気象条件より過酷な異常気象」等に起因する渇水の影響で取水制限がかけられる場合、この事象による事業者の売電収益低下について県に補償を求めることは可能かご教示下さい。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
392	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	「損害が発生した場合、運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払い期限の延長を行う」とありますが、延長期間中にFIT期間が終了すると収入が下がる可能性があり、運営権存続期間の延長では損失を補填することができない恐れがあります。従いまして、運営権対価の額の見直し等も行えるものとして頂けないでしょうか。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差違がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
393	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	「土木構造物」に三朝調整池ダムは含まれるでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
394	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	運営権設定対象施設の所有権は県に帰属しているが、事業者の費用負担で復旧する範囲をご教示いただけないでしょうか。	事業者による復旧対象の範囲は運営権設定対象施設すべてとなります。費用負担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
395	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	土木構造物の範囲をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
396	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	復旧費用額等の条件が特定運営事業契約を超える時はどの記載がありますが、その金額をご教示いただけないでしょうか。	特定事業契約等をご確認ください。
397	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	「運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長」が履行困難となった場合の措置として挙げられておりますが、こちらは、不可抗力により収入が途絶する期間における運営権対価の分割部分の支払免除なども協議の対象になり得るという理解でよろしいでしょうか。	運営権対価の減額も協議対象の選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
398	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	運営権存続期間が延長された場合、FIT価格での売電ができず、収入が減少する恐れがあります。そこで、期間延長だけでなく運営権対価の見直しもご検討ください。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
399	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	不可抗力によって事業者が本事業の全部又は一部を行えない場合については、その範囲で実施契約上の義務を免責する建付けとさせていただければと存じます。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
400	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②		運営維持業務段階	再整備対象外の施設については、再整備費用が県から提示されないと保険を付保できません。再整備対象外の施設の損害については県のリスク負担とするか、あるいは、損害に対する事業者側の補填額について一律の上限額を公募において提示していただけないでしょうか。	前段については、一次審査通過者に対し、県の施設台帳等を示すこととします。応募者にて必要な補正等を行ってください。後段については、募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
401	実施方針	27	Ⅲ	2	(1)	②	運営維持業務段階	不可抗力により履行困難になった場合の措置として、運営権存続期間の延長・運営権対価の支払い期限の延長に触れられていますが、FIT期間が終了すると収入が変わりますので、運営権対価自体の見直しについてもご検討願います。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
402	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	運営維持業務開始後に一切の発電が不能な状態を招く物理的瑕疵と御座いますが、貴県の瑕疵担保責任期間中については、発電状況の如何にかかわらず、貴県にて修復費用を御負担いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。	
403	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	瑕疵担保責任について、事業者が負担する場合は、事業者が知る限りの範囲で当該瑕疵の存在を把握していたにもかかわらず、改修等の対応を行わず要求水準未達の場合に限定していただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。	
404	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	県が事業者に既存施設を引き渡す段階で存在した瑕疵について、県が責任を負うのが、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」に限定されておりますが、一般的な瑕疵担保責任として性能低下のケースも県が責任を負うべきだと考えております。	原文のとおりとします。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
405	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	「事業者による再整備業務の実施にあたり、県が事業者既存施設を引渡す時点で当該既存施設に瑕疵が存在し、当該既存施設を改修せずに運営維持業務の用に供した場合であって、運営維持業務の始後24ヶ月以内に一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合には、県は、当該瑕疵の修復費用を特定事業契約に定めるところにより負担する。」とあります。一切の発電、即ち、発電が全く出来ない場合のみではなく、瑕疵により被った損害は県に負担頂きたいお願い致します。	原文のとおりとします。
406	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	貴県の瑕疵担保責任期間の経過後に発見又は通知された既存施設の瑕疵について、事業者のみが負担する規定になっていますが、瑕疵が重大なものに関しては、貴県もリスクをご負担いただきたく存じます。	原文のとおりとします。
407	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」と記載がありますが、「一切の発電が不能な状態」とはどういった状態でしょうか。例えば一部設備の不備により他の設備も止めざるを得ない場合も含まれるでしょうか。	一切の発電が不能な状態とは、当該運営権設定対象施設における発電が全部停止となる状態を指します。また、一部設備の不備と一切の発電が不能となることとの間に因果関係が認められる場合には含みます。
408	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	貴県の瑕疵担保責任期間について、重過失があった場合については瑕疵担保責任期間の延長の検討をお願いできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
409	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	「当該瑕疵に起因して、事業者が本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合」とありますが、「当該瑕疵」とは「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」を指すのでしょうか。または「運営維持業務開始後24か月以内」に発見された瑕疵を指すのでしょうか。	再整備業務対象施設における当該瑕疵とは、運営維持業務開始後24ヶ月以内に発見された一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵をいいますが、詳細は募集要項等として公表予定の特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
410	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		再整備業務対象施設	開始後24ヶ月以内に一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見され場合、県は当該瑕疵の復旧費用を特定事業契約に定めるところにより負担する。と記載されておりますが一切の発電の定義及び発電できない期間について教示の程、お願い申し上げます。	一切の発電不能には、部分的な発電不能は含みません。また、一切の発電不能期間について定めはありません。
411	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		再整備業務対象施設	「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」とありますが、そのような状態を招く可能性があることが要件であり、実際にそのような状態が生じたことは要件ではないとの理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
412	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		再整備業務対象施設	事業者は、工事に対して保険・補償に加入することは一般的ですが、同項においては、運営維持管理業務の開始後24ヶ月以内とされており、工事期間中は対象外になるのでしょうか。工事期間中に発生する瑕疵に対する工事延期は、著しく工事費増加を招く恐れがあると想定します。見解の程、お願い申し上げます。	再整備業務対象施設である運営権対象施設の運営維持業務開始日後24ヶ月以内を予定していますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
413	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		施設瑕疵リスク 再整備業務対象施設	瑕疵に起因して履行困難となった場合の措置として、運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長が挙げられています。運営権存続期間を延長されても、FIT期間が延長されることは考えられず、固定価格での売電期間を失うこととなります。運営権対価の減額変更も許容して頂きたいと考えます。	当初運営権存続期間と延長期間での売電価格に差違がある場合には、当該差違をふまえた期間延長について協議することができると考えられます。ただし、運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
414	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	① ②	施設瑕疵リスク 再整備業務対象施設	既存施設及び春米発電所について、県が修復費用を負担するのは「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合」とありますが、発電は可能なものの通常発電量を下回るような状態の場合においても、本来得べき売電収益及び修復費用は県（及び県が発注した委託先）が負担するという理解でよろしいでしょうか。	「発電は可能なものの通常発電量を下回るような状態の場合」には、県は費用負担はしません。	
415	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	水力発電設備には、例えば放水路の背面の空洞のように、24か月以内に瑕疵を発見することが困難な設備があります（落盤や水路経過地の地表面の陥没で初めて瑕疵が発見される）。設備の特性に応じて瑕疵担保期間を個別に定めることとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。	
416	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	「運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長」が履行困難となった場合の措置として挙げられておりますが、こちらは、施設の瑕疵により収入が途絶する期間における運営権対価の分割部分の支払免除なども協議の対象になり得るという理解でよろしいでしょうか。	運営権対価の減額も選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
417	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	<p>現在のリスク分担では、貴県が負担する既設瑕疵リスクについて、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合」に限定されています。一切の発電が不能な状態になるほどの瑕疵が生じる可能性は、非常に限定的と思われ、実質的に事業者が既設瑕疵リスクを全面的に負うこととなっていると考えられます。この場合、事業者の事業性判断が著しく困難になり、参加意欲減退につながる恐れがありますので、一切の発電が不能な状態に限定するのではなく、例えば以下のような場合等についても、貴県側のリスク負担としていただけないでしょうか。・小鹿第二発電所放水路における覆工背面の空隙に起因した崩落（道路、民家の陥没等、二次災害の発生）・各発電所支水路における覆工背面の空隙に起因した崩落・中津ダムおよび茗荷谷ダム洪水吐ゲートの許容応力超過に起因した水位制限による溢水電力の発生、ゲート改修工事の追加費用の発生・中津ダムおよび茗荷谷ダム取水ロスクリーンにおける確認不可な水中部でのバーの破断に起因した水位制限による溢水電力の発生、改修工事の追加費用の発生・中津ダム底部排水バルブの経年的な腐食による監査廊内の浸水・三朝調整池ダムが耐震性能を満足していないことに起因した水位制限による溢水電力の発生、改修工事の追加費用の発生</p>	原文のとおりとします。
418	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設	<p>「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」とは、当該瑕疵の修補を行うためには発電所の運転を止めなければならないケースも該当するという理解でよろしいでしょうか。</p>	当該瑕疵を補修しないことで一切の発電不能な状態を招く場合においてはご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
419	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		再整備業務対象施設	県がリスク負担する瑕疵は発電不能となる瑕疵である以上、これによって収入が途絶することは明らかですので、県の負担は修復費用だけでなく、逸失利益も含めていただけないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
420	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		再整備業務対象施設	再整備費用については県に負担頂けるというコンセプトであると認識しているため、既存の瑕疵に基づいて再整備費用が増加した場合についても、当該増加分については特段の条件等なく貴県に負担頂けるものと理解しております。	実施方針において基本的な考え方を示しておりますが、特定事業契約に示す範囲を超えて県が増加費用を負担することはありません。
421	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①	ア	再整備業務対象施設	県の瑕疵担保責任期間の経過後に発見又は通知された既存施設の瑕疵は事業者が負担するものと記載してありますが、県の瑕疵担保責任期間の経過内に発見されない既存施設の瑕疵は数多く存在すると考えております。よって一方的に事業者側での負担とならないような配慮の余地はございませんでしょうか。	原文のとおりとします。
422	実施方針	27	Ⅲ	2	(2)	①		再整備業務対象施設	一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合、県が瑕疵担保責任を負っているとされていますが、文字通り県が瑕疵担保責任を負うのは、「一切の」発電が不能な場合に限定されますでしょうか。「部分的な発電の不能」についても瑕疵担保責任を負担いただけないでしょうか。	「一切の発電が不能」な場合に限定されるものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
423	実施方針 要求水準書 (案)	27	Ⅲ	2	(2)	①	再整備業務対象施設 被災時復旧業務	中津ダム及び茗荷谷ダムは災害や施設の不具合等により、運営権設定対象施設が被災した場合、県が自らの費用負担によって復旧業務を行うものと理解しております。 実施方針27.Ⅲ.2.(2).①には中津ダム及び茗荷谷ダムに関わる記載がありませんが、中津ダム及び茗荷谷ダムは災害や施設の不具合等により、運営権設定対象施設が被災した場合、県が自らの費用負担によって復旧業務を行うと理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約等をご確認ください。	
		46	Ⅵ	3	(3)	④				
424	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合、県が瑕疵担保責任を負うとされていますが、文字通り県が瑕疵担保責任を負うのは、「一切の」発電が不能な場合に限定されますでしょうか。「部分的な発電の不能」についても瑕疵担保責任を負担いただけないでしょうか。	「一切の発電が不能」な場合に限定されるものとします。	
425	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	県が再整備を行った部分について、運営期間内に再劣化（不具合）が生じた箇所の瑕疵の負担について具体的にご教示下さい。	実施方針原文の考え方を基に、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等において示します。	
426	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	県が再整備を行った部分について、耐用期間をどの程度と設定していますでしょうか。	春米発電所において整備を行ったものは、原則建設仮勘定に計上しており、整備完了後にそれぞれの整備した資産ごとに地方公営企業法施行規則に定める耐用年数に応じて資産計上する予定です。	
427	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	春米発電所の再整備について、県が工事業者と締結した請負契約及び設備引渡時の検査結果の開示をお願いいたします。	優先交渉権者（又は春米発電所の再整備完了時期によっては事業者）に開示するものとします。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
428	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	瑕疵費用について、県が責任を負うのが、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」に限定されておりますが、一般的な瑕疵担保責任として性能低下のケースも県が責任を負うべきだと考えております。	原文のとおりとします。	
429	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	「本事業の実施に先立ち県が再整備を行った部分については、事業者による運営維持業務の実施にあたり、県から事業者への対象施設の引渡時点で存在していた瑕疵で、運営維持業務の開始後対象施設の区分に応じた一定期間内に一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合、県は、当該瑕疵の修復費用を特定事業契約に定めるところにより負担を行う。」とあります。一切の発電、即ち、発電が全く出来ない場合のみではなく、瑕疵により被った損害は県に負担頂きたいお願い致します。	原文のとおりとします。	
430	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	運営維持業務の開始後対象施設区分に応じた一定期間内に一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合と記載されておりますが一定の期間とはどの程度か？一切の発電の定義について教示の程、お願い申し上げます。	前段については、春米発電所の運営維持業務開始日から、木造建物及び設備に係る瑕疵の場合は12ヶ月間以内、コンクリート造構造物及び土木工作物に係る瑕疵の場合は24ヶ月間以内を予定しています。後段については、一切の発電不能には、部分的な発電不能は含みません。	
431	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	県が再整備を行った部分の瑕疵について、一切の発電が不能になった場合の間接損害の負担はどのような整理になりますか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
432	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	県が再整備を行った部分の瑕疵について、一切の発電不能まではいかないレベルでの修復費用・間接損害の負担はどのような整理になりますか。	県による費用負担は「一切の発電不能」に限定されます。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
433	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵」とは、当該瑕疵の修補を行うためには発電所の運転を止めなければならないケースも該当するという理解でよろしいでしょうか。	当該瑕疵を補修しないことで一切の発電不能な状態を招く場合においてはご理解のとおりです。
434	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	県がリスク負担する瑕疵は発電不能となる瑕疵である以上、これによって収入が途絶することは明らかですので、県の負担は修復費用だけでなく、逸失利益も含めていただけないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
435	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	春米発電所については、第二次提案前に運転開始とならないため、実際の運転開始時には想定のパフォーマンスに達していないといったリスクの発生があり得ます。性能未達で運転開始が遅れた場合や、性能未達状態が解消されないまま運転開始となった場合、事業の収益性への影響が大きいと見られるため、例えば運営権対価の分割払い額の見直し等、前提の変更に合わせて契約条件変更により、当該リスクを負担していただくものと可能と理解してよろしいでしょうか。（リスク分担表のNo. 43 はそのような趣旨と理解しております。）	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
436	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	春米発電所の瑕疵についても、運営権存続期間の延長や運営権対価の支払期限の延長について協議可能としてください。	協議可能としますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
437	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	「一定期間内」とは、貴県の瑕疵担保責任期間（24ヶ月以内）を指しているのでしょうか。	春米発電所の運営維持業務開始日から、木造建物及び設備に係る瑕疵の場合は12ヶ月以内、コンクリート造構造物及び土木工作物に係る瑕疵の場合は24ヶ月以内を予定していますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
438	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	現在のリスク分担では、貴県が負担する既設瑕疵リスクについて、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合」に限定されています。一方、リスク分担表のリスクNo. 65では、事業者は要求水準未達による瑕疵で運営権の存続期間の終期から2年間は、瑕疵担保責任を負うこととなっております。貴県と事業者の公平なリスク分担の観点から、貴県が負担する既設瑕疵についても、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合」ではなく、要求水準未達による瑕疵について、ご負担いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。	
439	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	「運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長」が履行困難となった場合の措置として挙げられておりますが、こちらは、施設の瑕疵により収入が途絶する期間における運営権対価の分割部分の支払免除なども協議の対象になり得るという理解でよろしいでしょうか。	運営権対価の減額も協議対象の選択肢の一つとします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
440	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	現在のリスク分担では、貴県が負担する既設瑕疵リスクについて、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合」に限定されています。一切の発電が不能な状態になるほどの瑕疵が生じる可能性は、非常に限定的と思われ、実質的に事業者が既設瑕疵リスクを全面的に負うこととなっていると考えられます。この場合、事業者の事業性判断が著しく困難になり、参加意欲減退につながる恐れがありますので、一切の発電が不能な状態に限定するのではなく、ある一定以上の損害が発生した場合に、貴県側のリスク負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
441	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	春米発電所	事業者による運営維持業務の実施前から存在した瑕疵については、県の支配下で排除すべきであった瑕疵であるため、当該瑕疵に伴う追加コスト・損害等は貴県にてご負担頂ければと存じます。	原文のとおりとしますが詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
442	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	施設瑕疵リスク 春米発電所	県が瑕疵の修復費用の負担を行う場合として、「一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合」と挙げられているが、“著しい発電量減”の場合等、少しでも発電できている場合には県は一切負担しないという趣旨であれば、再検討頂きたい。	原文のとおりとします。
443	実施方針	28	Ⅲ	2	(2)	②	施設瑕疵リスク 春米発電所	「本事業の・・・、運営維持業務の開始後対象施設の区分に応じた一定期間内に・・・」とありますが、「対象施設の区分に応じた一定期間」をご教示ください。	春米発電所の運営維持業務開始日から、木造建物及び設備に係る瑕疵の場合は12ヶ月間以内、コンクリート造構造物及び土木工作物に係る瑕疵の場合は24ヶ月間以内を予定していますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
444	実施方針	28	Ⅲ	3			事業者の責任の履行 確保に関する事項	会社法上、監査役会や会計監査人の設置が要求されない場合にも、監査役会や会計監査人の設置（及び県への報告）は必要でしょうか。必要であれば、その趣旨をご教示ください。	事業者は、ガバナンスを確保するため、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する会社であることを要します。
445	実施方針	28	Ⅲ	3	(2)		県によるモニタリング	モニタリングの内容、頻度その他詳細については募集要項等の公表時にご教示ください。	募集要項等として公表予定の、モニタリング基本計画書等をご確認ください。
446	実施方針	29	Ⅲ	3	(2)		株式の新規発行及び 処分	事業者が発行できる資本性資金として、無議決権株式と普通株式が列挙されていますが、劣後ローンや匿名組合出資等の資本性資金の調達についても、運営維持業務の安定性等本件事業の趣旨を損なわない限りにおいて認めて頂けますでしょうか。	劣後ローンや匿名組合出資等の資本性資金の調達の提案を妨げる意図はありません。
447	実施方針	28	Ⅲ	4	(1)		運営権等の処分	抵当権設定に際して、現段階で拒否をする理由を想定されておりますでしょうか。	ありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
448	実施方針	28	Ⅲ	4	(1)		運営権等の処分	特定事業契約その他貴県との間の契約上の地位や権利義務について、本件のための融資を受ける過程で、担保権（予約完結権）を設定することも想定されうるが、その場合には承諾頂けるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由がない限り承諾します。	
449	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)		株式の新規発行及び処分	完全無議決権株式は、議決権を保有・取得する設計でなければ、設計（配当優先・累積、残余財産の取り決め、償還、取得条項など）は自由に設計しても差し支えないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
450	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)		株式の新規発行及び処分	特別目的会社を合同会社として設立した場合、当該合同会社の社員持分を議決権付株式、匿名組合出資持分を完全無議決権株式と解釈して差支えございませんでしょうか。	特別目的会社は株式会社としてください。	
451	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)		株式の新規発行及び処分	事業者が発行できる資本金として、無議決権株式と普通株式が列挙されていますが、劣後ローンや匿名組合出資等の資本金の調達についても、運営維持業務の安定性等本件事業の趣旨を損なわない限りにおいて認めて頂きたいと思えます。	劣後ローンや匿名組合出資等の資本金の調達の提案を妨げる意図はありません。	
452	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)	①	完全無議決権株式	資格要件を満たした上で株式の譲渡を行っていることを誓約させるとありますが、株式の譲渡に係る契約書内に資格要件が含まれていれば、貴県は、株式の譲渡に対して特段異議申し立てをしないという理解でよろしいでしょうか。	県に対して、資格要件を満たした上で株式の譲渡を行っていることを誓約いただく必要はありません。	
453	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)	②	議決権株式への担保設定	金融機関から資金調達の関係で、議決権株式への担保権設定を求められた場合、担保権の設定は可能か。	事前に県の承諾を得ていただければ可能です。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
454	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)	②		議決権付株式	議決権付株式を発行及び処分する場合、「事前に県の承認を得るものとする」とありますが、制限する譲渡先についてのお考えがあればお示してください。	詳細は募集要項等として公表予定の、基本協定等をご確認ください。
455	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)	②		議決権付株式	本事業は20年と長期に亘るため、事業期間中に構成企業の財務環境や取り巻く社会環境が変化し、やむなく議決権株式を売却せざるを得ない状況が生じることも予想されます。代表企業は、本事業の応募責任企業として、事業に継続的に関与することが求められるため、議決権株式の売却について事前に貴県の承認を得るべきと考えますが、他の構成企業については、議決権株式の処分を自由に認めていただくことで、より県内・県外の多様な企業が本事業への参加意欲が高まると思われま。	原文のとおりとします。
456	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)	②		議決権付株式	県が議決権株式の売却の承認・否認する基準はどのようなものでしょうか。	詳細は募集要項等として公表予定の、基本協定等をご確認ください。
457	実施方針	29	Ⅲ	4	(2)	②		議決権付株式	議決権付株式について、事業実施のための融資を受ける過程で、担保権（予約完結権）を設定することも想定されますが、その場合には承諾頂けるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由がない限り承諾します。
458	実施方針	32	V	1	(2)			再整備契約	再整備契約の章立てが記載されていますが、当該契約は、民間の創意工夫を活用するという観点から、内容を細かく規定する仕様発注の発想ではなく、性能発注の考え方に基づいたものであるべきと思料します。従いまして、事業者が再整備業務を委託する工事業者との契約の細部を指示するものではなく、最低限含まれる要素のみを規定するものであると想定していますが、その理解でよろしいかご教示頂けませんでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
459	実施方針	32	V	1	(2)			再整備契約	本事業では、3発電所の再整備を行うため、再整備契約は発電所毎に3本締結するのでしょうか。	全再整備対象施設で1本の契約を締結するものとします。
460	実施方針	32	V	1	(3)			公共施設等運営権実施契約	本事業では、4発電所それぞれに公共施設等運営権が設定されるため、公共施設等運営権実施契約は発電所毎に4本締結するのでしょうか。	全運営権設定対象施設で1本の公共施設等運営権実施契約を締結するものとします。
461	実施方針	34	VI	1				本事業の継続が困難となった場合の措置	「本事業の継続が困難となった場合」との記載がありますが、誰がどのような基準で事業継続可否を判断するのでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
462	実施方針	34	VI	1				本事業の継続が困難となった場合の措置	VIの1の(1)ないし(3)の整理は、いずれも運営権対価が支払われた後の解除の場合になっています。再整備業務実施中に特定事業契約が解除となった場合の措置についても現状の想定をご説明ください。再整備業務実施中に解除となった場合には、当該解除の時点での再整備施設の出来形部分については県において買取が行われるとの理解よろしいでしょうか。	出来形を買取りをしますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
463	実施方針	34	VI	1				本事業の継続が困難となった場合の措置	事業継続が困難となった場合に、事業者は引き継ぎが完了するまでの間、本事業を継続することになっていますが、この場合、そのための費用は県の負担となるでしょうか。	特定事業契約解除の理由の如何を問わず、事業者は自らの費用負担において、引継ぎ準備及び引継ぎを行うものとしますが、詳細は詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
464	実施方針	34	VI	1				事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	「運営権設定対象施設全ての運営維持業務を一体で行うものであり、一部の施設を対象として部分解除を行うことは考えていない」と記載されています。 運営権は、運営権設定対象施設ごとにそれぞれ設定されるため、うち一つの運営権が解除される際は他の全ての運営権が同時に解除されるという理解でよろしいでしょうか。	一つの運営権の解除を他の全ての運営権解除の発動要件とすることは予定していません。詳細は詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
465	実施方針	34	VI	1				「引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。」とありますが、県又は県の指定する第三者への引継ぎが想定以上に長期となった場合、事業者は本事業の継続により損失を被ることが考えられます。したがって、引継ぎが長期化した場合は県は事業者に対価を支払う、または早期に引継ぎを行うといった対応をご検討いただけないでしょうか。	特定事業契約解除の理由の如何を問わず、事業者は自らの費用負担において、引継ぎ準備及び引継ぎを行うものとしませんが、詳細は詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
466	実施方針	34	VI	1	(1)			「県は、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」とありますが、受領済みの運営権対価には一括金（県が短期的に必要とする資金の額及び県が負担する再整備業務費等総額を加えた金額）が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。また、残事業期間分に相当する運営権対価の算出方法をお示しいただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。その詳細および後段については、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
467	実施方針	34	VI	1	(1)			事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 事業者が負担する違約金が現時点でどのような計算方法とするか、お考え等があれば御教示いただけますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
468	実施方針	34	VI	1	(1)			事業者の責めに帰すべき事由による本事業の継続が困難となった場合 「特定契約に定める違約金」とありますが、ここで定める違約金について、運営権対価等に対する比率の設定はされますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
469	実施方針	34	VI	1	(1)			事業者の事由により本事業の継続が困難となった場合 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が特定事業契約を解除する場合、治癒期間や事前の通知期間の定めはありますでしょうか。	詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
470	実施方針	34	VI	1	(1)		事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」記載がありますが、「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価の計算方法」をご教示ください。	詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
471	実施方針	34	VI	1	(1)		事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	残存事業期間分に相当する運営権対価については、一括で返還されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
472	実施方針	34	VI	1	(2)		県の事由により本事業の継続が困難となった場合	公益上やむを得ない必要とは、どのようなケースを想定しているか、具体的に例示をお願いします。	河川管理者による多目的ダム建設計画、河川改修計画等で、運営権設定対象施設の大部分が水没する場合等を想定しています。
473	実施方針	34	VI	1	(2)		県の事由により本事業の継続が困難となった場合	県は、事業者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するとありますが、この通常生ずべき損失には、本事業を通じて得られるはずであった利益相当額が含まれるという理解でよろしいかご教示頂けないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
474	実施方針	34	VI	1	(2)		県の事由により本事業の継続が困難となった場合	県の事由により特定事業契約を解除する場合、県は事業者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする、となっていますが、この通常生ずべき損失には、レンダー宛てのファイナンスブレイクコストも含まれている、という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
475	実施方針	34	VI	1	(2)		県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	貴県がご負担される、事業者に生じる通常生ずべき損失を補償とありますが、具体的にどのような事象を想定しておりますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
476	実施方針	34	VI	1	(2)			県の事由により本事業の継続が困難となった場合	「通常生ずべき損失」とは具体的に何を意図していますでしょうか。この中に残存事業期間の逸失利益は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
477	実施方針	34	VI	1	(2)			県の事由により本事業の継続が困難となった場合	県の責めに帰す事由により、特定事業契約が解約となった場合、「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価の返還とともに、通常生ずべき損失を補償する」とのことですが、当初の運営権設定期間において、SPCが享受できた収益（例：事業計画上の収益・想定エクイティリターン）、当該契約解除に伴う費用（例：弁護士費用、各種業務委託契約に関連して早期解除時に発生する違約金等）について、県が補償するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
478	実施方針	34	VI	1	(2)			県の事由により本事業の継続が困難となった場合	「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」とありますが、具体的にはどのように算定されますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
479	実施方針	34	VI	1	(2)			県の事由により本事業の継続が困難となった場合	「通常生ずべき損失を補償するものとする」について、任意事業の精算に係る損失についても補償対象となるのでしょうか。	任意事業については補償対象とはならないものとします。
480	実施方針	34	VI	1	(2)			県の事由により本事業の継続が困難となった場合	県の事由による特定契約解除時においては「通常生ずべき損失を補償」頂けることに関する記載が御座いますが、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ契約を締結していた場合、解除に伴うブレイクコストについても、通常生ずべき損失に含めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
481	実施方針	34	VI	1	(2)		県の事由により本事業の継続が困難となった場合	貴県の事由により特定事業契約が解除された際、残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとするがありますが、事業者が事業を継続して得られたであろう逸失利益についても補償されうる対象となりますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
482	実施方針	34	VI	1	(2)		県の事由により本事業の継続が困難となった場合	残存事業期間分に相当する運営権対価については、一括で返還されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
483	実施方針	34	VI	1	(3)		不可抗力等による本事業の継続が困難となった場合	施設瑕疵リスクが顕在化し、本事業の継続が困難となった場合も、事業者は特定事業契約を解除することができるのでしょうか。	不可抗力による契約解除は想定されますが、詳細は詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
484	実施方針	34	VI	1	(3)		不可抗力等による本事業の継続が困難となった場合	受領済みの運営権対価の返還については、(1)や(2)の場合と同様であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
485	実施方針	34	VI	1	(3)		不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	P26 (1) 不可抗力リスク①再整備業務段階では、不可抗力に起因する設計条件変更に係る再整備業務の増加費用は県が負担し、運営権対価と相殺を想定とありますが、費用増加の程度によっては、「不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合」に該当すると考えられます。再整備業務段階で「事業継続が困難」となる基準をご教示ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
486	実施方針	34	VI	1	(3)		不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力等により特定事業契約が解除された場合においても、貴県が受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
487	実施方針	35	VI	1	(3)			不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力・法令変更等によって特定事業契約が解除された場合、事業者側に帰責性はないため、事業者側に生じた損害については協議ではなく、補償の対象となるようご検討をお願いします。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
488	実施方針	35	VI	1	(3)			不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	任意事業については、提案書に記載したとしても不可抗力発生時は事業継続の義務はない建付(不可抗力が起きた後に収益が見合わなければ、事業者側の判断で利便施設等の復旧を断念することができる)をご検討頂けますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
489	実施方針	35	VI	2				融資期間と県との協議	担保提供を許可する前提となる「直接協定」について、県は「締結することがある」とされているだけで、締結することに対する義務は記載されておりません。県が締結を拒否するケースとしてどのようなものを想定しているのかご教示下さい。	事業者の資金調達がコーポレートファイナンスにより実施される場合には、直接協定の締結は必須ではないと考えております。
490	実施方針	35	VI	2				融資機関と県との協議	貴県と融資期間が直接協定を締結することがある、との記載から、事業者がプロジェクトファイナンスにより資金調達することを前提としていると思われますが、コーポレートファイナンスによる調達は認められないのでしょうか。	特にプロジェクトファイナンスに限定したものではありません。
491	実施方針	35	VI	2				融資機関と県との協議	直接協定の内容に関する協議はスケジュール上、いつからいつまでを予定されておりますでしょうか。	県が必要と認め、金融機関等との間で直接協定を締結する場合には、事業者による資金調達上の手続きを考慮して行います。詳細は優先交渉権者との協議において定めるものとします。
492	実施方針	35	VI	2				融資機関と県との協議	県と融資金融機関との直接協定の締結が、運営権への抵当権設定の半ば条件となっていることもあり、原則として当該直接協定の締結に向けた協議は前向きに行うことを明確にして頂けないでしょうか。	県が必要と認めた場合には、金融機関等との間で直接協定を締結するものとします。なお、事業者の資金調達がコーポレートファイナンスにより実施される場合には、直接協定の締結は必須ではないと考えております。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
493	要求水準書 (案)	2	II	2	(1)			小鹿第一発電所	中津貯水池の水位を低下させる場合は「開示資料 発電所水力設備 小鹿第一発電所」に記載されている土砂吐水門（高圧スライドゲート）を使用していますか。他に方法はありますか。	貯水池の水位低下の際、土砂吐水門（高圧スライドゲート）は使用しておりません。発電による取水又は洪水吐ゲートにて実施しております。
494	要求水準書 (案)	3	II	2	(2)			小鹿第二発電所	「三朝調整池にて水量を調整後」とありますが、逆調整池として機能させ、小鹿第二発電所放水口から下流河川への流量増減について配慮が必要でしょうか。	下流河川への流量調整の機能はなく、その点での配慮は不要です。
495	要求水準書 (案)	5	II	2	(4)			日野川第一発電所	日野川第一発電所の支水路設備は発電専用設備と理解しておりますが、発電停止時は都度、取水停止が必要でしょうか。	洪水時や緊急時を除き、現在、発電停止時に小原川導水路での取水停止は行っておりません。
496	要求水準書 (案)	5	II	2	(4)			日野川第一発電所	日野川第一発電所の発電停止時でも支水路から取水している場合（一時的に菅沢ダムで貯留されている場合）、貯水した水は全て発電に利用できると考えてよろしいでしょうか。	菅沢ダムの貯水池運用に基づいた発電が必要です。
497	要求水準書 (案)	7	III	1	(1)			事業対象施設	対象施設のうち事業者が財産保険、土木構造物保険等の付保を要求されるのは どの部分になりますか 例えばダムの堤体も保険付保対象でしょうか	保険付保の範囲・内容については、募集要項等で示す責任及び損害等の分担等をふまえた応募者の提案によるものとします。
498	要求水準書 (案)	7	III	1	(1)			事業対象施設	貴県は、現在、対象施設に共済若しくは保険を付保していますでしょうか。 付保している場合は、共済（保険）の種類、補償内容、保険金額（てん補限度額）などをご教示ください。	（公財）都道府県センター（災害共済部）の建物共済、機械損害共済に加入しています。
499	要求水準書 (案)	7	III	1	(1)			事業対象施設	対象施設に対して損害保険を適切に付保するためには、各施設の再調達価額が必要になります。再整備対象外の施設にかかる再調達価額の情報開示は可能でしょうか。	一次審査通過者に対し、県の施設台帳等を示すこととします。応募者にて必要な補正等を行ってください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
500	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		事業対象施設	再整備対象外の施設にかかる再調達価額の情報開示が難しい場合には、当該部分について適切に保険付保することが難しいため、合理的な水準まではリザーブ等での民間負担としたうえで、それを超過する損害は県が負担する等のリスク分担をご検討ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
501	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		菅沢ダム	菅沢ダムは(2)「運営権設定対象施設以外の関連施設等」に該当していないため、消去法では「運営権設定対象施設」となる。ところが、表-6「事業対象施設」に含まれ、一方、表-7「運営維持業務」では対象外となっている。とすれば、菅沢ダムも運営権は設定され、再整備業務の対象とはなるが、ダム管理は対象外となるとの理解で良いか。	菅沢ダムは、運営権設定対象施設ではなく、再整備業務対象施設でもありません。また、ダムの管理も本業務の対象外となります。表-6に記載の菅沢ダムは取水設備としての菅沢ダム取水設備を指し、こちらは運営権設定対象施設となります。
502	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		小鹿第一発電所	各々の取水設備の取水量管理はどのように行っているのでしょうか。	開示資料のうち、小鹿第一発電所取水規程をご参照ください。
503	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		小鹿第二発電所	各々の取水設備の取水量管理はどのように行っているのでしょうか。	開示資料のうち、小鹿第二発電所取水規程をご参照ください。
504	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		春米発電所	各々の取水設備の取水量管理はどのように行っているのでしょうか。	開示資料のうち、春米発電所取水規程をご参照ください。
505	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		日野川第一発電所	発電使用水量につきまして、国交省への報告義務があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
506	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		日野川第一発電所	各々の取水設備の取水量管理はどのように行っているのでしょうか。	開示資料の内、日野川第一発電所取水規程をご参照ください。
507	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		日野川第一発電所	釣谷川の取水は、常時取水または渇水時や特定の季節に限定した取水のいずれでしょうか。	常時取水を行っております。
508	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)		表 - 6 事業対象施設	運営権設定対象施設については、今後資産の詳細が開示されるという理解でよろしいでしょうか。	県が追加で開示できる資料については、募集要項等の公表までに開示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
509	要求水準書 (案)	7	Ⅲ	1	(1)			運営権設定対象施設	表-6 事業対象施設について、中津ダム（管理棟を含む）とありますが、ダムに付帯する設備（例えば予備発電機、網場など）の対象範囲も明確にしていだけないでしょうか。	事業に使用する設備全てが対象となります。詳細は競争的対話の中で調整するものとします。
510	要求水準書 (案)	8	Ⅲ	2				対象施設毎の事業範囲	日野川第一発電所に関するダム管理（運営維持業務）は国土交通省が実施致しますが、当該業務に起因して、日野川第一発電所における業務に支障若しくは損害が発生した場合、国土交通省による補償がなされるという理解でよろしいでしょうか。また、それら補償内容についてはどのような契約書等で確認が出来ますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
511	要求水準書 (案)	8	Ⅲ	2				対象施設毎の事業範囲	日野川第一発電所のダム管理については、事業範囲外とあるため、本ダム管理において、発電設備や下流域等に被害が発生した場合は、貴県がリスクを負担するという認識でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
512	要求水準書 (案)	8	Ⅲ	2				対象施設毎の事業範囲	菅沢ダムについては、県がダム使用权等の権利をもち、管理費用の納付関係など、県と国との間に直接的な関係があります。対して事業者は当該ダムについて国との直接的な関係には立たないため、国のダム管理の不備に起因するリスクは一旦県で負担していただくことをご検討ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
513	要求水準書 (案)	9	Ⅲ	3				責任分界点	施工範囲等に係わるため、一般送配電事業者との明確な責任分界点が分かるように記載してください。（給電協定書と同等(断面図, 平面図により明示)）	競争的対話において調整するものとします。
514	要求水準書 (案)	11	Ⅳ	1	(1)	①		再整備業務対象施設	新設区分で認定される更新内容であることを確認するため、優先交渉権者決定より前に監督官庁との協議を開始してもよろしいですか。	一次審査通過者については、監督官庁との協議を認めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
515	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			工事用地の利用	鳥取県企業局が使用権限等を確保する土地の利用に際して費用負担は発生するか。発生する場合はその条件を提示頂きたい。	鳥取県企業局が使用権限等を確保する土地の利用に際して、費用負担は発生しません。
516	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	県と事業者の責任分界点を明確にしたいと考えていますが、図面等で明確に示して頂くことは可能でしょうか。	開示資料「302. 土地使用権原資料」をご確認ください。
517	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	開示資料として「土地使用権限資料」資料とあるが、募集要項等の開示資料の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
518	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	「土地使用権限資料」は、事業者がFIT申請に必要な「土地」にかかる資料として十分な内容でしょうか。	平成29年7月14日付け資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」に基づく書類として必要なものは県で用意します。
519	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	「土地の境界確定等、隣接する土地の所有者との調整の一切については、事業者の費用と責任において行うものとする」とあるが、FIT申請に必要な土地にかかる資料を得るための調整も含めて事業者の責任となるのでしょうか。土地の境界確定等の調整を事業者責任とした場合、FIT申請期間が非常に短いことを考えると本事業が成立しない可能性が非常に高まると考えます。ついては、FIT申請に係る必要な土地に係る資料については県の責任で準備していただく必要があると考えます。	平成29年7月14日付け資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」に基づく書類として必要なものは県で用意します。
520	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	土地の境界確定、隣接する土地の所有者との調整とあるがこれにかかるコストの試算が出来ないため、どの土地の境界確定が必要で大まかな筆数等の開示について要望します。	開示資料「302. 土地使用権原資料」をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
521	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	工事用地について、鳥取県が使用権限を確保している土地を使用することができる、但し、この場合、土地の境界確定等、隣接する土地の所有者との調整の一切を事業者の費用と責任において行うものと規定がありますが、隣接する土地の所有者には事前に工事用地として確保されることを伝達しており、了承は得られておりますでしょうか。	現時点で事業実施に関して個々の関係者に対する事前の周知は行っていません。なお、事業用地で県が地上権及び賃借権を得て権原を取得した土地全てについて境界確定を求めるものではなく、再整備事業遂行の上で必要な対応を事業者を求める趣旨であることからその点で要求水準書を修正します。また、隣接土地所有者等地元関係者との折衝が事業実施に必要な場合において県は可能な範囲で事業者に協力します。
522	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	FIT制度の活用には、土地権利書類の確認が必要と理解しております。土地権利書類を申請時に添付することになっておりますが、誰が、いつまでに土地権利書類を準備するのでしょうか。	平成29年7月14日付け資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」に基づく書類として必要なものは県で用意します。
523	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	FIT制度の活用には、土地権利書類の確認が必要と理解しております。発電所敷地やその周辺土地の権利書類を県が確保していることは理解しておりますが、例えば、導水路（トンネル）経過地の土地権利書類は整備されているのでしょうか。	平成29年7月14日付け資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」に基づく書類として必要なものは県で用意します。
524	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	文中の、「土地使用権限資料」とは、具体的には開示資料中のどれを指すのでしょうか	開示資料「302. 土地使用権原資料」をご確認ください。
525	要求水準書 (案)	11	IV	1	(2)			事業用地と施設の配置	FIT申請に必要な各種図面（水車、発電機、制御装置等）の開示をお願いします。	ご要望の図面は、既存の設備が記載されている図面ではなく、事業者で検討した図面をFIT申請に添付すると理解しているため、開示の予定はありません。
526	要求水準書 (案)	12	IV	1	(3)			事業者の管理事務所設置	事業用地に管理事務所を設置する場合はあらかじめ県の承諾を得ることが求められているが、設置に関して県で危惧している事象があればご教示下さい。	ありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
527	要求水準書 (案)	12	IV	1	(3)			事業者の管理事務所の設置	管理事務所を鳥取県内に設置したうえで、監視制御業務や記録報告業務を県外の事業所で実施することは受容されるのでしょうか。	受容されます。
528	要求水準書 (案)	12	IV	1	(3)			事業者の管理事務所の設置	管理事務所の定義をご教示ください。施設の運営維持として保安員駐在所とは別に、ダム水路設備、発電所を遠方監視する場合に、同施設を鳥取県外設置することは可能でしょうか。	ダム水路設備、発電所を遠方監視するための施設を鳥取県外設置することは可能です。
529	要求水準書 (案)	12	IV	1	(3)			事業者の管理事務所の設置	本事業用地内に管理事務所を設置した場合のリスク分担はどのようにお考えでしょうか。	事業者の使用権限及び占有権原に応じてリスク負担して下さい。
530	要求水準書 (案)	12	IV	1	(5)	①		河川法に係る責任の所在と役割分担	河川法上の責任は県が負うとあるが、リスク分担上では自然災害も含め事業者が負うとの記載になっており役割と責任が不明確で、明らかにしていただきたい。	実施方針に示したリスク分担は、復旧費用等に着目して整理したものに対して、要求水準書は第三者の被害補償責任について特に定めたものです。
531	要求水準書 (案)	12	IV	1	(5)	①		河川法に係る責任の所在と役割分担	被害を最小限に食い止める等、臨機の対応を止むを得ず行った結果、要求水準から逸脱した管理、運営となった場合であっても、貴県は事業者に対して賠償額相当額を求償されますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
532	要求水準書 (案)	12	IV	1	(5)	①		河川法に係る責任の所在と役割分担	不履行があると認められた場合は県に対しに責任を負うものとする。河川法上の工作物の管理・運営に起因し第三者にに対する損害が発生し、その賠償義務に関し県が責任を負うと記載されておりますが、想定している責任とはどのようなものか？教示の程、お願い申し上げます。	前段については、事業者による要求水準の未達と下流域の人的・物的損害に相当に因果関係が認められる場合には、県が事業者に対して行う求償に応じる責を負うという趣旨です。また、後段については、ダム操作規程を遵守した上で発生した下流域の人的・物的損害について、ダム放流に相当の因果関係が認められる場合には、県が責任を負うという趣旨です。
533	要求水準書 (案)	12	IV	1	(5)	①		河川法に係る責任の所在と役割分担	県が水利権を保有する事となっているが、各種申請等に関する費用を県若しくは事業者が負担するのでしょうか？教示の程、お願い申し上げます。	「IV. 1. (5)③水利権に係る法令・規程の遵守等」に記載の通り、水利権に関する事業者が実施する業務等で生じる費用は、事業者の負担となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
534	要求水準書 (案)	12	IV	1	(5)	①		河川法に係る責任の 所在と役割分担	表-8のうち河川法第50条について、小鹿第二発電所の三朝調整池を構築しているフィルダムは、河川法上のダムとして、ダム管理主任技術者の選任が必要でしょうか。	三朝調整池は河川法上のダムとして扱われておりません。このため、ダム管理主任技術者の選任は求められておりません。
535	要求水準書 (案)	12	IV	1	(5)	①	表 8	(ダムの操作規程) 河川法第47条	事業者は、県が制定したダムの操作規定に従って操作している限りにおいて、操作の結果については、責任を問われないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者は、要求水準（ダム操作規定の遵守を含む）を満たして運営維持業務を行っている範囲において、責任を負担しないものとします。
536	要求水準書 (案)	13	IV	1	(5)	②		ダム操作規程の改定	県によるダム操作規程の改定があった場合、事業者はその遵守を求める規定となっている。一方で、県に対しては改定されたダム操作規程の事業者への通知を求めているため、ダム操作規程改定時の県による速やかな通知義務を追記願う。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。
537	要求水準書 (案)	13	IV	1	(5)	②		ダム操作規程の遵守	ダム管理主任技術者は事業者が選任とありますが、事業者が設立する特別目的会社の社員である必要があるのでしょうか。特別目的会社以外からの外部選任は可能なのでしょうか。	県から指定する条件はありません。ただし、法令等については遵守ください。
538	要求水準書 (案)	13	IV	1	(5)	②		ダム操作規程の遵守	事業者が選定するダム管理主任技術者は、選定後貴県が河川管理者に届け出るように記載があるが、このダム管理主任技術者と貴県との関係はどのようになるでしょうか。（出向を想定しているか）	県からの出向は行いません。
539	要求水準書 (案)	13	IV	1	(5)	③		水利権に係る法令・ 規程の遵守等	県が整備する春米発電所の溪流取水設備において、物理的に最大取水量及び取水制限流量の厳守可能な構造となっていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
540	要求水準書 (案)	13	IV	1	(5)	③		水利権に係る法令・ 規程の遵守等	事業期間中、水利権期間更新を迎えるが、現在、維持放流の増量について地元などからの要求、或いはそれに類似した活動は無いでしょうか。	維持放流の増量等の地元要望は、現時点ではないものと認識しています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
541	要求水準書 (案)	13	IV	1	(5)	⑤	水利権に係る法令・規定の遵守等	水利権に関する業務等で生じる費用は、おおよそ幾らでしょうか？または過去の業務にて生じた費用をご提示いただけませんか？	直近の春米発電所の水利権更新時には一部外注しており、業務費は約5,000千円程度要しています。	
542	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に基づく管理費用	特定多目的ダム法に基づく管理費用は県が引き続き国に納付することとなっているが、事業者に当該費用の負担を求めるのであれば、その金額、納付時期等を提示頂きたい。	ご指摘のとおり、県が引き続き国に納付します。	
543	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	渇水調整会議とは何でしょうか。	河川法第53条に基づき、異常な渇水により水利使用者相互で調整が必要となった場合に開催される会議を指します。	
544	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	渇水調整会議及び調整会議以外の県と河川管理者が行う日々の水位調整に応じた場合の、損失は誰が負担するのでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
545	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	上記の負担者が、事業者となる場合、上限を設けていただけないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
546	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	日野川第一発電所を停止させる場合、または緊急停止した場合の代替放流の運用は現在どうなっているのか、ご教示ください。	菅沢ダムの放流設備により放流が行われます。	
547	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	日野川第一発電所を停止させて代替放流する場合、放流に伴う巡回や警報の使用は必要なのかご教示ください。	菅沢ダムからの放流に関する巡回や警報はダム管理者である国土交通省が行います。	
548	要求水準書 (案)	14	IV	1	(6)		特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担	日々の水位調整の結果、逸失利益が発生したと認められる場合、逸失利益分に関しては、誰がリスク負担者となりますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。	
549	要求水準書 (案)	15	IV	1	(7)	②	電気事業法における有資格者の選任・届出	ダム水路主任技術者は事業者が設立する特別目的会社の社員である必要がありますでしょうか。	県から指定する条件はありません。ただし、関係法令等については遵守ください。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
550	要求水準書 (案)	15	IV	1	(7)	②		電気事業法における有資格者の選任・届出	複数の発電所・ダムを管理するに辺り、統合管理による有資格者の届出は認められているということによろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「統括事業場」についての質問との理解ですが、これについて県から指定する条件はありません。ただし、関係法令等については遵守ください。
551	要求水準書 (案)	15	IV	1	(8)			各規程を遵守するための諸規程の策定・遵守	「事業者は、事業対象施設の運営維持を安全かつ効率的に行うため、保安規程をより詳細化した基準、要領、細則等の諸規程を整備し、保安規程及びこれら諸規程に従い本事業を実施すること。」とあります。これらに関し、現在、県で整備したものがあれば開示頂きたいとお願い致します。また、事業者側で整備する必要がある場合は、県に内容を確認承諾頂き、事業者はそれに従って操作するという理解でよろしいでしょうか。	開示資料「04. 各種基準・要領関連」をご確認ください。事業者が策定する諸規程については、県は確認等を行いません。
552	要求水準書 (案)	15	IV	1	(8)			各規程を遵守するための諸規定の策定・遵守	事業者は、諸規程の整備を実施するとありますが、どの時点までに策定する必要がありますでしょうか。	関係法令に基づき応募者にて判断ください。
553	要求水準書 (案)	15	IV	1	(9)			事業遂行に必要な資料の提供	流量資料や貯水池運用に必要となる水位資料等を、「事業開始時までに」提供すると記載されていますが、本案件検討に際し重要な資料であるため、公募開始と同時にご提供頂けますでしょうか。	運営等を検討する上で必要となる情報は、開示資料「05. 運用・記録関連」のとおりです。
554	要求水準書 (案)	15	IV	1	(9)			事業遂行に必要な資料の提供	事業開始までに資料を事業者へ提供とありますが、事業計画策定に必要なため、3月末に合わせて開示いただけますでしょうか。	運営等を検討する上で必要となる情報は、開示資料「05. 運用・記録関連」のとおりです。
555	要求水準書 (案)	15	IV	1	(9)			事業遂行に必要な資料の提供	流量資料や貯水池運用に必要となる水位資料等は、早めにご開示いただければと存じます。どのタイミングでの開示を予定されているかご教示いただけますでしょうか。	運営等を検討する上で必要となる情報は、開示資料「05. 運用・記録関連」のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
556	要求水準書 (案)	15	IV	1	(9)			水位資料等の提供 時期	流量資料や貯水池運用に必要となる水位資料等は収入を規定する発電量の予測精度向上に必須の資料であるため、遅くとも一次審査通過次第提供願いたい。発電量の予測精度向上は、運営権対価の設定にも影響を及ぼす内容であり、早期の開示は双方に好ましいと考える。	運営等を検討する上で必要となる情報は、開示資料「05. 運用・記録関連」のとおりです。
557	要求水準書 (案)	16	IV	2				出力変更の提案	出力変更を行う場合の承諾時期は競争的対話の期間中との理解で良いか。	競争的対話における調整事項としていただくことに問題はありません。
558	要求水準書 (案)	16	IV	2				設備能力に係る要求	現在の発電出力等の変更について、県の承諾を受けたうえで行うことも可能とありますが、河川法手続きを伴う最大使用水量の減少についても県として対応可能でしょうか。	競争的対話において調整するものとします。
559	要求水準書 (案)	16	IV	2				設備能力に係る要求	「FIT制度に基づく事業の効率的運用を目的として、現在の発電出力等の変更を提案」に関し、小鹿第二の出力をFIT単価の高い5,000kW未満へ変更することは可能でしょうか。	可能です。
560	要求水準書 (案)	16	IV	2				設備能力に係る要求	「現在の発電機出力等の変更を提案し、県の承諾～」について承諾を受ける期日（競争的対話等）が分かるように記載していただきたい。（FIT単価の変動により、運営権単価に影響するため）	競争的対話における調整事項としていただくことに問題はありません。
561	要求水準書 (案)	16	IV	2				設備能力に係る要求	「再整備に要する費用は県がその支払債務を負担の上、運営権対価一括金の一部と相殺する」とされる一方で、「現在の発電出力等の変更を行ったことにより発生する全ての責任及び費用については事業者が負担する」とございます。出力が変更となった場合の再整備費用は運営権対価と相殺できる、という理解でよろしいでしょうか。それとも、運営権対価との相殺はできず、追加コストとして事業者が負担しなければならないのでしょうか。	「出力が変更」の具体の想定が理解できないため、具体のケースに沿った回答は困難ですが、現在の発電出力等の変更を提案した場合において、「現在の発電出力等の変更を行ったことにより発生する全ての責任及び費用については事業者が負担する」ことが前提となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
562	要求水準書 (案)	16	IV	3	(2)			耐震性能の確保	設備診断調査に関する資料が開示されていますが、再整備分も含めた事業対象施設の地震PMLを応募者側で評価するのは実際にむずかしいと思われます。地震リスクについての官民分担につき合理的な設定をご検討ください。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
563	要求水準書 (案)	16	IV	3	(2)			耐震性能の確保	事業者は、発電所建屋、その他建築物について必要な耐震性能を確保すること、とされているが、これらは運営権設定対象施設に限定するとの理解でよろしいでしょうか。「その他建築物」にダム管理所は含まれますでしょうか。	耐震性能の確保は運営権対象施設が対象であり、ダム管理棟を含みます。
564	要求水準書 (案)	16	IV	3	(2)			耐震性能の確保	「必要な耐震性能」の定義をご教授いただけますでしょうか。	新設を求めている中津ダム管理棟は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のⅡ類以上を求めます。ご意見を踏まえて、要求水準書(案)に反映させます。
565	要求水準書 (案)	16	IV	3	(2)			耐震性能の確保	発電所建屋、その他建築物について必要な耐震性能を確保することとありますが、その他建築物とは、具体的に何を示されているかご教示ください。	本事業で新たに設置される建築物を指します。
566	要求水準書 (案)	16	IV	3	(2)			耐震性能の確保	耐震性能を求める震度レベルの想定値をご教示ください。現在改良工事中の春米発電所はどの震度レベルでご検討されたのでしょうか。	春米発電所の建物は建築計画通知が不要な改修を行っており、耐震性向上の観点での改修は行っていません。なお、茗荷谷ダムの管理棟の設計仕様では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の適用を求めています(同基準の詳細指定はしていません)。
567	要求水準書 (案)	17	IV	3	(3)	②		景観等への配慮	現状と同等の景観環境を有することで景観保全につとめていると理解してよろしいでしょうか？	現状と同等の環境・景観への配慮とともに「第2次鳥取県環境基本計画」を遵守した配慮を求めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
568	要求水準書 (案)	17	IV	3	(3)	②		景観等への配慮	地域固有の要求事項はございますでしょうか。	例えば、小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所の周辺には小鹿溪及び三朝温泉が位置し、三朝東郷湖県立自然公園内となります。また、日野川第一発電所は奥日野県立自然公園に位置します。
569	要求水準書 (案)	17	IV	3	(3)	②		景観等への配慮	周辺の環境調和についての具体的な水準とは何ですか。(既設同程度等)	現状と同等の環境・景観への配慮とともに「第2次鳥取県環境基本計画」を遵守した配慮を求めます。
570	要求水準書 (案)	17	IV	3	(4)			土砂災害防止対応	建築設備の設置・改築等を行う場合はとありますが、FIT制度の活用を前提とした事業であるため、一定の建築設備の設置・改築が必要(特に日野川第一はP33において建替が必要とされている)と考えられます。県の要求水準にて必要な対応をお示しいただけますでしょうか。	設置・改築を必須とするものは要求水準(案)に記載のとおりであり、その他に県から特に求めるものはありません。
571	要求水準書 (案)	17	IV	3	(4)			土砂災害防止対応	土砂災害防止対策として現在改良工事中の春米発電所はどのような対策をとられているでしょうか。	春米発電所は、鳥取県建築基準法施行条例第4条に従い、待受擁壁を施工します。
572	要求水準書 (案)	17	IV	3	(4)			土砂災害防止対応	現時点において土砂法によるレッド指定地がある状態でリプレイスを行う事は難しいと想定されます。対策工等によるレッド指定解除によって初めてリプレイスを行うことが可能と想定しております。事業者側の対応として遵守すべき事はありますが、土砂災害防止法対応について教示の程、お願い申し上げます。	設置・改築を必須とするものは要求水準書(案)に記載のとおりで、リプレイスを求めている日野川第一発電所の対応については、公募時開示資料(概略検討)を参照してください。
573	要求水準書 (案)	17	IV	4				遵守すべき法令・技術基準に関する要求	技術提案書の提出はいつになりますでしょうか。一次提案書の提出時でしょうか、二次提案書の提出時でしょうか。	募集要項等として公表する予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。なお、「技術提案書」との用語は「第二次提案書」に修正いたします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
574	要求水準書 (案)	17	IV	4				遵守すべき法令・技術基準に関する要求	あらかじめ事業者が要求内容の変更を提案し、県の承認を得られたものとありますが、競争的対話の段階で実施いただく必要があると考えます。優先交渉権者決定段階以降で提案内容について県の承認が得られなかった場合、事業性そのものが成立し得ないことが考えられます。	競争的対話の中で調整を行い、第二次提案にて詳細事項を提案頂くこととなります。なお、「技術提案書」との用語は「第二次提案書」に修正いたします。
575	要求水準書 (案)	17	IV	4				遵守すべき法令・技術基準に関する要求	技術提案書とはどのような内容のものを指しておりますでしょうか。	「技術提案書」との用語は「第二次提案書」に修正いたします。
576	要求水準書 (案)	17	IV	4				遵守すべき法令・技術基準に関する要求	技術提案書は、一次提案書又は二次提案書に添付することで、評価対象になる資料でしょうか。	第二次提案書の中で評価する予定です。なお、「技術提案書」との用語は「第二次提案書」に修正いたします。
577	要求水準書 (案)	17	IV	4				遵守すべき法令・技術基準に関する要求	コスト低減や業務効率化の観点からあらかじめ事業者が要求内容の変更を技術提案書提出時と記載があるが、一次提案若しくは二次提案時か教示の程、お願い申し上げます。	第二次提案書の中で提出をお願いする予定です。なお、「技術提案書」との用語は「第二次提案書」に修正いたします。
578	要求水準書 (案)	17	IV	4				遵守すべき法令・技術基準に関する要求	「事業者は、技術提案書の提出時に」という表現がありますが、ここで言うところの技術提案書はどのようなものを想定されていますでしょうか。	「技術提案書」との用語は「第二次提案書」に修正いたします。
579	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	(ウ) 出水期施工を避けとございますが、出水期の概ねの時期と期間をご教示願います。	出水期は、6月10日～10月20日です。ダム管理上支障がなければ、同期間中も施工可能であるため、要求水準書(案)に反映します。
580	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	(ウ)に「出水期施工を避け」とありますが、具体的な期間をご教示ください。	出水期は、6月10日～10月20日です。ダム管理上支障がなければ、同期間中も施工可能であるため、要求水準書(案)に反映します。
581	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	貴県が行う監督官庁への手続き関連のリスクは貴県が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表をご参照ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
582	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	施工行程作成にあたり、やむを得ず出水期に被る形での施工行程となってしまった場合、事業者に対する罰則規定等はございますでしょうか。	施工工程は提案審査の対象となることを留意のうえ、ご検討ください。罰則規定等については、募集要項等として公表する予定の、モニタリング基本計画をご確認ください。
583	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	再整備業務中、中津ダムの水位低下が必要になると想定されますが、下流用水確保や濁水等の問題は発生しないでしょうか。	中津ダムは灌漑等の利水容量を持っていないため、水位低下による下流用水確保への影響はありません。濁水については、過年度の点検時等に洪水吐ゲートを全開しフリーフロー運用を行っていますが、意見のような問題は発生していません。
584	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	再整備期間中、中津ダムは県が管理すると思いますが、ダム水路主任技術者およびダム管理主任技術者の選任は県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	再整備業務期間中、中津ダムに関する県が行う業務に必要なダム管理主任技術者は県が選任します。これ以外については、事業者に関係法令等に従った対応を求めます。
585	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	ア	中津ダム	再整備工事期間において、再整備工事に関連する事業者側のダム水路主任技術者の選任は必要でしょうか。	関係法令、基準等に従う必要があります。
586	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	イ	取水量制限流量を超える場合に限り取水可能な構造とすること	取水量制限流量を超えて取水しない取水設備にする必要はないでしょうか？	現在、各取水設備は、河川法上、取水制限流量を超える場合に限り取水可能な構造を有しております。事業者が設備の形状他を変更する場合は、関係法令、基準等に従った形状他とする必要があります。
587	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	イ	(イ)	現在どのように取水量制限する構造となっているかご教示ください。	競争的対話において調整いたします。
588	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	イ	取水設備	(イ)現在の取水量管理方法は開示していただけるでしょうか。また、「取水制限流量」とは、河川維持流量を超える流量という意味でしょうか。	各発電所毎の水利使用規則及び取水規程をご参照ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
589	要求水準書 (案)	22	V	1				施設性能に関する要求事項	本章記載の再整備要求設備は最低限のものとの記載がありますが、FIT制度新設区分で認定され、かつ、今後の長期使用が十分見込める設備であれば再整備対象外として提案することは可能ですか。	FIT制度新設区分の認定条件を満たしたうえで、長期、安定した使用が十分見込める設備であれば、再整備業務での更新、改修、補修は必須ではありません。
590	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①		FIT制度新設区分認定に関連する要求事項	各施設の整備水準で、FIT制度の適用が可能な更新、改修又は補修とあるが、具体的にどのような補修か示して頂けないでしょうか（特にダム）	応募者においてご判断ください。
591	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	イ	取水設備	小鹿第一発電所の丹戸谷川取水設備は、土砂で取水口および導水路がほぼ閉塞されており、正常な取水が不可能です。事業者への引継までに県にて対応いただけますでしょうか。	県による土砂排除等の予定はありません。事業者が必要と判断した場合は、事業者で対応をお願いいたします。
592	要求水準書 (案)	22	V	1	(1)	①	イ	取水設備	(イ)で、「取水量制限流量を超える場合に限り取水可能な構造とすること」とありますが、現在の構造はこれを満足していますでしょうか。	現在、各取水設備は、河川法上、取水制限流量を超える場合に限り取水可能な構造を有しております。
593	要求水準書 (案)	22～25	V	1	(1)	①		土木・建築設備	アからクの全ての設備をFIT制度新設区分上整備するとの理解でよいでしょうか。	FIT制度新設区分認定に必要な更新、改修、補修を行うことを求めます。
594	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	イ	取水停止時に確実な取水停止が可能な設備とすること	取水停止時に確実な取水停止が可能な設備とは、①遠隔制御で停止可能、②現地で取水停止可能などちらでも取水停止できれば問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
595	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	イ	(エ)	現在どのような基準で取水停止しているのかご教示ください。	各発電所毎の取水規程第6条をご参照ください。
596	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	イ	取水設備	洪水等により設備への損傷が生じないよう堅牢な構造とすることとありますが、甚大な被害をもたらす洪水の発生により損傷が生じることは要求事項上、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力リスクに該当する場合は、実施方針(案)Ⅲ.2.(1)をご参照ください。
597	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	イ	排砂設備について	現状、排砂設備の利用状況を教示の程、お願い申し上げます。	巡視、点検時に確認し排砂を実施しております。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
598	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	ウ		表-15 事業対象となる導水路に関して再整備業務中の導水路内の湧水処理ができる場所があるかご教示頂けませんでしょうか。	詳細は競争的対話において調整するものとなります。
599	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	ウ	導水路	トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとするのとありますが、地震等によりトンネルが崩壊することは、不可抗力であり、要求事項に含めることはないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の定義及びその場合の責任分担は、実施方針に示す考え方を基本とし、その詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
600	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	ウ	導水路	トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとするのとありますが、長期間供用されたトンネルの崩落を完全に防ぐことは不可能であるため、「するよう努めること」など表現を変更いただけますでしょうか。	トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないよう事業者に求めることから、原文のとおりとします。
601	要求水準書 (案)	23	V	1	(1)	①	エ		三朝調整池の整備に関して、調整池の排水路は使用できないと説明会で聞きましたが、今までの小鹿第二発電所の停止時に三朝調整池への流入(湧水等)の処理方法についてご教示頂けませんでしょうか。	これまでは、オーバーホール等に伴う短期間の発電停止であったため、湧水処理は実施していません。
602	要求水準書 (案)	24	V	1	(1)	①	キ	発電所基礎・建屋	開示資料等を参考に耐震性能が確保可能な建物に更新、改修又は建替を行うとありますが、開示資料以外に、今後発電所基礎・建屋に関する資料の公表予定はございますでしょうか。	V. 1. (2)③イ表-18に記載の資料を開示する予定です。
603	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②	ア	水車型式	水車形式を変更しない場合は県の承諾は不要との理解で良いか。	水車形式は、変更の有無に関わらず事業者の提案により県の承諾を得る事項です。
604	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	①	ク	放水路・放水口	トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとするのとありますが、地震等によりトンネルが崩壊することは、不可抗力であり、要求事項に含めることはないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の定義及びその場合の責任分担は、実施方針に示す考え方を基本とし、その詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
605	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		海外製品の使用	部品レベルで海外品を使った場合でも海外製品とされるか等「海外製品」と区分される条件が不明の為、判定の条件や方法を明示頂きたい。	部品の内容に関わらず、当該機器の使用が国内法に適合すること及び部品調達等管理上支障がないことを判断基準とします。
606	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		海外製品の使用	海外製品の使用に伴ういかなるリスクも事業者が負担することとされていますが、これはあくまでも事業期間中の問題であって、事業期間が終了し、県に設備が譲渡された場合については県が自身で責任を負担する、という理解でよいでしょうか。	要求水準書VI(2)②のとおり。
607	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		電気・機械設備	海外製品を使用する場合に県の承認が必要ということですが、要求水準書案に記載された以外に具体的な承認の条件があればご教示ください。	国内法に適合すること及び部品調達等管理上支障がないことを判断基準とします。
608	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		電気・機械設備	海外製品の使用に伴う国内基準との同等の証明の方法はどのようにすればよいでしょうか。 ①国内規格との比較表の提出等 (比較表での相違箇所についての説明およびそれに対する保証事項)	国内法に適合すること及び部品調達等管理上支障がないことを判断基準とします。
609	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		電気・機械設備	国内基準の具体的な位置づけは何ですか。 ・JEC, JEM等による性能事項の要求 ・技術基準の確保等	国内法に適合すること及び部品調達等管理上支障がないことを判断基準とします。
610	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		電気・機械設備	海外製品の定義について確認させてください。 (全て含まれるでしょうか。) ①海外メーカー ②国内メーカーによる海外工場での製作品 ③国内メーカーの付属品等が海外製品の場合	海外製品の定義は、海外メーカーが設計または製造したもので、県の承認が必要なものは水車、入口弁、調速機、発電機、励磁装置、主要変圧器、送電用遮断器となります。
611	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		電気・機械設備	海外製品とは海外メーカーからの直接購入したものを指すことを言うのでしょうか。 その場合、海外メーカーの定義をご教示ください。	海外製品の定義は、海外メーカーが設計または製造したもので、県の承認が必要なものは水車、入口弁、調速機、発電機、励磁装置、主要変圧器、送電用遮断器となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
612	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②		電気・機械設備	海外製品の使用に伴うリスクも事業者が負担することとなっておりますが、国内製品の使用に係るリスク負担とは考え方が違うということをお示しでしょうか。	考え方に違いはありません。
613	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②		電気・機械設備	「水利使用規則で許可を受けた最大使用水量で発電することが可能な出力」とありますが、同規則における水利条件に変更はないと理解してよろしいでしょうか。	現在の使用水量と同等の使用についての制限はなく、その点での変更はありません。
614	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②	ア	水車 (イ)	「最大使用水量で発電することが可能な出力」に関し、「FIT制度に基づく事業の効率的運用を目的」として、小鹿第二の出力をFIT単価の高い5,000kW未満へ変更するために最大使用水量を下げることは可能でしょうか。	応募者による提案が可能です。
615	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②	ア	水車 (ウ)	海外製品の材料についてもJIS相当の材料でなければならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
616	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②	ア	水車	水車形式は、事業者の提案によるものとし、貴県の承諾を得ることとなっておりますが、形式に係る具体的な要件等はございますでしょうか。	特にありません。
617	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②	ア	水車	県の承諾を得ることとありますが、競争的対話の段階で実施いただけますでしょうか。	競争的対話の中で調整を行い、第二次提案にて詳細事項を提案頂くこととなります。
618	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	②	ア	水車	(イ)に「水利使用規則で許可を受けた最大使用水量で発電することが可能な出力とすること」とありますが、水利権のうち最大使用水量を変更(減少)する提案は受容されますでしょうか。	提案は可能です。ただし、日野川第一発電所の水利使用量の変更は考えていません。
619	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	ア	水車の強度	経年使用による金属疲労、摩耗、腐食などは不可避であることはご理解頂けるものと思料します。このため「設備損壊をしない強度を有すること」との条件の達成は難しいものと考えますので再考願います。	設備損壊とは、設備本体そのものをいい、その本体を構成する部品等で減耗が不可避のものは含めません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
620	要求水準書 (案)	25	V	1	(1)	①	ク	放水路・放水口	トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとするのとありますが、長期間供用されたトンネルの崩落を完全に防ぐことは不可能であるため、「するよう努めること」など表現を変更いただけますでしょうか。	トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないよう事業者に求めることから、原文のとおりとします。
621	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	イ	発電機	現状、一般送配電事業者の指定する力率は何%でしょうか？	一般送配電事業者にご確認下さい。
622	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	イ	発電機の強度	前項、水車と同様に、経年使用による金属疲労、摩耗、腐食などは不可避であることはご理解頂けるものと思料します。このため「設備損壊をしない強度を有すること」との条件の達成は難しいものと考えますので再考願います。	設備損壊とは、設備本体そのものをいい、その本体を構成する部品等で減耗が不可避のものは含めません。
623	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	イ	発電機（エ）	海外製品の材料についてもJIS相当の材料でなければならぬという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
624	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	イ	発電機	発電機形式は、事業者の提案によるものとし、貴県の承諾を得ることとなっておりますが、形式に係る具体的な要件等はございますでしょうか。	特にありません。
625	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	イ	発電機	県の承諾を得ることとありますが、競争的対話の段階で実施いただけますでしょうか。	競争的対話の中で調整を行い、第二次提案にて詳細事項を提案頂くこととなります。
626	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	ウ	主要変圧器	県の承諾を得ることとありますが、競争的対話の段階で実施いただけますでしょうか。	競争的対話の中で調整を行い、第二次提案にて詳細事項を提案頂くこととなります。
627	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	ウ	主要変圧器	主要変圧器の形式、容量は、事業者の提案によるものとし、貴県の承諾を得ることとなっておりますが、形式に係る具体的な要件等はございますでしょうか。	特にありません。
628	要求水準書 (案)	26	V	1	(1)	②	エ	制御・保護装置	1人制御方式とは、どの程度のイメージでしょうか？ (現地での運転・停止のみでよいか、各運転のSTEPで制御の必要もあるか)	一人の操作員で運転、停止ならびに出力および電圧調整の操作を行える制御方式とします。各運転のステップでの制御の可否については応募者にてご判断ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
629	要求水準書 (案)	27	V	1	(2)	①	ア	中津ダム管理棟	中津ダム管理灯建替期間中も継続して観測等ダム管理業務が継続できるよう整備を計画することとありますが、整備計画は貴県の管理業務担当者と調整させていただくこととなりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
630	要求水準書 (案)	27	V	1	(2)	①	ア	中津ダム管理棟	ここで記載されている内容は県所有物としての中津ダム管理棟ですが、これは事業者がダム操作する際に利用することができるという認識でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	再整備期間中に更新される中津ダム管理棟は運営権設定対象施設となります。従って、事業者が運営維持業務においてダムの管理を行うためのものです。
631	要求水準書 (案)	27	V	1	(2)	①	ア	中津ダム管理棟	県の承諾を得ることとありますが、競争的対話の段階で実施いただけますでしょうか。	競争的対話の中で調整を行い、第二次提案にて詳細事項を提案頂くこととなります。
632	要求水準書 (案)	27	V	1	(2)	①	ア	中津ダム管理棟	中津ダム管理棟は新設するので耐震基準を当然満たしますが、県で整備いただいている茗荷谷ダム管理棟も耐震基準を満たしている、との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
633	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	河川流域の範囲	イ、中津ダム放流警報装置(イ)に示された「河川流域」の範囲を具体的地名および地図により、その範囲を明示頂きたい。	V.1.(2)①イ表-17に記載の開示資料をご確認下さい。
634	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	中津ダム放流警報装置	無線に関し、県の周波数を使用することは可能でしょうか。	茗荷谷ダムの無線局は現状のまま引き継ぐ予定ですが、免許取得の手続きは事業者により確認の上で行ってください。なお、中津ダム放流警報の無線化に伴う無線免許については、要求水準書に記載の報告書の条件であれば取得可能と考えています。
635	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	中津ダム放流警報装置	苦情移設や吹鳴範囲改良に関する要望等はないでしょうか。	要望等はありません。
636	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	中津ダム放流警報装置	無線局免許の取得はSPCではなく、維持管理を担当する業務委託先が取得するという点でも問題ございませんでしょうか。	法令に従い、適正な箇所が取得することを求めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
637	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	中津ダム放流警報装置	確実に小鹿川流域集落と河川流域に警報が伝わることとなりますが、警報が届くべきエリアは地図等で範囲が明示されるのでしょうか。	V. 1. (2)①イ表-17に記載の開示資料をご確認下さい。
638	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	中津ダム放流警報装置	放流警報装置を無線方式にする場合は、県の多重無線を利用するのでしょうか。事業者の管理事務所で警報が作動しているかを確認することができないと想定されます。教示の程、お願い申し上げます。	県の多重無線は使用できません。中津ダム放流警報の無線化に伴う無線許可については、要求水準書に記載の報告書の条件であれば取得可能と考えています。
639	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	②	イ	中津ダム放流警報装置	無線化とあるが、有線を更新することは認めないということか。無線化の場合、無線形式、警報区間の延長、警報局舎数を示して頂きたい。また、無線化する場合、見通しが確保されている必要があるが、電波伝搬試験等は実施されているのか。	無線化による更新を求めます。詳細はV. 1. (2)①イ表-17に記載の開示資料をご確認下さい。
640	要求水準書 (案)	28	V	1	(2)	①	イ	中津ダム放流警報装置	放流警報装置は無線化に限定されるのでしょうか。	無線化による更新を求めます。
641	要求水準書 (案)	29	V	1	(2)	①	エ	(ア) 幹線隧道水路橋	現在、放流バルブの開度で必要流量の確保をされているのでしょうか。流量の変化に対応するバルブ開度の調整は年何回ぐらい行っているのでしょうか。	年2回程度実施しています。
642	要求水準書 (案)	31	V	1	(2)	②	ア	三朝調整池	必要な調査とあるが、費用負担者は貴県又は事業者のどちらになりますでしょうか。	事業者において負担頂きます。
643	要求水準書 (案)	31	V	1	(2)	②	ア	三朝調整池	必要な調査を行うとありますが、競争的対話時の現地調査において、調査実施できるよう配慮いただけますでしょうか。	詳細は競争的対話において調整するものとします。
644	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	取水設備の改修方法・改修費用について、二次提案までに検討を完了するのが困難であるため、二次提案の前提となる価格・手法を提示いただけないでしょうか。	V. 1. (2)③表-18に記載した資料を募集要項等として公表予定の、開示資料として開示いたしますので、こちらをご参照ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
645	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	提案の前提として、表層取水設備の改修方法と改修費用を県からご提示頂いた上で、実施の際には変更協議に応じて頂けるような形をご検討頂けないでしょうか。	V. 1. (2)③表-18に記載した資料を募集要項等として公表予定の、開示資料として開示いたしますので、こちらをご参照ください。なお、開示資料による方法以外の方法について応募者の提案を妨げるものではありません。
646	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	表層取水設備を新設する場合、ダムの水位低下が必要になると想定するが、下流水確保や濁水等の問題は発生しないでしょうか。	検討中の表層取水施設は、菅沢ダム運用に影響を与える水位低下を要するものではありません。詳細は、V. 1. (2)③表-18に記載した開示資料をご確認ください。
647	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	運営権対価の算定条件として、取水設備の改修方法と改修費用を県が仮提示し、実施においては運営権対価の変更協議の対象としてください。二次提案までの期間にて事業者側が検討するのは困難です。	V. 1. (2)③表-18に記載した資料を募集要項等として公表予定の、開示資料として開示いたしますので、こちらをご参照ください。
648	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	現在の取水設備について以下を早急に提示願います。 ・土木構造図面 ・取水ゲート:全体配置図、戸当り詳細図(取水工上部のレールの配置が判るもの) ・取水ロススクリーン:一般図、詳細図(バーピッチが判るもの)	開示資料の図面をご参照ください。その他詳細図の開示予定はありません。
649	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	菅沢ダム下流域における鮎の冷水病対策期間中について、菅沢ダムと発電所との放流分担ルールをご教示ください。	ダム管理者と発電所との間に、放流分担に関するルールはありません。
650	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	日野川第一発電所の使用水量が4m ³ /sを頻繁に下回る実績において、最適規模として発電所の最大取水量4m ³ /sを例えば3m ³ /sに減少させた場合、県に支障はありますか。	競争的対話において調整するものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
651	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	取水設備	小原川導水路補修工事期間中（10月から2月）に最大取水量4m ³ /sによるピーク運転を行わない理由を教えてください。	小原川の工事期間中は、小原川からダムへの注水ができない状況でダム運用曲線に沿った発電運用が求められることから、運転をセーブしているものです。（月報データは1日（24h）単位での表示であり、12時間・2t/hで運転した場合は1t/hと計算されます。）
652	要求水準書 (案)	32	V	1	(2)	③	ア	日野川第一発電所 取水設備	表層取水とされているが、貯水位が低下することも想定されたり、温水放流が懸念されることも想定されるため、選択取水設備とするということか。	V. 1. (2)③表-18に記載した資料を募集要項等として公表予定の、開示資料として開示いたしますので、こちらをご参照ください。
653	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	③	イ	発電所建屋	「建替することを要求する」とありますが、日野川第一発電所については、補強の提案は不可で建替が必須という条件であり、また、その場合の建替は、建屋部分のみが対象で、水車・発電機基礎部は水車・発電機取替に係る部分の撤去復旧として全撤去、再構築は必須ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	地下構造物も含めて、更新を要求します。詳細は、V. 1. (2)③イ表-18に記載の開示資料をご確認下さい。このことについて、要求水準書を修正します。
654	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	③	イ	発電所建屋	平成30年度日野川第一発電所リニューアル概略検討業務委託報告書（案）の開示は公募時となっていますが、2019年3月に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
655	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	③	イ	表-18 日野川第一 発電所基本設計に 関わる開示資料	本年度、及び昨年度に、対象施設の概略検討、 調査・評価業務を行っている企業に関して、本 事業の参加に関する制限の記載が、実施方針等 に見当たりません。 当該企業が事業参画することになった場合、そ れ以外の企業との間には、保有する技術的な情 報の量、質等の面において、大きな違いが生ま れ、結果、事業費の算定精度に大きな差が生ま れることとなります。 以上の背景から、仮に参加を制限しない場合は、 公平公正な競争を促す観点から、報告書作成に 用いた参考資料、バックデータ等を開示するな ど、配慮お願い致します。	必要資料一式は、開示資料として開示済みと の認識です。
656	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	③	イ	発電所建屋	中電技術コンサルタント株式会社が作成した報 告書を参考に、建屋の建替を要求されており、 当該報告書は公募時に開示との記載がありま す。当該報告書作成会社の親会社である中国電 力が本公募に参加を検討している場合、公平性 の観点からも速やかに当該報告書を守秘義務資 料として開示の対象に加えるべきと思料しま す。	募集要項等において公表予定の開示資料とし て開示します。
657	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	④	ア	安全性の確保	ダムの遠隔制御機能を整備する場合とあるが、 現在のシステムにおいて遠隔機能を有している のでしょうか。	現在のシステムではダムの遠隔制御機能は有 しておりません。
658	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	④	イ	常時監視	「緊急的な停止措置」とは何の停止を意味す のでしょうか。(取水or発電orシステム) 教示 の程、お願い申し上げます。	発電停止を意味します。
659	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	④	ウ	日野川第一発電所 非常用電源等の整備	非常用電源又は無停電電源装置を設置すると記 載が有りますが県若しくは事業者が負担するの か。教示の程、お願い申し上げます。	非常用電源又は無停電電源装置は、監視制御 システムの一つであり、当該システムの整備 に要する費用は、事業者にて負担頂きます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
660	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	④	エ	情報の公開	発電量の随時公開の「随時」とは、どういう解釈でしょうか？（毎正時orリアルタイム）	詳細については県と協議のうえ決定します。
661	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	④	エ	情報の公開	発電量等の情報に関して、具体的には何が含まれますでしょうか。対応する際に詳細条件が必要となるため、お伺しております。	ダム水位、発電所毎の発電量等を想定しておりますが、詳細については県と協議のうえ決定します。
662	要求水準書 (案)	33	V	1	(2)	④	エ	情報の公開	現在、県がダム運用に用いている情報を基本と考えています（例えば雨量計データ）。中津ダム・茗荷谷ダムそれぞれにおいて、県が計測・管理事務所にて保存されているデータの種別および過去履歴を開示いただくことは可能でしょうか。	保存データの種別は開示資料「No. 412記録報告取扱要領」に記載のとおりです。なお、とりまとめた資料は開示資料「05. 運用・記録関連」のとおりであり、これ以上の開示は考えていません。
663	要求水準書 (案)	34	V	2	(2)			調査・設計業務	再整備工事に必要な測量調査、地質調査等について、業務着手以降に実施する事業であるならば、2次応札時点では仮定した地質条件等で工事費を想定していることから、調査結果を踏まえた工事費の増額については、合理的に認められる範囲を県にて負担いただけますでしょうか。	調査結果に基づく工事費の増加は、事業者にて負担いただきます。
664	要求水準書 (案)	34	V	2	(2)	①		業務着手に係る提出書類	提出書類について事業者が設計委託をする場合は、委託先が提出した資料を提出すればよいでしょうか。 事業者が県からの委託により、実施する体制でしょうか。	提出書類は事業者が作成し、県へ提出してください。また、県から事業者へ委託する体制ではありません。
665	要求水準書 (案)	34	V	2	(1)	①		長寿命化による対策	提案を行う時期はいつでしょうか？ (2次提案書提出時or優先交渉権決定後？)	募集要項等として公表する予定の、優先交渉権者選定基準等をご確認ください。
666	要求水準書 (案)	35	V	2	(2)	①		業務着手に係る提出書類	必要書類については、早い段階でご開示いただければと存じます。	業務着手に係る提出書類は、V. 2. (2)①に記載の書類をご参照ください。
667	要求水準書 (案)	35	V	2	(2)	①		業務着手に係る提出書類	要求性能確認計画書とは何を記載するものか明確にさせていただきますでしょうか。	要求水準書で規程される個別事項について、その実施状況を確認するための計画書で、チェックリスト形式の書類となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
668	要求水準書 (案)	35	V	2	(2)			調査・設計業務	事前に県より提供された資料では合理的に判断が困難で、事業者による調査の結果によって更新工事が必要と判断された場合の工事費は瑕疵として県が負担すると考えてよろしいでしょうか。	瑕疵には該当せず、事業者による負担を基本とします。詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
669	要求水準書 (案)	35	V	3	(1)	②		建設副産物等の取扱い	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（含有仕様製品含む。）には、PCB含有塗料が塗布された機器についても同様に扱われると考えますが、それによろしいでしょうか。	ご理解のとおり、関係法令に基づき県において処理することとされているものは県で処理を行います。
670	要求水準書 (案)	35	V	3	(1)	②		建設副産物等の取扱い	PCB廃棄物およびPC含有使用製品については、事前に県から網羅的に提示を受けると考えてよろしいでしょうか。	競争的対話において調整するものとします。
671	要求水準書 (案)	36	V	3	(1)	②		ポリ塩化ビフェニル廃棄物	既存施設に存在するポリ塩化ビフェニルを含む設備名称、数量、所在地をリストにて明示頂きたい。	競争的対話において調整するものとします。
672	要求水準書 (案)	36	V	3	(1)	②		建設副産物等の取扱い	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理に関し、「県において処理することとされているものは、県で処理を行う。」とありますが、事業者が撤去・処理すべきと想定されるPCB含有電気工作物についてご教示ください。	事業者が撤去すべきPCB含有物はありません。
673	要求水準書 (案)	36	V	3	(1)	②		建設副産物等の取扱い	アスベストの含有の可能性は把握されているでしょうか。調査されているのであれば情報開示をお願いします。	発電所建屋のアスベスト含有調査は行っていません。
674	要求水準書 (案)	36	V	3	(1)	②		建設副産物等の取扱い	契約後、新たにアスベストの含有が確認された場合の処理費用は県負担と考えてよろしいでしょうか。	新たにアスベストの含有が確認された場合は、事業者にて処理費用を負担頂くようお願いいたします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
675	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	②		許認可・届出	実施方針別紙のリスク分担表によれば『運営権設定対象施設の再整備業務・運営業務に影響を及ぼす許認可リスクは県が負担する』となっていますが、県が責任を負うのは本号記載の「河川法」及び「水利使用規則」に基づく各種手続きのみであり、それ以外は事業者が負担する、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
676	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	③		濁水対策	「漁業関係者から濁水対策工法当について要望及び指導があった場合はこれに従うこと」とされており、これはあくまでも「相当の因果関係がある恐れに対する要望であって、かつ、合理的な範囲で必要と認められるもの」で構わないという理解でよいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。
677	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	③		濁水対策	過去の濁水対策等において、漁業関係者との調整等を行った報告書等の記録を開示願います。	一次審査通過者に対して開示します。
678	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	③		濁水対策	漁業関係者から濁水対策工法等について要望となるが、現段階において当該関係者からの要望事項はあるのでしょうか。	特段の要望はありません。
679	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	③		濁水対策	漁業関係者から要望及び指導があった場合、全てに対応することは困難であると考えられる為、協議の上、合理的な対応を実施するとの内容に変更していただければと存じます。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。
680	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	③		濁水対策	「漁業関係者から濁水対策工法等について要望及び指導があった場合は、これに従うこと。」と記載がありますが、全て従う必要がありますでしょうか。実態に即さない設備や高額な金銭の要求に全て従うことは困難と考えており、「協議を行い双方合意のうえ対応する」等表現を変更していただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
681	要求水準書 (案)	36	V	3	(2)	③		濁水対策	漁業関係者からの濁水対策工法等に関する要望によるコスト増加は、事業者では管理不能なリスクであり、事業計画策定時点で、コストの発生有無・金額が予測できない事象です。漁業関係者から濁水対策工法等について、著しく不合理な要望がある場合、コスト増加部分について、貴県にて負担いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。
682	要求水準書 (案)	37	V	2	(2)	⑤		小鹿第一・第二発電所及び日野川第一発電所の引継	不可抗力を除きと記載がありますが不可抗力の範囲を教示の程、お願い申し上げます。	実施方針に示す原文を基本とし、その詳細は特定事業契約等をご確認ください。
683	要求水準書 (案)	37	V	3	(2)	⑤		小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の引継	この項において、事業者管理下の設備から放流警報装置を外された理由をご教示ください。	再整備業務期間中、中津ダム及びそれらに関連する放流警報装置は県がダム管理のため使用することから管理は県にて行うためです。
684	要求水準書 (案)	37	V	3	(2)	⑤		小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の引継	水位運用等管理を含むものとする。とあるが具体的にどのような管理項目が記されているのでしょうか。	余水吐からの越流を防止する適切な対策を講ずること及び不必要な調整池水位上昇を防止することを求めます。
685	要求水準書 (案)	37	V	3	(1)	⑤		小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の引継	中津ダムおよびそれらに関連する放流警報装置の整備は、県の所掌でよろしいでしょうか。	事業者の実施事項となります。
686	要求水準書 (案)	37	V	3	(2)	⑤		小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の引継	事業者が工事期間中の三朝調整池の水位運用を実施する必要がありますが、美谷川へ雨水や導水路からの湧水等を流下させることは認めていただけますでしょうか。	再整備期間中の三朝調整池からの放流は、雨水及び導水路からの湧水のみ、県、町、地元と調整して適切な処理を行った上で認めます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
687	要求水準書 (案)	39	V	3	(4)	②		県による改造指示	県が改造指示を行う場合について、「設計図不適合」とあるが、「設計図書と完工物とに不整合がある場合」との理解で良いか。また、P36V 3(2)①「工事の開始」において、県による設計図書の承諾を得て工事着手する旨の規定があるため、改造指示は上記の通り「設計図書と完工物とに不整合がある場合」に限定頂きたい。	ご指摘を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。
688	要求水準書 (案)	40	VI	1	(1)			運営維持業務の遂行体制整備	運営維持のノウハウ取得に関する訓練、研修として、体制移行前に現体制の下、一定期間、事業者職員を駐在させていただくことは可能でしょうか。	春米発電所の運営権設定後の受託期間(2022年3月末日を予定)に、事業者職員の在席を求めた上での技術伝承を計画しています。
689	要求水準書 (案)	40	VI	1	(1)			運営維持業務の遂行体制整備	業務に必要な人員を確保するとともにとあるが、貴県の現体制(人数、外部委託の有無)をご教示ください。	公募時に開示します。
690	要求水準書 (案)	40	IV	1	(2)	①		引継ぎ業務	本項において業務終了時の事業者から県への引継ぎが規定されているが、事業開始に際しての県から事業者への引継ぎの有無、引継ぎを実施する場合はその実施時期を示して頂きたい。	春米発電所の運営権設定後の受託期間(2022年3月末日を予定)に、事業者職員の在席を求めた上での技術伝承を計画しています。
691	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)			事業終了時の引継	「事業者は、各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに県に施設の運営維持業務の引き継ぎを開始し、事業終了後に施設の運転・安全に支障が無いよう引継を行うこと。」とあります。事業者は、各運営権設定対象施設(ダムや池ならびに発電所等)の再整備業務や運営維持業務を開始するにあたり、県から同様の引継を行って頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本事業を開始するために必要な引継ぎに関しては、県と事業者とで協議の上、かかる引継ぎを行うものとしません。
692	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	①		事業終了時の引継業務	引継計画書が貴県により承認された後に、運営維持業務の引継が実施できるという流れでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
693	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	②		業務終了時の状態	「事業者は、事業終了時には、事業終了後2年間、通常の管理・運営を行えば本施設を支障無く運転することができる状態を確保すること。」と記載がありますが、本規定は、最大までオプション延長がされる場合（事業期間50年）も対象となるのかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
694	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	②		業務終了時の状態	事業終了後2年間支障なく運転できる状態を確保するとありますが、不可抗力や既設瑕疵などでの事業者の負担範囲を明確にしてくださいでしょうか。	事業者の責めに帰すことができない事由により生じた施設瑕疵については、事業者は責を負わないものとしますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
695	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	②		業務終了時の状態	何を持って、2年間支障なく運転することができる状態と判断するのでしょうか。また、仮に2年経たないうちに運転できなくなった場合に事業者は何か責任を負うのでしょうか。	募集要項等で公表予定の特定事業契約等をご確認ください。
696	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	②		業務終了時の状態	通常の管理・運営とは、事業者が事業期間中に行っていた巡視・点検等を引き続き行うことの解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
697	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	②		業務終了時の状態	通常の管理・運営を行えば支障無く運転することができる状態とは、具体的に何の規則のどの項目を充足していれば良いかご教示いただけますでしょうか。	県が規定する諸規程全てを指します。
698	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)			事業終了時の引継	事業開始後の県から事業者への引継についても、事業者から県への引継と同等の対応をいただけますでしょうか。	県から事業者への引継については、合理的な範囲で実施します。
699	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	①		事業対象施設の 運転・操作	ダム・調整池・水系運用についてのポイント・留意点を取り纏めている場合、それらを開示もしくは教示していただくことは可能でしょうか。	競争的対話において調整するものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
700	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	②		取水の制限	過去の発生状況（日時、取水制限の内容及び期間等）を開示してください。	募集要項等として公表予定の、開示資料において、渇水調整会議の開催時期、決定内容を開示します。
701	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	②		取水の制限について	「この指示により生じる如何なるリスクの事業者が負担すること」とありますが、一定の限度額を設定するなどしていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
702	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	②		取水の制限について	県からの取水制限指示により生じる如何なるリスクも事業者が負担することとなっていますが、負担の主体者は指示者である県であるべきと考えます。	原文のとおりとします。
703	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	②		取水の制限について	水利使用規則第4条第2項に基づき、取水を制限する等の措置とあるが、過去に取水制限の措置を講じられたことがあるでしょうか。	洪水時に菅沢ダム管理者からダムの貯水容量を確保するため、県企業局が管理する小原川の取水口閉鎖の要請はありましたが、ダム貯水池の水位低下に資する発電は制限されていません。要求水準書の記載が十分でないため、上述の点で修正します。
704	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	②		取水の制限について	河川管理者が合理的な理由なくして取水制限を指示する可能性がないとはいえないため、事業者のみがリスクを負担する形ではなく、一定の限度を設けていただければと存じます。	原文のとおりとします。
705	要求水準書 (案)	40	VI	1	(2)	②		業務終了時の状態	「事業終了後2年間～支障なく運転することができる状態を確保すること。」とありますが、確保できないことが事業終了後に明らかになった場合、事業者が解散していることが考えられます。その事由が事業者の責に帰すものであった場合、事業者の株主まで賠償を訴求するのでしょうか。	募集要項等として公表予定の特定事業契約案等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
706	要求水準書 (案)	40	VI	2	(1)	①	事業対象施設の 運転・操作	発電所出力は、最大出力を超過しないように制限する必要がございますが、どのように制限し、取水量は、どのように算定・管理していますか。例えば、P-Q換算で使用水量を管理している箇所については、水位調整の上げ指令の自動ロック、追い込み制御などの機能を付加し、最大出力を超過しないよう運用する など。	詳細は競争的対話において調整するものとします。
707	要求水準書 (案)	41	VI	2	(2)	①	運転状態を常に把握し、関係職員に周知する体制を整えること	現状の運転状況に関する把握方法や周知方法について教えていただけないでしょうか？	平日日中は職員、夜間休日は委託職員により監視制御業務を実施しています。監視業務で感知した異常の程度により職員に情報を伝達の上、対応を指示しています。
708	要求水準書 (案)	41	VI	2	(1)	⑦	気象予報・気象情報の収取に努めること	現状の気象予報・気象情報の手段や方法について教えていただけないでしょうか？	報道、インターネットや鳥取県防災情報等を利用し情報入手を実施しております。
709	要求水準書 (案)	42	IV	2	(3)	①	河川法に係る記録・報告	菅沢ダムについては、表-21に示す記録・報告の対象外との理解で良いか。	表-21で求めているものは、菅沢ダムについて不要の事項もあるため、要求水準書を(案)修正します。
710	要求水準書 (案)	42	VI	2	(3)	①	記録・報告	日流量年表(各取水口取水量)の算定の具体的方法を提示いただけますでしょうか。	各発電所毎の水利使用規則及び取水規程をご参照ください。詳細は競争的対話において調整するものとします。
711	要求水準書 (案)	42	VI	2	(3)	①	記録・報告	表-21に記載の点検記録月報とはどのようなものかご教授いただけないでしょうか。	点検記録月報は諸規定に基づき事業者が実施した各設備の点検記録です。ただし、河川法に係る提出書類ではなく、事業者自らが管理・保管する資料となるため、表-21を修正します。
712	要求水準書 (案)	42	VI	2	(3)	①	記録・報告	ここでいう報告書とは、「日報」、「月報」等が記されているが、運営権を譲渡し事業者に運営全般を任せるスキームにしては報告事項が多いように感ずるが報告しなければならない目的をご教示ください。	主に、河川法上報告義務が課せられている事項であるためです。ただし、点検記録月報は不要であるため、表-21を修正します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
713	要求水準書 (案)	42	VI	2	(3)	① ②		記録報告	表-21に記載の前年分の記録報告類を1月10日までに提出することは困難と思われます。報告書取りまとめ期間を勘案し、1月20日程度までに変更いただけないでしょうか。	県は監督官庁に報告を行う必要があるため、1月10日までに提出を求めます。
714	要求水準書 (案)	43	VI	2	(4)	①		河水利用協議会等への協力	協議会の開催頻度はそれぞれの程度でしょうか。	協議会は、年1回程度開催しております。
715	要求水準書 (案)	43	VI	2	(4)	②		関係機関との協議・調整	諸会議の開催頻度はそれぞれの程度でしょうか。	通常協議会は、年1回程度開催しております。
716	要求水準書 (案)	43	VI	2	(4)	③		教育	事業者が職員に対し、運営維持業務等を教育すると記載がありますが、逆にダム運営（取水施設）等施設の今までの経験を教示戴く機会（期間）は御座いますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	春米発電所の運営権設定後の受託期間（2022年3月末日を予定）に、事業者職員の在席を求めた上での技術伝承を計画しています。
717	要求水準書 (案)	44	VI	2	(4)	④		住民対応	過去の対応状況（日時、住民からの要請内容、県での対応内容等）を開示してください。	競争的対話において調整するものとします。
718	要求水準書 (案)	44	VI	2	(4)	④		住民対応	住民からの苦情や要望等について、河川法に係るものは除き事業者が対応することとなっておりますが、リスク分担表No.12との整合性ははいかがでしょうか。苦情や要望が本PFI事業を実施することに対するものである場合は、県が費用と責任を担うことよろしいでしょうか。	要求水準書はリスク分担表No.13における規定です。
719	要求水準書 (案)	44	VI	2	(4)	④	-	住民対応	過去の住民対応状況に関する報告書等の記録を開示願います。	競争的対話において調整するものとします。
720	要求水準書 (案)	44	VI	2	(4)	④		住民対応	リスク分担表のNo.12には、本事業を実施することに対する住民の反対運動・訴訟に関するものは貴県のリスク負担となっておりますが、本項では、事業者の責任となっております。事業者と貴県のリスク分担をご教示いただければ幸いです。	要求水準書はリスク分担表No.13における規定です。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
721	要求水準書 (案)	44	VI	2	(4)	④	住民対応	貴県に寄せられる苦情や要望等についても、同様の対応を行うこととなっておりますが、本事業に係る苦情や要望の全ての対応窓口が事業者となるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
722	要求水準書 (案)	44	VI	3	(1)	②	騒音、振動、排気ガス対策	現状での発電機運転状態における、発電所敷地境界での騒音観測実績についてご教示頂けないでしょうか。 併せて45dBおよび振動55dBは、何に基づいた規制値かご教授お願いできませんでしょうか。	競争的対話において調整するものとします。規制値は、「騒音・振動規制のあらまし」（鳥取県生活環境部環境立県推進課）の規制値を参考としています。
723	要求水準書 (案)	44	VI	3	(1)	②	騒音、振動	各発電所、直近10年分の計測結果を開示してください。	競争的対話において調整するものとします。
724	要求水準書 (案)	44	VI	3	(1)	②	騒音、振動、排気ガス対策	騒音の規制値である発電所敷地境界での45デシベル（昼夜問わず）は全発電所が対象でしょうか。現在、県側で実施している記録の公開を要望します。	騒音・振動への対策は全発電所を対象とします。実測値については、競争的対話において調整するものとします。
725	要求水準書 (案)	44	VI	3	(1)	②	騒音、振動、排気ガス対策	騒音規制法では昼間、夜間等で規制値が区別されていますが昼夜問わずは、県独自の基準でしょうか。	本事業を対象とした対策です。
726	要求水準書 (案)	44	VI	3	(1)	②	騒音、振動、排気ガス対策	年1回、騒音と振動について測定することになっていますが具体的な測定方法を記載していただきたい。（時間、測定箇所数）。 →JEAG5001に基づき実施か、県独自の基準があるでしょうか。	県独自の基準はありません。JEAG5001に基づき実施を求めますが、詳細は競争的対話にて調整いたします。
727	要求水準書 (案)	44	VI	3	(1)	②	騒音、振動、排気ガス対策	現状の騒音、振動の実測値について、ご開示ください。	競争的対話において調整するものとします。
728	要求水準書 (案)	45	VI	3	(2)	①	設備の改良保全	「ここでいう改良とは、運営維持期間中に本事業対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事等で、資産価値の増加を伴う工事等を指す。」とあるが、具体的にどのような工事が資産価値の増加を伴う工事に当たるのか、例示、ご教示ください。	資産価値の増加を伴う工事とは、簿価への計上が必要となるものです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
729	要求水準書 (案)	45	VI	3	(2)	①		設備の改良	改良計画書は、現在既に計画している修繕工事等を事前に本PFI開始前に提出するという理解でよいでしょうか。	改良計画書は、運営維持業務開始前までに県への提出を求めます。また、改良計画書に記載のないものでも改良が必要なものは、その都度県に協議し、了解を得たうえで実施することが可能です。なお、修繕工事は資産価値の増加を伴うものではないため、対象外です。
730	要求水準書 (案)	45	VI	3	(2)	①		設備の改良	改良の具体的定義は、資産価値の増加のみの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
731	要求水準書 (案)	45	VI	3	(2)	①		設備の改良	改良計画書とはどのようなものでしょうか。フォーマット等、ご教示いただければと存じます。	募集要項等として公表予定の、様式集及び記載要領をご確認ください。
732	要求水準書 (案)	45	VI	3	(2)	②		設備の保全	設備保全のための資産価値増加を伴わない修繕工事等は、県に対する事前手続き(計画書提出等)は不要との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
733	要求水準書 (案)	46	VI	3	(3)	④		被災時復旧義務	中津ダム、茗荷谷ダムが被災した場合の記載がありますが、三朝調整池についても同様の取り扱いとしていただけませんか	三朝調整池は、同様の扱いをしません。
734	要求水準書 (案)	46	VI	3	(3)	④		被災時復旧業務	「中津ダム及び茗荷谷ダムが被災した場合は、県において復旧計画を作成する。その場合において、県は自ら費用を負担のうえ、事業者に必要な協力を求めることができるものとする」とありますが、実施方針P26の不可抗力リスクの記述に係わらず、中津ダム及び茗荷谷ダムの被災復旧は県の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	中津ダム及び茗荷谷ダム(ダム堤体と洪水吐ゲートに限る。)に損害が生じた場合は、県による費用負担を基本としますが、詳細は募集要項等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
735	要求水準書 (案)	46	VI	3	(3)	④		被災時復旧業務	実施方針p26の不可抗力リスクの記述に係わらず、「中津ダム及び茗荷谷ダムが被災した場合は、県において復旧計画を作成する。その場合において、県は自ら費用を負担のうえ、事業者に必要な協力を求めることができるものとする。」のとおり、中津ダム及び茗荷谷ダムの被災復旧は県の負担となるとの理解でよろしいですか。	中津ダム及び茗荷谷ダム（ダム堤体と洪水吐ゲートに限る。）に損害が生じた場合は、県による費用負担を基本としますが、詳細は募集要項等をご確認ください。
736	要求水準書 (案)	46	VI	3	(3)	④		被災時復旧業務	中津ダム及び茗荷谷ダムが被災とありますが、これらのダムに付帯する設備も含めるものとしていただけますでしょうか。	ダム堤体と洪水吐ゲートのみで、その他附属施設は含めません。
737	要求水準書 (案)	46	VI	3	(3)	④		被災時復旧業務	中津ダム及び茗荷谷ダムが被災した場合は、県により復旧計画を作成するとともに、費用を負担するとありますが、三朝調整池のフィルダムについても同様の取扱いとしていただけますでしょうか。	三朝調整池は、同様の扱いをしません。
738	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	①		注意体制	ここで言う注意体制と、ダム操作規程で定める内容との関係性はどのようなものでしょうか。	本項の注意体制は施設全体に関わるもので、ダム操作規程はダムに関わるものです。
739	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	①		注意体制	注意事態とは何でしょうか。	明確にするため、注意事態の用語を削除した内容で要求水準書を修正します。
740	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	①		注意体制	注意体制における管理事務所への待機条件のうち、大雨・洪水注意報発表時について、実際の降雨状況等によっては待機を省略できる等、より細分化されたルールは無いのでしょうか。	細分化されたルールは現在ございません。
741	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	①		注意体制	「ダム放流が予想される場合は管理事務所にて待機」とありますが、管理事務所からのダム操作を必須としているのでしょうか。必要な条件整備をした上で河川管理者との協議の元、遠方箇所からのダム操作を行うことは可能でしょうか。	管理事務所からのダム操作を必須としておりません。 遠方箇所からのダム操作は河川管理者との協議に基づきます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
742	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	①		注意体制	ダム放流が予想された場合のダム操作機器、警報用サイレン等の放水前における点検は現在、年間の回数と1回あたりの点検時間はどのくらいかご教示ください。	1回あたり30分程度の時間を要しています。年間の回数は公募時に開示します。
743	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	①		注意体制	注意体制となり管理事務所に職員を待機させる際、現在どのくらいの人員を要しているのかご教示ください。	東部事務所に1名、西部事務所に1名待機しています。ただし、夜間及び休日は職員又は監視委託者が待機しています。
744	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	②		警戒体制	ここで言う警戒体制と、ダム操作規程で定める内容との関係性はどのようなものでしょうか。	本項の警戒体制は施設全体に関わるもので、ダム操作規程はダムに関わるものです。
745	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	②		警戒体制	警戒事態とは何でしょうか。	明確にするため、警戒事態の用語を削除した内容で要求水準書を修正します。
746	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	②		警戒体制	震度4以上の地震が発生したときに警戒体制を執るとされているが、どこの地震計か。また、一般に25gal以上、80gal以上で点検レベルを上げていくような運用を行われることが考えられるが、鳥取県では、震度のみを指標とすることで良いか。	開示資料の内、「鳥取県企業局管理ダム地震発生対応マニュアル」をご参照ください。県では本マニュアルに基づき、対応を実施しております。
747	要求水準書 (案)	46	VI	3	(4)	②		警戒体制	警戒体制となり管理事務所に職員を待機させる際、現在どのくらいの人員を要しているのかご教示ください。	本庁舎に2名、東部事務所に2名、西部事務所に2名待機しています。
748	要求水準書 (案)	47	VI	3	(4)	②		警戒体制	ダム管理棟に常駐とありますが、将来的な技術進歩もにらみ、遠隔制御の採用による効率化の可能性もあるため、常駐を必須としないだけでありますでしょうか。	ダム放流を行う場合には、ダム管理棟に常駐することを必須とします。ただし、将来的な技術進歩等により、確実な操作が可能な場合、河川管理者との協議に基づき判断します。
749	要求水準書 (案)	47	VI	3	(4)	②		警戒体制	河川法の緊急点検にあわせ、震度4以上での対応としていただけますでしょうか。	開示資料「鳥取県企業局管理ダム地震発生対応マニュアル」に基づいた対応を求めており、原文どおりとします。同マニュアルの改定があった場合は別途指示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
750	要求水準書 (案)	47	VI	3	(4)	②		警戒体制	ダムへの流入量について、上流での流入量把握のため流量観測をする設備はありますか。ある場合は各ダムにおける箇所数と位置をご教示ください。	ダム上流に流入量を観測する施設はありません。
751	要求水準書 (案)	47	VI	3	(4)	③		その他	警戒体制以上の体制が解除となった場合の県への報告は、通常実施される発令・解除時の報告とは異なるものでしょうか。	同様の報告です。
752	要求水準書 (案)	48	VI	3	(7)	①		調達、管理	事業者が県ならびに関係者から承継しなければいけない契約の一覧をご開示下さい。	接続契約等ごく一部を除き承継されるものではありません。詳細は競争的対話時に必要に応じてお伝えします。
753	要求水準書 (案)	48	VI	3	(7)	①		調達、管理	物品役務の購入に関しては「鳥取県営企業の設置等に関する条例第16条」を参照することとされていますが、該当する内容の記載はないと思われます。参照先をご教示下さい。	事業者選定基準として地域経済に資するものを条例で規定しており、この観点で県内事業者の調達を求めているものです
754	要求水準書 (案)	48	VI	3	(7)	①		調達、管理	物品役務の購入に関して「可能な限り」県内事業者から調達することが規定されていますが、「発注先の与信判断」や「受託業務の運営能力」について事業者が自身の判断で「困難」と判断する事は認められるのでしょうか。	事業者の判断とすることに異存はありませんが、県内事業者の調達に関する提案内容があれば、その内容を遵守いただくこととなります。
755	要求水準書 (案)	48	VI	3	(7)	①		調達、管理	本項はあくまでも「維持管理業務」に関するものですが、それに限らず、調査・設計・更新工事等の分野でも本項の規定が適用されるのかご教示下さい。	維持管理業務に限らず全業務に係るものであり、その点で要求水準書(案)に反映させます。
756	要求水準書 (案)	48	VI	3	(7)	①		調達、管理	県が契約済みの電気、ガス、上下水道、通信等の契約先をご教授頂けませんでしょうか。	競争的対話において調整するものとします。
757	要求水準書 (案)	48	IV	3	(8)			準拠すべき規程	P15IV2(8)「各規定を遵守するための諸規定の策定、遵守」において、県の基準等を参考に事業者が規定するとの趣旨の記載があるが、本項(8)の規定が優先され、県が策定した規程類に基づき業務を行うとの理解で良いか。その場合、P15の規定を修正願いたい。	48頁VI. 3. (8)が優先されるため、要求水準書(案)に反映させます。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
758	要求水準書 (案)	48	VI	3	(8)			ダムに関する業務	ダムの計測項目として、保安規定では漏水・変形・揚圧力測定の記事があるが、中津・茗荷谷両ダムの計測項目を確認させていただきたい。	漏水量は計測していますが、変形、揚圧力は計測していません。
759	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規定に基づく業務	ファクシミリで通知とありますが、メール等他の情報伝達方法とすることは可能でしょうか？	通信先の状況もあることから、従来通り、ファクシミリとします。
760	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規則に基づく業務	近年気象予報の精度向上に伴い、ダムの弾力的な運用も可能と考えられますが、運営権者は現行のダム運用操作規則を見直しを行うことは可能でしょうか。	ダム操作規程の見直しは県が行います。弾力的運用については河川管理者、事業者及び県が協議を行った上で河川管理者からの承諾を得た場合、可能です。
761	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規程に基づく業務	20年の事業期間中に法規制の緩和や制御技術の高度化等によりダム管理棟無人化による遠隔制御装置の導入が可能となった場合においても職員を常駐させることは必須でしょうか。	法規制等の緩和等の事由により遠隔制御装置の導入が可能となった場合で、安全・確実なダム操作が可能であれば、職員を常駐させる事項を見直す可能性はあります。
762	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規程の基づく業務	ダム放流を行う際に関係機関へ通知・通報するファクシミリは、一般的なファクシミリを使用されているのか、通知・通報専用の装置を使用されているのでしょうか。また、事業者はこれに準ずるシステム（装置）を使用してもよろしいのでしょうか。	ファクシミリの仕様については、事業者の判断によります。現在は、一般的なファクシミリです。
763	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規定に基づく業務	ダム放流を行う際には、マニュアルの情報様式でダム洪水時の通報関係機関宛にファクシミリで通知を行い、着信確認を行うこと。とありますが、これ以外の方法を検討し提案することは可能でしょうか？	通信先の状況もあることから、従来通り、ファクシミリとします。
764	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規程に基づく業務	開示された月報及び発電実績分析でダム放流量、放流日等は確認できたが、中津ダム及び茗荷谷ダムのダム管理棟に職員を外向・常駐させた回数・時間という出水対応実績を過去5年分ご教示ください。	募集要項等として公表予定の、開示資料において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
765	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	②		県のダム操作規程に基づく業務	ダムおよび水系運用の引継ぎにあたっては研修期間等を設定されるのでしょうか。設定されているのであればその期間をお示しください。	県から事業者への引継については、合理的な範囲で事業開始後実施します。
766	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	③		放流の際の巡回業務	放流の際の周知は車両巡回に併せ、他の巡回手段を協議していただくことは可能でしょうか。	競争的対話において調整することは可能です。
767	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	③		放流の際の巡回業務	ダム放流時の巡回業務は現在、年間の回数ほどくらいいかがお教えください。	平成30年度の実績は3回です。
768	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	③		放流の際の巡回業務	ダム放流時の巡回業務は現在、どのような体制で行っているのかお教えください。	2名体制で実施しています。
769	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	③		放流の際の巡回業務	発電所を運転する際の発電放流開始時も巡回業務は出てくるのかお教えください。	現在、発電放流開始時に巡回業務を実施しておりません。
770	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	③		放流の際の巡回業務	沿道を車両で巡回するとありますが、車両はSPCの経費で調達すべきものでしょうか。	ご理解のとおりです。
771	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	③		ダム管理者及び県からの要請に対する対応	事業者は、渇水時及び異常気象・災害時に、ダム管理者及び県からの要請に従うことが求められるところ、日野川第一発電所は、ダム管理者が国のため、ダム管理者（国）と県からの要請が異なる場合も起こり得ると思われま。その場合、事業者はどのように行動することで免責されますでしょうか。	河川管理者等から要請があった場合の一次受信者は県であるため、県の指示に従っていただければ要求水準に合致し、事業者の責務を果たしたことになります。
772	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	⑥		ダム運用計画の策定	出水期および渇水期における用水供給等の運用を確認したいため、過去のダム運用計画を開示頂けませんでしょうか。	菅沢ダムの運用計画は、開示資料「1102. 菅沢ダム運用曲線」とおおりです。中津ダムの運用計画は公募時に開示します。なお、茗荷谷ダムの運用計画は作成しておらず、作成も不要なので要求水準書に反映します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
773	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	⑥		ダム運用計画の策定	「通常時の運用水位について県から指示があった場合」に関して、出水期通常時の運用水位の上限値を予め県より指示していただけませんか。	中津ダムについては、ダム操作規程に基づきダム運用計画を策定ください。また、県によるダム操作規程等の変更に伴うリスク分担は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。なお、茗荷谷ダムの運用計画は作成しておらず、作成も不要なので要求水準書に反映します。
774	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	⑥		ダム運用計画の策定	県からの運用水位変更指示に伴う減電については、県より補償いただけますでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
775	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	⑥		ダム運用計画の策定	県とダム管理者間による協議で菅沢ダムの管理水位が変更された場合の損失（減電）は県の負担でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
776	要求水準書 (案)	49	VI	3	(8)	⑦		ダムの健全性確保に関する業務	「県は、この点検結果に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、土砂の堆積によりダムの安全性又は発電設備の運用上、支障ある又は支障が生じる恐れがあると判断した場合、事業者と協議を行い、事業者に貯水池内の浚渫を行うことを求める。」とありますが、「支障ある又は支障が生じる恐れがある」の現行の判断基準をご教示ください。	計画堆砂量に対する堆積度合い、国のダム検査の指導内容等を総合的に勘案して判断します。
777	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑦		ダムの健全性確保に関する業務	中津ダム、茗荷谷ダムの点検結果の判断基準について、どういう状況が「発電設備の運用上で支障が生じる恐れがある」と判断されるのでしょうか。また、点検を実施した事業者の見解が当該判断にどの様に反映されるのかもご教示下さい。	計画堆砂量に対する堆積度合い、国のダム検査の指導内容等を総合的に勘案して判断します。なお、事業者自らの判断に基づいて浚渫を行うことは可能です。この場合、費用負担は事業者となります。
778	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑧		洪水期の貯水池水位について	貯水池の運用に関して現行の県の管理方法（洪水調整容量が無い点を踏まえた管理方法）について、その指導を受けることは可能でしょうか。	県から事業者への引継については、合理的な範囲で事業開始後実施します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
779	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑧		洪水期の貯水池水位	県が実施している「事前に水位を下げた貯水池運用」に関して、具体的な運用ルール(制限事項等)を開示していただけますか。	中津ダム、茗荷谷ダムとも具体的な運用ルールはありません。予想雨量、貯水位を踏まえ、急激な放流とならないよう余裕をもって発電により水位を下げる運用を適宜行っています。
780	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑧		洪水期の貯水池水位について	「事業者は、近年の異常降雨を考慮のうえ、最新の気象情報に注意を払うとともに、事前に水位を低下させた貯水池運用を行う等、被害防止に努めること。」とあります。他方、事業者は、県が制定したダムの操作規定に従って操作している限りにおいて、操作の結果については、責任を問われないものと理解しております。一方、15頁のIV章1節(8)で「事業者は、事業対象施設の運営維持を安全かつ効率的に行うため、保安規程をより詳細化した基準、要領、細則等の諸規程を整備し、保安規程及びこれら諸規程に従い本事業を実施すること。」とあります。被害防止に努める、というのは、こうした諸規程を定めて運用すること、と理解してよろしいでしょうか。	本項で示した「被害防止に努めること」とは、大規模な降雨が予想される場合に、事前に発電により貯水池内の水位を低下させ、出水に備えることを指します。
781	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑧	ウ	洪水期の貯水池水位について	洪水期の出水に対して下流域への被害防止の観点から事前に貯水池水位を低下させる運用実績、及び運用ルールがあれば、教示の程、お願い申し上げます。	中津ダム、茗荷谷ダムとも運用実績及び具体的な運用ルールはありません。予想雨量、貯水位を踏まえ、急激な放流とならないよう余裕をもって発電により水位を下げる運用を適宜行っています。
782	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑧		洪水期の貯水池水位について	洪水期の事前に水位を低下させた貯水池運用について、気象条件・流入量等の条件、また、決められた制限水位の取り決めはあるでしょうか。	中津ダム、茗荷谷ダムとも具体的な運用ルールはありません。予想雨量、貯水位を踏まえ、急激な放流とならないよう余裕をもって発電により水位を下げる運用を適宜行っています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
783	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑧		洪水期の貯水池水位について	事前放流につき、ダム操作規程の他、県が現在実施している意図、業務マニュアルおよび過去履歴につき開示いただくことは可能でしょうか。	中津ダム、茗荷谷ダムとも具体的な運用ルールはありません。予想雨量、貯水位を踏まえ、急激な放流とならないよう余裕をもって発電により水位を下げる運用を適宜行っています。
784	要求水準書 (案)	50	VI	3	(8)	⑨		三朝調整池	事業者が最善を尽くしたにも関わらず、小鹿第二発電所の保安を優先した結果、三朝調整池の下流域に損害が発生した場合には、事業者は免責になるという理解でいいですか	事業者には臨機の措置を求めますが、その詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
785	要求水準書 (案)	50	IV	3	(9)			準拠すべき規程	本項(9)の三朝調整池の運用に関しても県が策定した規程類があり、それらに基づき基づき業務を行うとの理解で良いか。その場合、P15IV 2(8)「各規定を遵守するための諸規定の策定、遵守」の規定を修正願いたい。	三朝調整池に限定した県の規定はありません。従って、IV. 2. (8)に記載の事項は原文のとおりとします。
786	要求水準書 (案)	50	IV	3	(9)			三朝調整池に関する業務	「三朝調整池余水吐から越流しない」との記述は運転期間中に求められるものであり、再整備期間中に気象条件により越流する場合や施設の再整備のために排水を行う場合はこの項目で制限されないと考えてよろしいですか。	再整備期間中の三朝調整池からの流水は、雨水及び導水路からの湧水のみ、適切な処理を行った上で認めます。ただし、気象条件により越流し、急激に下流河川の水位上昇を招くことがないように、計画的に調整池水位を下げる等の運用を求めます。
787	要求水準書 (案)	50	VI	3	(9)			三朝調整池に関する業務	下流域の余水路又は河川改修を行うことで、余水を安定的に流下させることができれば、調整池余水路は使用可能なかご教示頂けませんでしょうか。	余水を安定的に流下可能な構造とし、且つ周辺住民の理解を得られれば、使用は可能です。
788	要求水準書 (案)	50	VI	3	(9)			三朝調整池に関する業務	三朝調整池余水吐から越流しないような運転を行うとありますが、現状どのような運転をしているのかご教授いただけないでしょうか。	調整池水位を上げないよう運転しております。
789	要求水準書 (案)	50	VI	3	(9)			三朝調整池に関する業務	余水吐の越流を防止するための制御装置にある機能又は、これに準ずる設備があればご教示ください。	越流を防止する制御装置は設置していません。水位により運用しております。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
790	要求水準書 (案)	50	VI	3	(9)			三朝調整池に関する業務	余水吐の越流を防止するため、運用ルール等の定めを設けて操作している場合には、その運用方法をご教示ください。	詳細は競争的対話において調整するものとします。
791	要求水準書 (案)	50	IV	3	(10)			準拠すべき規程	P15IV2(8)「各規定を遵守するための諸規定の策定、遵守」において、県の基準等を参考に事業者が規定するとの趣旨の記載があるが、本項(10)の規定が優先され、県が策定した規程類に基づき業務を行うとの理解で良いか。その場合、P15の規定を修正願いたい。	48頁VI. 3. (8)が優先されるため、要求水準書(案)に反映させます。
792	要求水準書 (案)	51	VI	3	(10)	①		管理水位	国の指示等に基づき、管理水位が変更された場合の減電分は県で補償していただけますか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
793	要求水準書 (案)	51	VI	3	(10)	①		洪水制限水位、管理水位の遵守	過去の管理水位の変更合意時点における減電の見込み値とその実績を開示いただけますでしょうか。	見込数、実績に係るデータは存在しません。
794	要求水準書 (案)	51	VI	3	(10)	①		農工業用水確保水位、修正農工業用水確保水位	過去の修正農工業用水確保水位合意時点における減電の見込み値とその実績を開示いただけますでしょうか。	見込数、実績に係るデータは存在しません。
795	要求水準書 (案)	51	VI	3	(10)	①		農工業用水確保水位、修正農工業用水確保水位	県とダム管理者間による協議で菅沢ダムの農工業用水確保水位が変更された場合の損失(減電)は県の負担でよろしいでしょうか。	制限水位(7月は管理水位)の変更以外の変更に係る損失の負担は考えていません。
796	要求水準書 (案)	52	IV	3	(10)	④		黒坂発電所との運転連系	「低使用水量・長時間運転」の内容は収入を規定する発電量の予測精度向上に必須の資料であるため、遅くとも一次審査通過次第提供願いたい。発電量の予測精度向上は、運営権対価の設定にも影響を及ぼす内容であり、早期の開示は双方に好ましいと考える。また、但書きにある「渇水調整会議の決定事項」についても合わせて、開示願う。	現在漁業関係者との調整の結果、4～7月は日中を通じて2t/日で運転する運用を行っていることを表現したもので、黒坂発電所からの要請を受け、水量の変更を行うことはありませんので、その点を要求水準書に反映します。なお、渇水調整会議の決定事項は募集要項等として公表予定の、開示資料において示します。
797	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	①		修正農工業用水確保水位	県とダム管理者の協議に基づき、修正農工業用水確保水位が変更された場合の減電分は県で補償していただけますか。	制限水位(7月は管理水位)の変更以外の変更に係る損失の負担は考えていません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
798	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	②		菅沢ダム運用計画の策定	過去の「運用会議」にて協議、合意された内容を開示していただけますか。	運用会議での合意事項は、菅沢ダム運用曲線（開示資料No. 1102）です。
799	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	②		菅沢ダム運用計画の策定	過去の「運用会議」に基づき減電が生ずる場合、県で補償していただけますか。	制限水位（7月は管理水位）の変更以外の変更に係る損失の負担は考えていません。
800	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	②		菅沢ダム運用計画の策定と遵守	日野川第一についてのみ、下流の既得水利に影響を与えない発電を行うよう求めています。その他3発電所についても同様に、下流の既得水利に影響を与えないよう記載いただけますでしょうか。	各発電所毎の水利使用規則及び取水規程に従った運転を行う必要を記載した原文のとおりとします。
801	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	③		ダム管理者及び県からの要請に対する対応	「ダム管理者から貯水池の効率的運用を目的とした発電や渇水時に下流利水者への水を確保するための発電等の要請」に関して、過去の要請内容を開示してください。	募集要項等として公表予定の、開示資料において、渇水調整会議の開催時期、決定内容を開示します。
802	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	③		ダム管理者及び県からの要請に対する対応	「ダム管理者から貯水池の効率的運用を目的とした発電や渇水時に下流利水者への水を確保するための発電等の要請」に関して、過去の要請内容に基づき減電が生ずる場合、県で補償していただけますか。	リスク分担表No. 61に該当し、事業者のリスクと考えています。
803	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転連携	毎年4～7月の低使用水量・長時間運転に関し、漁業関係者からの同意取得に向けた取り組み状況をご教授頂けませんでしょうか。併せて毎年4～7月の低使用水量・長時間運転において、漁業補償はありますでしょうか。	4～7月の水量について、漁業関係者との間で未調整の内容はありません。要求水準書（案）の記載が誤解を招きかねない表現のため、募集要項等として公表予定の要求水準書に反映します。なお、このことに係る漁業報償はありません。
804	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転連携	過去の「渇水調整会議」にてダム運用への制約が発生した事例を開示していただけますか。	募集要項等として公表予定の、開示資料において、渇水調整会議の開催時期、決定内容を開示します。
805	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転連携	過去の「渇水調整会議」に基づき減電が生ずる場合、県で補償していただけますか。	募集要項等として公表予定の、開示資料において、渇水調整会議の開催時期、決定内容を開示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
806	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転 連携	漁業関係者の同意が得られるまでの間とありますが、現在、県において合意形成に向けた協議を実施していますでしょうか。また、他の利水関係者とは協議を実施していますでしょうか。	漁業関係者及び利水関係者への説明は進めています。なお、要求水準書（案）の記載が誤解を招きかねない表現のため、募集要項等として公表予定の要求水準書に反映します。
807	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転 連携	日野川第一発電所の利水関係者のみ言及していますが、その他3発電所の利水関係者とのこれまで調整した経緯や合意事項は引き継がれるのでしょうか。	日野川第一発電所を除く3発電所についても、既存利水関係者からの要請に基づき、一時的な灌漑用の水量確保への対応などを行っており、これらについて引き継ぐ予定です。
808	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転 連携	黒坂発電所と連携した運転を行っており、これを継続することとありますが、効率的な事業運営の検討にあたり、黒坂発電所を所管する事業者が本事業に応募する場合、他の応募者に比べ、情報量等に於いて明らかに優位な差があることが想定されますが、応募者の公平性の観点から何らかのご配慮は検討頂けますでしょうか。	黒坂発電所の要請を受け、発電量をコントロールすることはなく、黒坂発電所の運営者がその点で優位にあるとは考えていません。なお、要求水準書の記載が誤解を招きかねない表現のため、募集要項等として公表予定の要求水準書に反映します。
809	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転 連携	日野川第一発電所について、中国電力所管の黒坂発電所と連携した運転を行っているとの記載がありますが、仮に中国電力が本公募への参加を検討している場合であっても、当該連携に関する日野川第一発電所に対する要求について公平性を欠くようなことが無いよう必要な措置を設けて頂くことを希望致します。	黒坂発電所の要請を受け、発電量をコントロールすることはなく、黒坂発電所の運営者がその点で優位にあるとは考えていません。なお、要求水準書の記載が誤解を招きかねない表現のため、募集要項等として公表予定の要求水準書に反映します。
810	要求水準書 (案)	52	VI	3	(10)	④		黒坂発電所との運転 連携	黒坂発電所との連携が不明瞭なため、具体的にどのような連携が必要なのか、定性的・定量的な説明をお願いしたい。	黒坂発電所の要請を受け、発電量をコントロールすることはなく、黒坂発電所の運営者がその点で優位にあるとは考えていません。なお、要求水準書の記載が誤解を招きかねない表現のため、募集要項等として公表予定の要求水準書に反映します。
811	要求水準書 (案)	53	VII	2	(1)	①		事業統括責任者の 配置	事業統括責任者の要件（実績、資格等）について、具体的に想定されているものがあればご教示下さい。	ありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
812	要求水準書 (案)	53	VII	2	(1)	①		事業統括責任者の配置	事業統括責任者の資格、経験、居住地等に関して、県側から条件を付したり、提案時の評価項目とすることを想定していますか。	県側から条件を付すことはありません。その他については、募集要項等をご確認ください。
813	要求水準書 (案)	53	VII	2	(1)	②		その他の人員配置	「事業者は、事業統括責任者を補佐する、技術、財務等の専門家を、その役割を明確化したうえで、必要に応じて適切に配置することと」ありますが、SPCから構成企業等への委託や常勤・非常勤等は事業者が適切に判断すれば良いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
814	要求水準書 (案)	54	VII	2	(5)	②		取締役会	取締役会の設置は必須でしょうか。	必須とします。
815	要求水準書 (案)	55	VII	3	(1)			計算書類等の作成	①について、「会計監査人による監査済計算書類」の提出が求められていることから、会計監査人の設置は必須という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
816	要求水準書 (案)	55	VII	3	(2)			長期収支計画	収支計画の内容について県の意向を反映させること、とありますが、運営対価以外の点で県が留意するポイントがあればあらかじめご教示下さい。	提案様式として県が指定しているレベルの項目の明示が、ポイントの一つと考えます。
817	要求水準書 (案)	55	VII	3	(2)			長期収支計画	長期収支計画は4発電所纏めた計画を策定するという理解でよろしいでしょうか。会社の総務部門の人件費等、4発電所に共通して発生する間接費用は按分が難しく、4発電所共同の事業計画の提出を認めて頂きたいと考えています。	4発電所纏めた計画とすることに差支えはありませんが、提案様式として県が指定しているレベルの項目の明示をお願いします。
818	要求水準書 (案)	55	VII	3	(2)			長期収支計画	長期収支計画は延長期間を含まないという理解でよいか、確認させてください。延長期間は相当先のことであり、FIT期間後の売電単価等、計画の前提条件を検証するにあたって必要な経済・市場情勢の予測が難しく、計画として策定することは困難を極めると理解しております。	延長期間は含みません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
819	要求水準書 (案)	55	VII	3	(2)			長期収支計画	収支計画の作成に際し、貴県の意向を十分に反映させることとありますが、毎年度の収支計画の作成前に、貴県から事前のご指導があるということでしょうか。	オプション延長時の協議を円滑にする、本事業を踏まえた県側の関係処理を円滑にする等のために、県の意向を反映いただきたいとの趣旨です。
820	要求水準書 (案)	-	-	-	-	-	-	開示資料共通	開示される資料として、複数の報告書及び企業名が示されています。これらの報告書を作成した企業の応募参加資格や公平性担保の手法について教えて頂けますでしょうか。	ご質問の報告書に係る業務は完了済みの業務であるため、参加制限を課す必要はないと考えています。
821	リスク分担表	1					5	No. 5	ダム使用权の更新も貴県がリスク負担者と認識しております。	県は自らの責任及び費用負担において特定多目的ダム法第17条に定めるダム使用权を維持します。ただし、県が要求水準書等に従い許認可の維持について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任及び費用負担においてこれに応じるものとします。
822	リスク分担表	1					5	No. 5	水利権の更新が出来ない可能性はあるのでしょうか。	県は自らの責任及び費用負担において特定多目的ダム法第17条に定めるダム使用权を維持するものとします。
823	リスク分担表	1					5	No. 5	県が取得すべき許認可の一覧をいただけますでしょうか。	県が取得すべき許認可は、実施方針14頁「(7)事業者が取得する権利等③県が引き続き保持する主な権利」に記載のとおりです。なお、土地の使用权原に関する許認可は開示資料No. 301「土地の使用权原資料」を参照してください。
824	リスク分担表	1					5	許認可リスク	貴県が取得すべき許認可とは何でしょうか。	河川法上の許可及び特定多目的ダム法上のダム使用权等ですが、詳細は特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
825	リスク分担表	1					7～9	政治関連リスク 税制リスク	「No.8 消費税・地方消費税にかかる税率の変更」において、負担者が事業者となっていますが、事業者でコントロールできるものではないため、県にて負担をお願いしたい。	ご指摘をふまえて、再整備費に係る消費税・地方消費税の税率変更リスクは県が負担するものとします。ただし、運営権対価に係るものは事業者負担とします。また、運営維持業務段階の消費税・地方消費税の税率変更リスクは原文のとおりとします。
826	リスク分担表	1					7～9	政治関連リスク 税制リスク	「No.9 その他広く一般的に適用される税制の変更・新設」とは具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。「その他広く」の定義が明確でないことから、県・事業者双方が負担するリスクとすべきと考えます。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
827	リスク分担表	1					13	No.13	反対運動・訴訟等のうち事業者に帰責するもの、とはどのように判断されるのでしょうか。本事業への反対であれば、事業者に帰責では無いとの理解でしょうか。	再整備業務・運営維持業務の具体的な実施方法・実施状況に関する反対運動等が、事業者の帰責事由によるものとします。本事業を公共施設等運営事業として実施する企画自体は県が設定した条件であり、事業者の帰責事由には該当しないものとします。
828	リスク分担表	1	-	-	-	-	13	住民問題リスク	再整備業務と運営維持業務を実施することは、本事業を実施することそのものですが、No.12と分けしておられる理由をご教示下さい。例えば、再整備で重機を搬入して作業をすること等、本事業の実施には不可欠と考えられ、それに対する住民反対運動・訴訟等は事業そのものに帰責するものと考えられます。事業に帰責するものと事業者に帰責するものの区別に関しご教示頂けないでしょうか。	再整備業務・運営維持業務の具体的な実施方法・実施状況に関する反対運動等が、事業者の帰責事由によるものとします。本事業を公共施設等運営事業として実施する企画自体は県が設定した条件であり、事業者の帰責事由には該当しないものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
829	リスク分担表	1					13	住民問題リスク	事業者に帰責するものとは、貴県が再整備業務・運営維持業務を行われた場合でも生じ得る反対運動・訴訟等については、事業者に帰責するものではなく、事業者の善管注意義務違反等に起因するものが事業者に帰責する事由と理解して差支え御座いませんか。	事業者の責めに帰すべき事由により生じた反対運動・訴訟等への対応は事業者負担としますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
830	リスク分担表	1					14	環境問題リスク	貴県が再整備業務・運営維持業務を行われた場合でも生じ得る事象については、事業者に帰責するものではなく、事業者の善管注意義務違反等に起因するものが事業者に帰責する事由と理解して差支え御座いませんか。	事業者の責めに帰すべき事由により生じた環境問題への対応は事業者負担としますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
831	リスク分担表	1					14	環境問題リスク	維持流量の増放流に伴う減電相当分は、貴県に負担いただけないでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
832	リスク分担表	1					14	環境問題リスク	貯水池水質悪化に起因した変色・異臭がある発電放流水も対象でしょうか。	再整備業務・運営維持業務の実施に要求水準未達の点がある場合（事業者帰責の場合）には、事業者負担のリスクとするものとします。
833	リスク分担表	1					14	環境問題リスク	貴県の責めによる濁水による漁業補償はどのように取り扱われるのでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県が当該損害を賠償又は補償します。なお、第三者に損害を及ぼした場合の損害賠償責任の詳細は特定事業契約等をご確認ください。
834	リスク分担表	1					15	第三者賠償リスク	貴県が再整備業務を行われた場合でも生じ得るリスク内容記載事項については、事業者に帰責するものではなく、事業者の善管注意義務違反等に起因するものが事業者に帰責する事由と理解して差支え御座いませんか。	再整備業務により生じた第三者の損害賠償責任は事業者としますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
835	リスク分担表	1					15	第三者賠償リスク	小鹿第二の更新における騒音、振動は不可避免なため、貴県の協力（地元説明会での対応等）をお願いできますでしょうか。	再整備業務の遂行に係る責任の分担は事業者負担を基本としますが、必要に応じて県と事業者の間で協議の上対応するものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
836	リスク分担表	1					16	第三者賠償リスク	貴県が再整備業務を行われた場合でも生じ得るリスク内容記載事項については、事業者に帰責するものではなく、事業者の善管注意義務違反等に起因するものが事業者に帰責する事由と理解して差支え御座いませんでしょうか。	再整備業務により生じた第三者の損害賠償責任は事業者としますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
837	リスク分担表	1					17	No. 17	既存設備の瑕疵・貴県帰責による瑕疵が原因で起こった事故に関するものは県負担として頂けませんでしょうか。	県の瑕疵担保責任の範囲において県が負担するものとしませんが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
838	リスク分担表	1					17	施設の瑕疵による事故	施設の瑕疵とありますが、再整備業務にかかる部分の瑕疵に限定されるという理解でよろしいですか	再整備業務にかかる部分の瑕疵には限定されないものとしします。なお、県の瑕疵担保責任の範囲において県が負担するものとししますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
839	リスク分担表	1	-	-	-	-	17	第三者賠償リスク	事業者が整備する前から存在する瑕疵に起因するものについては、県の負担として頂きたく存じます。	県の瑕疵担保責任の範囲において県が負担するものとししますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
840	リスク分担表	1					17	第三者賠償リスク	施設の瑕疵による事故に関するもので、貴県が瑕疵担保責任を有する事項は貴県がリスク負担者と理解しておりますが、認識に齟齬は御座いませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
841	リスク分担表	1					17	第三者賠償リスク	再整備対象施設の既存の瑕疵に起因して第三者に損害が発生した場合には、当該瑕疵の原因は事業者でない以上、事業者のリスク負担者とするのは不合理ですので、補足説明として、「事業者の再整備業務及び運営維持管理段階の修繕・補修に起因する瑕疵に限り、事業者が負担する」としてください。	再整備業務にかかる部分の瑕疵には限定されないものとしします。なお、県の瑕疵担保責任の範囲において県が負担するものとししますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
842	リスク分担表	1					19	施設の劣化及び維持管理の不備による事故	施設の劣化・維持管理の不備とありますが、事業者が要求水準、保安規定、マニュアル等に基づき適正に運営維持を行っていた場合は、事業者負担ではなく県の負担という理解でよろしいですか	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
843	リスク分担表	1					20	経済リスク 物価変動リスク	「No. 20 インフレ・デフレに関するもの」は事業者負担となっているが、事業者でコントロールできるものではないため、県で負担して頂けないでしょうか。 もしくは、一定割合（例えば1%）までは事業者負担、それを超える場合は県負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
844	リスク分担表	1					20	物価変動リスク	再整備業務について、通常の公共工事と同様物価スライドによる物価変動リスクの県による一部負担をお願いいたします。	原文のとおりとします。
845	リスク分担表	1					23	事業者の債務不履行リスク	サービス水準とは何でしょうか。	事業者による業務の質等の水準をいいます。
846	リスク分担表	1					24	事業者の債務不履行リスク	事業者の義務とは何でしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
847	リスク分担表	1					25	公共債務不履行リスク	一部のダム運用業務等、県が実施する業務に起因する損失リスクは、県の債務不履行リスクとして、県負担となる理解で間違いはないでしょうか。	ダムの管理・運用は募集要項等で示すところにより、事業者が行うことを基本としますが、県の事業者に対する債務不履行についてはご理解のとおりです。
848	リスク分担表	1	-	-	-	-	26	自然災害リスク	事業者が原則として負担を負うものとされ、詳細は実施方針本文による、とありますが、実施方針26頁Ⅲ章2節（1）不可抗力リスクには、「不可抗力が生じ、復旧費用や逸失利益等の条件が、特定事業契約等に定める範囲を超える場合には、県が一定の負担を行う。」とあり、リスク分担表も、場合によって県と事業者の双方で負担を分担し得ると記載願います。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
849	リスク分担表	1				26	No. 26	不可抗力事由発生時については一定の範囲を超えた場合、（条件無く）ご負担頂く形で整理頂けないでしょうか。通常のプロジェクトファイナンスでは、不可抗力事由による損害等については、保険にてカバー（保険の免責がある部分につき、事業SPCにリザーブを積立）しており、本事業につきましても、民間の保険でカバー出来ない損害範囲が残る可能性や保険料が高額になり健全な事業運営が出来ない蓋然性が高くなる場合、何かしらの手当てをご検討頂きたいとお願ひ致します。	不可抗力発生時の責任及び損害等の分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
850	リスク分担表	1				26	No. 26	自然災害による損害は事業方針上、特定事業契約等に定める範囲を超える場合には、貴県が一定の負担を行うと記載されているため、負担者のうち、貴県に△がつくものと認識しております。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
851	リスク分担表	1				26	自然災害リスク	不可抗力リスクの自然災害リスクは、貴県が事業を行われた場合でも生じる予見できず、かつ一般的に保険適用外の事象であり、貴県がリスクの主な負担者、事業者が限定的に責任を負うという整理にしていただけませんか。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
852	リスク分担表	1				26 ～ 27		実施方針上、不可抗力リスク（自然災害リスク、人為的災害リスク）は県と事業者双方の協議によって決めるものという理解でおりますが、それによろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等において示すとおり、県と事業者とでリスクを分担します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
853	リスク分担表	1	-	-	-	-	27	不可抗力リスク	事業者が原則として負担を負うものとされ、詳細は実施方針本文による、とありますが、実施方針26頁Ⅲ章2節(1)不可抗力リスクには、「不可抗力が生じ、復旧費用や逸失利益等の条件が、特定事業契約等に定める範囲を超える場合には、県が一定の負担を行う。」とあり、リスク分担表も、場合によって県と事業者の双方で負担を分担し得ると記載願います。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
854	リスク分担表	1					27	No. 27	暴動・戦争等の人為的災害による損害は事業方針上、特定事業契約等に定める範囲を超える場合には、貴県が一定の負担を行うと記載されているため、負担者のうち、貴県に△がつくものと認識しております。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
855	リスク分担表	1					27	人為的災害リスク	不可抗力リスクの人為的災害リスクは、貴県が事業を行われた場合でも生じる予見できず、かつ一般的に保険適用外の事象であり、貴県がリスクの主な負担者、事業者が限定的に責任を負うという整理にしていただけませんか。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
856	リスク分担表	2					34	設計リスク	県の提示条件、指示とは何でしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
857	リスク分担表	2	-	-	-	-	38	用地取得リスク	リスク分担表2頁No37の管理事務所の設置するための敷地と同様に、資材置場、現場事務所を発電施設整備予定地以外に設置せざるを得ない場合は、県にて用地を確保頂くことを検討頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。また、管理事務所を設置するための敷地については事業者のリスクにより使用権源を確保するものとしています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
858	リスク分担表	2	-	-	-	-	39	工事遅延・完工不能リスク	県の指示や不可抗力による工期遅延・完工不能となる場合には、県の負担とすべきと考えます。	県の帰責事由による工期延長・完工不能はご理解のとおりですが、詳細は募集要項等において示します。また、不可抗力については現時点の想定を実施方針本文に記載していますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
859	リスク分担表	2					39	工事遅延・完工不能リスク	貴県の帰責事由による工事遅延にかかる費用は、貴県で負担していただけないでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
860	リスク分担表	2	-	-	-	-	41	コスト・オーバーランリスク	県の指示だけでなく不可抗力によるコストオーバーランリスクは県の負担とすべきと考えられます。	県の帰責事由によるコストオーバーランリスクはご理解のとおりですが、詳細は募集要項等において示します。また、不可抗力については現時点の想定を実施方針本文に記載していますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
861	リスク分担表	2					42	コスト・オーバーランリスク	「県の指示以外の工事費の増大・予算超過は事業者負担」となっていますが、工事期間中において超大型台風や大規模地震など想定外の自然災害等により復旧費用等が嵩む可能性も考えられます。 設計リスクの様に「事業者の責による工事費の増大・予算超過」とはならないでしょうか。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
862	リスク分担表	2					44	施設損傷リスク	具体的に想定される損害とは何でしょうか。	応募者においてご判断ください。
863	リスク分担表	2					44	施設損傷リスク	再整備業務として改修、補修される運営権設定対象施設はダムなど土木構造物すべてが工事目的物等との理解でよろしいでしょうか。	実施方針及び要求水準書（案）、また募集要項等を確認の上、応募者においてご判断ください。
864	リスク分担表	2					47	支払遅延・不能リスク	「No. 47 運営権対価の支払遅延・不能」は事業者リスクとありますが、運営権対価を受領する県のリスクではないでしょうか。事業者リスクであればどのようなリスクを想定されているかご教示ください。	前段については、原文のとおりとします。後段については、運営権対価支払遅延・不能時の事業者による違約金の支払い等を想定していますが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
865	リスク分担表	2					No. 49、50、52、55、56、59、61、63	県へ春米発電所の運営維持業務を委託する場合、リスク分担表にある以下No. のリスクは、県にてリスク負担を頂ける理解でよろしいでしょうか。 : No. 49、50、52、55、56、59、61、63	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
866	リスク分担表	2					No. 49、50、52、55、56、59、61、63	春米発電所に関して県への運営維持業務を委託する場合、リスク分担表にあるNo. 49、50、52、55、56、59、61、63のリスクは、受託者である県にてリスク負担を頂ける理解でよろしいでしょうか。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等に示しますが、委託内容、責任及び費用負担を含め詳細は競争的対話での協議を踏まえて調整するものとします。
867	リスク分担表	2					No. 49、50、52、55、56、59、61、63	春米発電所の県への運営維持業務委託においては、リスク分担表にある以下No. のリスクは、受託者である県のリスク負担を検討願います。 : No. 49、50、52、55、56、59、61、63	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
868	リスク分担表	2				50	No. 50	リスク負担範囲が甚大になることも想定され、民間事業者が負うべきリスクを逸脱することを懸念しております。事業者の故意・過失が無い限り、事業者負担としない立てつけをお願い致します。	事業者の責に帰すべき事由により第三者に生じた損害に事業者の負担を限定する予定ですが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
869	リスク分担表	2				50	要求水準の未達により下流域に被害をもたらすリスク	ダム放流警報装置の不具合があり下流域に被害が発生した場合、事業者が要求水準、保安規定、マニュアル等に基づき適正に運営維持を行っていた限りは事業者負担ではなく県の負担という理解でよろしいですか	事業者の責に帰すべき事由により第三者に生じた損害は、事業者が第三者に対して損害賠償するものとします。ただし、事業者による河川工作物の操作及び運用が要求水準を充足していないことにより生じた第三者の損害を県が賠償した場合には、県は事業者に対して求償するものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
870	リスク分担表	2					50	要求水準の未達により下流域に被害をもたらすリスク	監視制御システムの不具合があり下流域に被害が発生した場合、事業者が要求水準、保安規定、マニュアル等に基づき適正に運営維持を行っていた限りは事業者負担ではなく県の負担という理解でよろしいですか	事業者の責に帰すべき事由により第三者に生じた損害は、事業者が第三者に対して損害賠償するものとします。ただし、事業者による河川工作物の操作及び運用が要求水準を充足していないことにより生じた第三者の損害を県が賠償した場合には、県は事業者に対して求償するものとします。
871	リスク分担表	2	-	-	-	-	50	ダム運用リスク	事業者は、県が制定したダムの操作規定に従って操作している限りにおいて、操作の結果については、責任を問われないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者は、要求水準（ダム操作規定の遵守を含む）を満たして運営維持業務を行っている範囲において、責任を負担しないものとします。
872	リスク分担表	2					50	ダム運用リスク	要求水準の未達により、下流域に被害をもたらすリスクは事業者負担となっていますが、「要求水準の未達」とは何を指しているのでしょうか。要求水準書にあります「放流の際の巡回業務」や「洪水警戒時から洪水処理時までの体制の整備」などを対応していれば、「未達」とならず、実施方針にある「不可抗力リスク」として県及び事業者のいずれの責にも帰すべからざる事象とみなされるのでしょうか。もしくは、県によるリスク負担となるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準の未達とは、事業者による義務事業の実施に当たり、県が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準（事業者提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業者提案書による水準をいう）を達成していないことをいいます。
873	リスク分担表	2					50	要求水準の未達により下流域に被害をもたらすリスク	No. 50要求水準の未達以外での下流域に被害をもたらすリスクは、県あるいは国が負担者との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
874	リスク分担表	2					50	ダム運用リスク	当該リスクはダム操作マニュアルに従った運用をしている限り、原則として事業者がリスクを負担するのではなく、事業者の故意・重過失により下流域に被害をもたらした場合のみ、事業者のリスクと認識しておりますが、認識の齟齬は御座いませんか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業者は、要求水準（ダム操作規定の遵守を含む）を満たして運営維持業務を行っている範囲において、責任を負担しないものとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
875	リスク分担表	2					50	ダム運用リスク、他	事業者側が負担する第三者賠償リスクについて、上限の設定は可能でしょうか。	上限の設定は予定しておりません。
876	リスク分担表	2					50		ダム運用リスクは事業者負担とあるが、日野川発電所のダム(菅沢ダム)管理は要求水準書(案)において事業範囲外とあるため、リスク分担についてもダム使用权者である県で負担することとなる理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
877	リスク分担表	2					50	ダム運用リスク	現在のリスク分担表のリスクNo. 50では、ダム運用リスクについて、要求水準未達の場合についてのみ記載されており、要求水準を充足していた場合の取り扱いが記載されておりません。事業者がダム運用にかかる要求水準を充足していたにも関わらず、不可抗力事象により周辺地域への被害が生じた場合、貴県が損失負担する旨を、リスク分担表に明記していただけないでしょうか。	原文のとおりとしますが、リスク分担の詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
878	リスク分担表	2					50	ダム運用リスク	「要求水準未達により下流域に被害をもたらすリスク」について、要求水準が未達となる条件を要求水準書に明記していただけますでしょうか。	要求水準の未達条件を限定して列挙する記載は考えておりません。
879	リスク分担表	2					52	性能リスク	事業開始までに、貴県が要求水準を満足させるよう対応するべきと考えます(具体的には支水路や溪流取水堰堤に堆積した土砂の取り除き等)。	No. 52は、運営維持業務段階における維持管理を、事業者が要求水準に適合しない水準で実施した場合におけるリスク分担を示しています。
880	リスク分担表	2					56	劣化による施設の損傷	施設の劣化による損傷とありますが、事業者が要求水準、保安規定、マニュアル等に基づき適正に運営維持を行っていた場合は、事業者負担ではなく県の負担という理解でよろしいですか	事業者負担を基本とし、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
881	リスク分担表	2					56	施設損傷リスク	劣化による施設の損傷以外の事由による施設の損傷については、事業者の負担責任はないのでしょうか。	事業者負担を基本とし、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
882	リスク分担表	2					57	運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷	44との違いは何ですか。再整備対象外の資産の損害のことでしょうか。	No. 44は再整備業務段階のリスク分担、No. 57は運営維持業務段階のリスク分担を示しています。
883	リスク分担表	2					57	施設損傷リスク	火災による施設の損傷とは、運営維持業務開始後でしょうか。それとも開始前にかかりますでしょうか。 注)・火災の読み方についての確認	ここでは運営維持業務開始前を意味していません。
884	リスク分担表	2					57	施設損傷リスク	運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷（小鹿第一発電所・小鹿第二発電所・日野川第一発電所）以外の事由による施設の損傷については、事業者の負担責任なしとの理解でよろしいでしょうか。	事業者負担を基本とし、詳細は募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
885	リスク分担表	2					58	施設損傷リスク	火災による施設の損傷とは、運営維持業務開始後でしょうか。それとも開始前にかかりますでしょうか。 注)・火災の読み方についての確認	ここでは運営維持業務開始前を意味していません。
886	リスク分担表	2					61	発電に必要な水量の変動（上記以外のもの）	No. 61 異常な乾季で降雨が少なく発電できない場合の売電収入の下振れリスクは不可抗力の一貫として、県の負担をお願いしたい。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。
887	様式1 守秘義務に係わる誓約書	ii						別添 鳥取県営水力発電所再整備・運営事業 第二次被開示者への資料開示通知書	本資料の取扱について、提出期限は特段存在しなく、都度(第二次被開示者が出てくる度)提出する資料という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、期間終了日までにおいて、廃棄又は消去する必要があることについてはご確認ください。
888	その他 該当箇所なし								構成員からの出資は段階的に実施されることは許容されているとの理解でよろしいでしょうか。再整備業務は相当期間先に実施することとなるため、資金効率の向上の観点で段階実施を認めて頂きたいと思います。	コンソーシアム構成員の段階的な出資を許容しますが、その詳細を、提案書等を通じて県に明示ください。
889	その他	-	-	-	-	-	-	保険	現在、県において付保している保険の内容をご教示ください。	(公財)都道府県センター（災害共済部）の建物共済、機械損害共済に加入しています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目			
890	その他							水力発電事業の出離力制御のリスク分担について	運営期間において、本事業が出力制御の対象となった場合等、事業者の帰責に起因せず売電収入が減額となった場合、得べかりし収入の補填や分割金の減額等をお願いしたい。	募集要項等として公表予定の、特定事業契約等をご確認ください。